新旧対照条文(目次)公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案

+	九	八	七	六	五.	四	三	<u> </u>	_
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)(第十四条関係) ・・・・・・・・・・・8	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)(第十二条関係) ・・・・・・・・・・・8	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)(第十一条関係) ・・・・・・・・・8	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(第十条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)(第八条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)(第六条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)(第四条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・4	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(第一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

二 十 三	<u>-</u> + -	<u>-</u> +	二十	十 九	十八	十七	十六	十 五	十四四	十三	<u>+</u> <u>-</u>	+
一 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定により	一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(第二十八条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)(第二十七条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(第二十六条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	健康保険法(大正十一年法律第七十号)(第二十五条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)(第二十四条関係) ・・・・・13	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)(第二十三条関係) ・・・・・・・・・ 13	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)(第二十条関係) ・・・・・・・・・ 13	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(第十九条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)(第十八条関係) ・・・・・・・・・・・12	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)(第十七条関係) ・・・・・・・・・・・・11	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)(第十六条関係) ・・・・・・・・10	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)(第十五条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

0 確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号) 抄 (公布日から二年以内の政令で定める日 (一部社会保障の安定財源の 号)の施行日

(傍線の部分は改正部分)

)施行)

(第一条関係)

改正案	現行
(用語の定義)	(用語の定義)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
4 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第	4 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第
一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条第	一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条、
一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付する	第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを
ことを要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第	要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第四項の
四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者	規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を
期間を除いたものを合算した期間をいう。	除いたものを合算した期間をいう。
5~10 (略)	5~10 (略)
(未支給年金)	(未支給年金)
第十九条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した	第十九条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した
者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあると	者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあると
の者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生きは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれら	、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己のきは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて
計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を	名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

2・3 (略) 請求することができる。

4 未支給の年金を受けるべき者の順位は、

5 (略)

(支給の繰下げ)

第二十八条 いて同じ。 齢又は退職を支給事由とするものを除く。) をいう。以下この条にお なつたときは、 六十六歳に達した日までの間において他の年金たる給付の受給権者と に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。 る前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣 その者が六十五歳に達したときに、 (付加年金を除く。) 又は被用者年金各法による年金たる給付)の受給権者であつたとき、 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達す この限りでない。 他の年金たる給付 又は六十五歳に達した日から (他の年金給 ただし (老 第一

け。 きは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみな 2 六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたと

他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日 七十歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者

二 七十歳に達した日後にある者(前号に該当する者を除く。) 七

十歳に達した日

3 • 4 (略

2·3 (略)

未支給の年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序によ

ارة

4

政令で定める。

5 (略)

(支給の繰下げ)

金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでなる前に当該老齢基礎年金の責において他の年金給付若しくは被用者年の計に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただしに当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただした当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただした当該老齢基礎年金の支給機下げの申出をすることができる。ただした当該老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する各法による年金たる給付の受給権を有する者であつて六十六歳に達すい。

2 六十六歳に達した日後に他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつた日」という。)以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日(以下こたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日(以下こたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日に以下に

3·4 (略)

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)

第三十四条 (略)

2 (略)

大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働とが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したこ

4~6 (略)

うことができない。

(支給要件)

満たないときは、この限りでない。 各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する第三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつては、死亡した者第二号に該当する場合にあつては、死亡した者のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する第三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の

一~四 (略)

(遺族の範囲)

該当したものとする。

「文は「子」という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者が保険者又は被保険者であつた者の配偶者又は子(以下単に「配偶者第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)

第三十四条 (略)

2 (略)

日後でなければ行うことができない。 定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規

4~6 (略)

(支給要件)

第三十七条 だし、 き、 険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満た 者期間があり、 ないときは、この限りでない。 各号のいずれかに該当する場合に、 死亡日の前日において、 第一号又は第二号に該当する場合にあつては、 遺族基礎年金は、 かつ、 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保 死亡日の属する月の前々月までに被保険 被保険者又は被保険者であつた者が次の その者の妻又は子に支給する。 死亡した者につ た

一~四 (略)

(遺族の範囲)

とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子(以下単に「妻」又は「子」第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる妻又は子は、被保第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる妻又は子は、被保

る子と生計を同じくすること。 時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当す一 配偶者については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当

二 (略)

の子と生計を同じくしていたものとみなす。 生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時そ子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつてまれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生

3 (略)

第三十九条 ち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じ 改定率とする。 七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した 生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率(第二十 当時第三十七条の二第一 に切り上げるものとする。)を加算した額とする. を切り捨て、 て得た額とし、 わらず、 同条に定める額に配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した 配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、 五十円以上百円未満の端数が生じたときは、 それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これ 以下この項において同じ。 項に規定する要件に該当し、)を乗じて得た額 前条の規定にかか かつ、 これを百円 その者と (そのう

する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。 、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属の権利を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当しまれたときは、前項の規定の適用については、その子は、配偶者がそ2 配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生

2

と生計を同じくすること。の者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子一の妻については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時そ

一 (略)

2

と生計を同じくしていたものとみなす。生計を維持していたものとみなし、割は、その者の死亡の当時その子子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつてまれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、そのまれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、そのは保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生

3 (略)

第三十九条 する。 ず、 て、 とし、 じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率(第二十七条の三 げるものとする。)を加算した額とする。 及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率と でについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額 十七条の二第一項に規定する要件に該当し、 五十円以上百円未満の端数が生じたときは、 同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三 それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨 以下この項において同じ。 妻に支給する遺族基礎年金の額は、)を乗じて得た額 かつ、 前条の規定にかかわら これを百円に切り その者と生計を同 (そのうち二人ま

翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれ

- 3 するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数 一人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当 一人以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の一人又は 配偶者に支給する遺族基礎年金については、第一項に規定する子が
- (略)

に応じて、年金額を改定する。

係と同様の事情にある者を含む。 配偶者以外の者の養子 (届出をしていないが、 以下同じ。)となつたとき。 事実上養子縁組関

(略)

五. 配偶者と生計を同じくしなくなつたとき。

六~八 (略

(失権

第四十条 略

2 するほか、第三十九条第一項に規定する子が一人であるときはその子 てその全ての子が、 配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、 同項に規定する子が二人以上であるときは同時に又は時を異にし 消滅する。 同条第三項各号のいずれかに該当するに至つたと 前項の規定によつて消滅

3 略

(支給停止)

第四十一条

(略)

2 第二項又は次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを るとき 子に対する遺族基礎年金は、 (配偶者に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは 配偶者が遺族基礎年金の受給権を有す

> 3 じて、 以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、 以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の一人又は二人 に至つた日の属する月の翌月から、 妻に支給する遺族基礎年金については、第一項に規定する子が二人 年金額を改定する。 その該当するに至つた子の数に応 その該当する

(略)

同様の事情にある者を含む。 妻以外の者の養子 (届出をしていないが、 以下同じ。)となつたとき。 事実上養子縁組関係と

兀 (略)

五. 妻と生計を同じくしなくなつたとき。

六~八 (略)

(失権

第四十条 (略)

2 同項に規定する子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそ のすべての子が、 ほか、第三十九条第一項に規定する子が一人であるときはその子が、 は、 妻の有する遺族基礎年金の受給権は、 消滅する。 同条第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき 前項の規定によつて消滅する

3 (略)

(支給停止)

第四十一条 略

2 き は次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。) 子に対する遺族基礎年金は、 (妻に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは第二項又 妻が遺族基礎年金の受給権を有すると

、その間、その支給を停止する。除く。)、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは

する。
よつて、その所在が明らかでなくなつた時に遡つて、その支給を停止以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請に第四十一条の二 配偶者に対する遺族基礎年金は、その者の所在が一年 :

| ることができる。| 2 | 配偶者は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請す

(支給要件)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

一 (略)

る月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。 ここでつたとき。ただし、当該胎児であつた子が生まれた日の属す配偶者が死亡した者の死亡により遺族基礎年金を受けることができ当該胎児であつた子が生まれた日においてその子又は死亡した者の 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、

停止されるものであるときは、前項の規定は適用しない。金の受給権を取得した場合(その者の死亡によりその者の配偶者が遺金の受給権を取得した場合(その者の死亡によりその者の配偶者が遺事)項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年

その支給を停止する。
又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間

2

(支給要件)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、二 死亡した者の死亡日において出版年金の受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合(その者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合(その者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除く。)であつて、その受給権を取得した場合を除る。)であるときは、前項の規定は適用しない。

3

第八十七条の二 第一号被保険者 ができる。 ている者及び国民年金基金の加入員を除く。)は、 よりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされ 又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しな に定める額の保険料のほ し出て、 いものとされている者、 その申出をした日の属する月以後の各月につき、 第九十条の二第一項から第三項までの規定に か、 四百円の保険料を納付する者となること (第八十九条第一項、 厚生労働大臣に申 第九十条第一項 前条第三項

2·3 (略)

をしたものとみなす。
基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出4 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、国民年金

たものを除き、納付することを要しない。当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されつたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該用を受ける被保険者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至第八十九条 被保険者(第九十条の二第一項から第三項までの規定の適

√ 三 (略)

た期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつにおいて「被保険者等」という。)から当該保険料に係る期間の各月でおいて、被保険者又は被保険者であつた者(次条から第九十条の三までが項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につる。

第八十七条の二 第一号被保険者(第八十九条、第九十条第一項又は第第八十七条の二 第一号被保険者(第八十九条、第九十条第一項又は第300円 第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている 高額の保険料のほか、四百円の保険料を納付することを要しないものとされている 高額の保険料のほか、四百円の保険料を納付することを要しないもの とされている 第一項の規定により保険料を納付することを要しないもの る。

2 · 3 (略)

に、前項の申出をしたものとみなす。
日に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の一年の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規

付することを要しない。

付することを要しない。

が次の各号のいずれかに該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当なくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されるときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該用を受ける被保険者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至第八十九条。被保険者(第九十条の二第一項から第三項までの規定の適

√三 (略)

(新設)

第九十条 でない。 偶者のい 係る期間を除く。 四条第一 料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間 を納付することを要しないものとし、 間を除く。)に係る保険料につき、 定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるも までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法 ときは、 一十六号) (以下「学生等」という。 厚生労働大臣は、 ず 項の規定により追納が行われた場合にあつては、 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつた 第五十条に規定する高等学校の生徒、 れかが次の各号のいずれにも該当しないときは、)に算入することができる。 その指定する期間)である期間若しくは学生等であつた期 既に納付されたものを除き、これ 申請のあつた日以後、 (次条第一項から第三項 ただし、 (昭和二十二年法律第 同法第八十三条に規 世帯主又は配 当該追納に 当該保険 この限り (第九十

下であるとき 料については、 前年の その者の扶 該 保険料 所得 を納 (一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険 前 養親族等の有無及び数に応じて、 々年の所得とする。 付 することを要しないものとすべ 以下この章において同じ。 政令で定める額以 き月の属する年

二 (略)

する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。あつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める障害者で

四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要

第九十条 等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたもの た者 期間を除く。 第 係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間 付することを要しないものとし、 項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法 申請があつたときは、 のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、 及び第九十三条第 令で定めるもの 八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政 十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、 項の規定により追納が行われた場合にあつては、 (次条及び第九十条の三において 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であ)に算入することができる。 (以 下 一項の規定により前納されたものを除き、これを納 厚生労働大臣は、 「学生等」という。)である期間若しくは学生 申請のあつた日以後、 「被保険者等」という。 その指定する期間 ただし、 世帯主又は配偶者 当該追納に係る この限りでな 当該保険料に (第九十四 (次条第 (昭和二)から 同法第

下であるとき。が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。)(前年の所得(一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険))

一 (略)

あつて、前年の所得が政令で定める額以下であるとき。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める障害者で

四 地方税法に定める寡婦であつて、前年の所得が前号に規定する政

令で定める額以下であるとき。しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政

五 (略)

2~4 (略)

第九十条の二 とし、 することができる。 納が行われた場合にあつては、 規定する保険料四分の三免除期間 納付されたものを除き、 間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、 は次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期 つたときは、 ・ずれにも該当しないときは、 申請のあつた日以後、 厚生労働大臣は、 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があ ただし、 その四分の三を納付することを要しないもの 世帯主又は配偶者のい 当該保険料に係る期間を第五条第五項に 当該追納に係る期間を除く。)に算入 その指定する期間 この限りでない。 (第九十四条第一項の規定により追 (前条第一項若しく ずれかが次の各号 既に

で定める額以下であるとき。の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年

二·三 (略)

た日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半くは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学、厚生労働大臣は、その指定する期間(前条第一項若しくは前項若し2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは

令で定める額以下であるとき。

五 (略)

2

略

第九十条の二 除き、 にあつては、 間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、 た日以後、 納付されたもの及び第九十三条第 しないときは、この限りでない。 分の三免除期間 は次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期 つたときは、 ただし、 その四分の三を納付することを要しないものとし、 当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料四 世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当 当該追納に係る期間を除く。 厚生労働大臣は、 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があ (第九十四条第一 その指定する期間 項の規定により追納が行われた場合 項の 規定により前納されたもの)に算入することができる (前条第 申請の 項若しく 既に あ を

で定める額以下であるとき。 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令

一·三 (略)

2

額を納付することを要しないものとし、 生等であつた期間を除く。 \mathcal{O} くは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは 及び第九十三条第 厚生労働大臣は、 その指定する期間 項の規定により前納されたものを除き、)に係る保険料につき、 (前条第一 申請のあつた日以後、 項若しくは前項若し 既に納付されたも 当該保 その半

いときは、この限りでない。だし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しなつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。た額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあ

で定める額以下であるとき。の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令一、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年

一·三 (略)

3 後、 ては、 その四分の一を納付することを要しないものとし、 規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であ ときは、 免除期間 た期間を除く。 厚生労働大臣は、 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは 世帯主又は配偶者のいず 当該保険料に係る期間を第五条第七項に規定する保険料四分の一 当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。 この限りでない。 (第九十四条第)に係る保険料につき、 その指定する期間 一項の規定により追納が行われた場合にあつ ħ かが次の各号のいずれにも該当しない (前条第一項若しくは前日 既に納付されたものを除き、 申請のあつた日以 一項の ただ

で定める額以下であるとき。の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年

4~6 (略)

配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半額免除期間(第九

で定める額以下であるとき。前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令

りでない。

二·三 (略)

3

でない。 係る期間を除く。)に算入することができる。 四条第一 偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、 係る期間を第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間 規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつ 付することを要しないものとし、 十三条第 た期間を除く。 厚生労働大臣は、 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは 項の規定により追納が行われた場合にあつては、 項の規定により前納されたものを除き、)に係る保険料につき、 その指定する期間 申請のあつた日以後、 (前条第一 既に納付されたもの及び第九 ただし、 項若しくは前っ その四分の一を納 世帯主又は配 当該保険料に 当該追納に この (第九十 限

で定める額以下であるとき。 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令

二•三 (略)

4~6 (略)

第九十条の三 限る。 第 係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間 付することを要しないものとし、 は、 は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、 その指定する期間 項の規定により追納が行われた場合にあつては、 に係る保険料につき、 次の各号の (学生等である期間又は学生等であつた期間に いずれかに該当する学生等である被保険者又 既に納付されたものを除き、 申請のあつた日以後、 当該追納に係る 当該保険料に 厚生労働大臣 (第九十四条 これを納

で定める額以下であるとき。の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年

期間を除く。

)に算入することができる。

二•三 (略)

2

• 3

略

(保険料の追納)

第九十四 保険料 な 規定によりその一 しないものとされた保険料及び第九十条の二第一 九十条第 ときに限る。 から第三項までの規定によりその一 の全部又は 者を除く。 いものとさ ·四条 (承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。) は、 項又は第九十条の三第 被保険者又は被保険者であつた者 れた 部につき追納をすることができる。 部の額につき納付することを要しないものとされた 厚生労働大臣の承認を受け、 保険料に ついては、 一項の規定により納付することを要 部の額につき納付することを要し その残余の額につき納付された 第八十九条第 (老齢基礎年金の受給権 ただし、 項から第三項までの 同条第 項 項 第

第九十条の三 限る。 算入することができる。 り追納が行われた場合にあつては、 は、 第四項に規定する保険料全額免除期間 ないものとし、 は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、 項の規定により前納されたものを除き、 その指定する期間 に係る保険料につき、 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又 申請のあつた日以後、 (学生等である期間又は学生等であつた期間に 既に納付されたもの及び第九十三条第 当該追納に係る期間を除く。 当該保険料に係る期間を第五条 (第九十四条第 これを納付することを要し 項の規定によ 厚生労働大臣

で定める額以下であるとき。前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令

二·三 (略)

2 · 3 (略)

、保険料の追納

第九十四条 又は しな 項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要 ものとされた保険料及び第九十条の二 者を除く。 たときに限る。 よりその一 第一項又は第九十条の三第 (承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。 いものとされた保険料については、 部につき追納をすることができる。) は、 部の額につき納付することを要しないものとされた保険料 被保険者又は被保険者であつた者 厚生労働大臣の承認を受け、 一項の規定により納付することを要しない 第 その残余の ただし、 項から第三項までの規定に (老齢基礎年金の受給: 第八十九条、 額につき納付され 第九十条の一 第九十条 の 全部

2 とされた保険料又は第九十条の二第一 項若しくは第九十条第 とする。 することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これら 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九 第九十条の三第 納をすることができるものとする。 るときは、 の保険料のうちにあつては、 十条の二第一 た保険料につき行い、 しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、 前 項の場合において、その一部につき追納をするときは、 部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があ ただし、 当該保険料について、 項から第三項までの規定によりその一 第九十条の三第一 項の規定により納付することを要しないものとされ 次いで第八十九条第一項若しくは第九十条第一 一項の規定により納付することを要しないもの 先に経過した月の分から順次に行うもの 先に経過した月の分の保険料から追 項の規定により納付することを要 項から第三項までの規定により 部の額につき納付 第八十九条第 追納は、

2

3~5 (略)

(届出等)

第百五条 (略)

2 (略)

3 る者は、 類その他 厚生労働省令の定める事項を届け出、 受給権者又は受給権者 厚生労働省令の定めるところにより、 の物件を提出 しなければならない。 0 属する世帯 かつ、 \mathcal{O} 世帯 厚生労働省令の定める書 主その他その世帯に属す 厚生労働大臣に対

4·5 (略

(資料の提供等)

ものとされた保険料より前に納付義務が生じ、 料のうちにあつては、 料又は第九十条の二第一 九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険 第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされ ができるものとする。 該保険料について、 につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、 とを要しないものとされた保険料につき行うものとし、 定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の た保険料につき行い、次いで第八十九条若しくは第九十条第一項の規 二第一 ただし、 前 項の場合において、その一部につき追納をするときは、 項から第三項までの規定によりその一 第九十条の三第一 先に経過した月の 先に経過した月の分から順次に行うものとする 項から第三項までの規定によりその一 項の規定により納付することを要しない 分の保険料から追納をすること 部の額につき納付するこ 第八十九条若しくは第 これらの保険 追 部の 逆納は、 当

3~5 (略)

第百五条 (略)

(届出等)

- (略)

める書類その他の物件を提出しなければならない。 対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定3 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に

4 · 5 (略)

(資料の提供等)

第百八条 (略)

2 険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し 氏名及び住所その他の事項につき、 者若しくは介護保険法 省令で定める援助を除く。)を受けている者若しくは受けていた者、 つた者、 第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項 必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、 める施設を除く。)に入所している者若しくは入所していた者、 同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設 金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第 ると認めるときは、 十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、 号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の 他の機関若し 厚生労働大臣は、 一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であ 同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助 は被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求める 受給権者、 年金給付又は保険料に関する処分に関し必要が (平成九年法律第百二十三号) 第七条第六項第 被保険者若しくは被保険者の配偶者若 官公署、 受給権者に対する被用者年 共済組合等、 又は銀行、 (厚生労働省令で定 厚生年金保 信託会社そ (厚生労働 第九 項 あ 2

3 (略

ことができる。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第百九条の四 (略)

一~十五(略

十五の二 第八十九条第二項の規定による申出の受理

十六~三十八 (略)

第百八条 (略)

書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、 則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な び住所その他の事項につき、 び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及 くは介護保険法 設を除く。)に入所している者若しくは入所していた者、 定める援助を除く。)を受けている者若しくは受けていた者、 第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第 できる。 機関若しくは被保険者の雇用主その他の 三号に規定する厚生労働省令で定める施設 に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者 金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第 しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、 ると認めるときは、 項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若し 同条第二号に規定する厚生労働省令で定める援助 厚生労働大臣は、 (平成九年法律第百二十三号) 第七条第六項第 受給権者、 年金給付又は保険料に関する処分に関し必要が 官公署、 被保険者若しくは被保険者の配偶者若 共済組合等、 関係人に報告を求めることが 又は銀行、 受給権者に対する被用者年 (厚生労働省令で定める施 厚生年金保険法附 信託会社その他 (厚生労働省令で 第九十条第 同条第 一号及 項 あ

3 (略)

第百九条の四 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

一~十五 (略

(新設)

十六~三十八 (略)

- 13 -

組 織

第百十六条 Ł での規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しない とを要しないものとされている者、 する者をもつて組織する。 十条第一 一十七条第一項において同じ。 のとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。 項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付するこ 地域型基金は、 第一号被保険者)であつて、基金の地区内に住所を有 第九十条の二第一項から第三項ま (第八十九条第 次項及び第百 項、 第九

2 3 (略

加加 (入員)

第百二十七条 略

2 (略)

3 するに至つたときは、 号又は第四号に該当するに至つたときは、 れた月の初日とする。 加入員は、 次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日 こに、 当該保険料を納付することを要しないものとさ 加入員の資格を喪失する。 その日とし、 第三号に該当 (第

(略)

九十条の二第 保険料を納付することを要しないものとされたとき。 定により保険料を納付することを要しないものとされたとき及び第 第八十九条第 項から第三項までの規定によりその一 項、 第九十条第一項又は第九十条の三第 部の額につき 項の規

兀 (略 五. 略

4

(略

2 5 7

組 織

第

されている者及び農業者年金の被保険者を除く。 百十六条 をもつて組織する。 条第一項において同じ。 定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものと しないものとされている者、 項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要 地域型基金は、)であつて、基金の地区内に住所を有する者 第一号被保険者 第九十条の二第一項から第三項までの規 (第八十九条、 次項及び第百二十七 第九十条第

2 • 略

(加入員)

第百二十七条 略

2 (略)

3 れた月の初日とする。 するに至つたときは、 号又は第四号に該当するに至つたときは、 加入員は、 次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日 しに、 当該保険料を納付することを要しないものとさ 加入員の資格を喪失する。 その日とし、 第三号に該当 第

(略)

り保険料を納付することを要しないものとされたとき及び第九十条 を納付することを要しないものとされたとき の二第一項から第三項までの規定によりその 第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三 部の額につき保険料 第 項の規定によ

兀 · 五. 略

4

(略)

- 14 -

則

(被保険者の資格の特例)

第三条 」とする。 共済組合法附則第二十八条の七に規定する特例継続組合員に限る。) 組合法附則第十三条の三に規定する特例継続組合員及び地方公務員等 受給権を有しない被保険者、 厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の 「加入者」とあるのは、 第七条第一項第二号の規定の適用については、 「加入者 組合員及び加入者並びに国家公務員共済 (六十五歳以上の者にあつては、 当分の間、 同号

(削除)

(被保険者の資格の喪失に関する経過措置

第四条 当するときを除く。 十五歳に達したとき 項第二号に該当するときを除く。)」とする。 当分の間、 第九条第五号の規定の適用については、)」とあるのは (附則第三条の規定により読み替えられた第七条 「該当するときを除く。)又は六 同号中「該

(任意加入被保険者

第五条 (略)

日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、 被

則

(被保険者の資格の特例)

第三条 」とする。 組合法附則第十三条の三に規定する特例継続組合員及び地方公務員等 受給権を有しない被保険者、 厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の 中「加入者」とあるのは、 共済組合法附則第二十八条の七に規定する特例継続組合員に限る。) 第七条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、 「加入者(六十五歳以上の者にあつては、 組合員及び加入者並びに国家公務員共済 同号

第四条 第 る外国の法令の適用を受ける者であつて政令で定めるものは 項の規定にかかわらず この法律による年金給付に相当する給付を行うことを目的とす 被保険者としない。

2 前項に規定する者の被保険者の資格の取得及び喪失に関し 政令で定める。 必要な事

、被保険者の資格の喪失に関する経過措置

第四条の二 は六十五歳に達したとき 七条第一項第二号に該当するときを除く。)」とする。 「該当するときを除く。)」とあるのは「該当するときを除く。 当分の間、 第九条第五号の規定の適用については、 (附則第三条の規定により読み替えられた第 同号中) 又

(任意加入被保険者

第五条 (略)

日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、 被

用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの

2~6 (略)

一 (略)

7

(略)

当しなくなつたとき。
二 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者に該

8~11 (略)

月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当する規定により前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属するこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当第六条 第一号被保険者である者が被用者年金各法に基づく老齢給付等

(被保険者期間に関する特例)

に至つた日において、

前条第

項の申出をしたものとみなす。

る者に対する第十条第一項の規定の適用については、当該合算対象期歳以上であつた期間を除く。以下「合算対象期間」という。)を有す保険者又は第三号被保険者であつた期間、保険料納付済期間及び六十第七条 附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間(第二号被

則第四条第一項に規定する政令で定める者であるもの用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの又は附

二·三 (略)

2~6 (略)

· (略)

(略)

附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれにも該当しな二 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者及び

くなつたとき。

三・四 (略)

8 \ 11

略

第六条 り前納しているとき、 当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、 ける最初の四月の末日までに納付したときは、 る者のいずれかに該当するに至つた場合において、 日において、 つた日の属する月以降の期間について、 を受けることができる者又は附則第四条第 第一号被保険者である者が被用者年金各法に基づく老齢給付等 前条第一項の申出をしたものとみなす。 又はその該当するに至つた日の属する月後にお 第九十三条第一 項に規定する政令で定め その該当するに至つた その該当するに至 その者がこれに該 項の規定によ

(被保険者期間に関する特例)

という。)を有する者に対する第十条第一項の規定の適用についてはつた期間及び六十歳以上であつた期間を除く。以下「合算対象期間」又は第三号に該当した期間(第二号被保険者又は第三号被保険者であ第七条 第一号被保険者でなかつた期間のうち附則第五条第一項第一号

間は、被保険者期間とみなす。	、当該合算対象期間は、被保険者期間とみなす。
2 (略)	2 (略)
(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)	(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)
第九条の三の二 (略)	第九条の三の二 (略)
一~三 (略)	一~三(略)
(削除)	四 この法律による年金給付に相当する給付を行うことを目的とする
	外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたこ
	とがある者であつて政令で定めるものであるとき。
2~8 (略)	2~8 (略)

0 の消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日施行) 国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため

(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

し、第二号被保険者又は第三号被保険者が第一号被保険者となつた場とされ、その者に、されのほこで被保険者となりたができます。		
資格		
被保険者となつた場合であつて、同項の承認の申請が、その者が被保		
被保険者の資格を喪失する。ただし、被保険者でなかつた者が第一号		
2 前項の場合においては、その者は、同項の承認を受けた日の翌日に		
者期間		
二 その者が被保険者期間を有する者である場合におけるその被保険		
る日の属する月の前月までの期間		
被保険者が第一号被保険者となつた日の属する月から六十歳に達す		
一被保険者の資格を取得した日又は第二号被保険者若しくは第三号		
る。		
厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができ		
いときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、		
おいて、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十五年に満たな		
号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合に		
第十条 被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合又は第二		第十条 削除
(任意脱退)		
現	改正案	

(支給要件)

第二十六条 除期間とを合算した期間が十年に満たないときは、 第九十条の三第 た保険料に係るものを除く。) を有する者が六十五歳に達したときに その者に支給する。ただし、 老齢基礎年金は、 一項の規定により納付することを要しないものとされ 保険料納付済期間又は保険料免除期間 その者の保険料納付済期間と保険料免 この限りでない。

> ら起算して三月以内になされたものであるときは、 のとみなす。 合であつて 号被保険者となつた日にさかのぼつて被保険者の資格を喪失したも 同 項の承認の申請が 当該第 号被保険者となつた日か

(支給要件)

第二十六条 除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、 た保険料に係るものを除く。)を有する者が六十五歳に達したときに 第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされ その者に支給する。ただし、 老齢基礎年金は、 保険料納付済期間又は保険料免除期間 その者の保険料納付済期間と保険料免 この限りでな

(支給要件)

<u>•</u> (略) 第三十七条

(略)

を合算した期間が二十五年以上である者に限る。 老齢基礎年金の受給権者 保険料 納 付済期間と保険料免除期間と が、 死亡したと

以上である者が、 死亡したとき 兀

保険料

納

付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年

兀

第二

一十六条ただし書に該当しないものが、

死亡したとき。

第四十九条

寡婦年金は、

死亡日の前日において死亡日の属する月の前

(支給要件)

間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である夫(保険料納 月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期

(支給要件)

一•二 (略) (略)

第三十七条

三 老齢基礎年金の受給権者が、 死亡したとき。

第四十九条 間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である夫 月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期 寡婦年金は、 死亡日の前日において死亡日の属する月の前

(支給要件)

- 19 -

限る。) 維持し、 受けていたときは、 年金の受給権者であつたことがあるとき、 満の妻があるときに、その者に支給する。 係と同様の事情にある場合を含む。 いものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に 付済期間又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しな かつ、 が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を 夫との婚姻関係 この限りでない。 (届出をしていないが、)が十年以上継続した六十五歳未 ただし、その夫が障害基礎 又は老齢基礎年金の支給を 事実上婚姻関

2 · 3 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第百九条の四 (略)

(略)

二削除

三~三十五 (略)

三十五の二 附則第五条第五項の規定による申出の受理

三十六~三十八 (略)

2~7 (略)

附則

第七条

削除

歳未満の妻があるときに、その者に支給する。 者に限る。)が死亡した場合において、 料納付済期間又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要 基礎年金の受給権者であつたことがあるとき、 **姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が十年以上継続した六十五** 計を維持し、 しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する 給を受けていたときは、 かつ、夫との婚姻関係 この限りでない。 (届出をしていないが、 夫の死亡の当時夫によつて牛 ただし、 又は老齢基礎年金の支 その夫が障害 事実上婚

2 · 3 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四(略)

一 (略)

二 第十条第一項の規定による承認及び附則第五条第五項の規定によ

る申出の受理

三~三十五 (略)

三十六~三十八 (略)

2~7 (略)

附則

(被保険者期間に関する特例)

第七条 る者に対する第十条第 歳以上であ 保険者又は第三号被保険者であつた期間 附則第五条第 つた期間を除く。 項 第 一項の規定の適用については 号又は第三 以下 合算対象期間 |号に該当した期間 保険料納付済期間及び六十 という。 当該合算対象期 第1 を有す 一号被

第七条の二 (略) (被保険者期間に関する特例

(国民年金原簿の特例等

第七条の五

(略)

2 三十六条第二項ただし書、 組合員又は加入者であつた期間については、 九条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする者についての当該 員共済制度の加入者であつた期間につき第二十六条、 又は日本私立学校振興・共済事業団の確認を受けたところによる。 第三十条の二第一項、 第二号被保険者であつた期間のうち共済組合の組合員又は私学教職 第三十条の三第一項、第三十四条第四項、 第三十七条、 附則第九条の二第一項又は第 当分の間、 第三十条第一 当該共済組合 第 項

3 (略)

金に関する処分についての不服の理由とすることができない。者であつた期間に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年の項の規定による確認の処分についての不服を、当該組合員又は加入4 第二項の場合において、当該組合員又は加入者であつた期間に係る

(老齢基礎年金等の支給要件の特例

| 第九条 保険料納付済期間又は保険料免除期間 (第九十条の三第一項の

間は、被保険者期間とみなす。

2 前項の規定により被保険者期間とみなされる期間の計算については、

第十

一条の規定の例による。

第七条の二 (略)

(国民年金原簿の特例等)

第七条の五 (略)

二第一項又は第九条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする者 四条第四項、 ころによる。 についての当該組合員又は加入者であつた期間については、 第三十条第一項、 員共済制度の加入者であつた期間につき第十条第 当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認を受けたと 第二号被保険者であつた期間のうち共済組合の組合員又は私学教職 第三十六条第二項ただし書、 第三十条の二第一項、 第三十条の三第一項、第三十 第三十七条、 項、 附則第九条の 第二十六条、 当分の間

(略)

3

に関する処分についての不服の理由とすることができない。 つた期間に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金 一つの規定による確認の処分についての不服を、第十条第一項に規定 一項の規定による確認の処分についての不服を、第十条第一項に規定 1 第二項の場合において、当該組合員又は加入者であつた期間に係る

(老齢基礎年金等の支給要件の特例)

| 第九条 保険料納付済期間又は保険料免除期間(第九十条の三第一項の

者のうち、 条ただし書に該当しないものとみなし 項及び附則第九条の三の二第一項の規定の適用については、 いう。 規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを 付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるも 合算対象期間を合算した期間 号又は第三号に該当した期間 付済期間、 有する者 十五年に満たな 一十六条、 とみなす。 をいう。 つた期間 (第三号及び第四号に限る。 次条第一 のうち、 (以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」 以下同じ。 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二 次条第一項、 保険料免除期間及び合算対象期間 保険料納付済期間及び六十歳以上であつた期間を除く。 い者であつて保険料納付済期間 項及び附則第九条の二の二第一 第二十六条ただし書に該当する者であつて保険料納 を合算した期間が十年以上であるものは、 附則第九条の二の二第一項、 が一 (第二号被保険者又は第三号被保険者で 十五年以上であるものは の規定の適用については、 保険料納付済期間等を有する (附則第五条第 項において同じ。 保険料免除期間及び 第九条の三第 第二十六 保険料納 第三十七 項 第 ح を 第

2 合算対象期間の計算については、第十一条の規定の例による。

2

金の支給) (旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する老齢年

合員であつた期間であつて政令で定める期間を合算した期間が十年以四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組期間、保険料免除期間及び旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百第九条の三 第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済

済期間、 除く。 ものとみなす。 項、 有 規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを 以上であるものは、 一第 Ļ 附則第九条の二の二第一項、 項の規定の かつ、第二十六条ただし書に該当する者であつて、 次条第一 保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五 項及び附則第九条の二の二第一 適用については、 同条、 第三十七条 第九条の三第一項及び第九条の三の 第二十六条ただし書に該当しな (第四号に限る。 項において同じ。 保険料納付 次条第 を 年

ついて準用する。 附則第七条第二項の規定は、前項に規定する合算対象期間の計算に

金の支給) (旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する老齢年

合員であつた期間であつて政令で定める期間を合算した期間が二十五四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組期間、保険料免除期間及び旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百第九条の三 第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済

期間が一年以上であり、かつ、第二十六条ただし書に該当する場合に	。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した	上である者が六十五歳に達したときは、その者に老齢年金を支給する
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

年以上である者が六十五歳に達したときは、その者に老齢年金を支給 する。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算 した期間が一年以上であり、かつ、第二十六条ただし書に該当する場

2 5 5

合に限る。

2 5 5

略)

限る。

略)

0 の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行日、同法附則第一条第二号の施行 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 抄 (公布日から二年以内の政令で定める日(一部社会保障の安定財源

(傍線の部分は改正部分)

(第三条関係)

日及び平成二十八年十月一日)施行)

(適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (可の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。 (可の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。 (可の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。 (本達(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者(以下この号において「短時間労働者」という。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者(以下この号において「短時間労働者」という。)又はその一月間の所定労働時間が四分の三未満である短時間労働者に該当するもの (本)	改正案
(適用除外) 第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一 「〜五 (略) (新設)	現行

未満であること。
未満であること。
未満であること。
未満であること。
「の規定の例により算定した額が、八万八千円のものを除く。」について、厚生労働省令で定めるところにより三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定め

の厚生労働省令で定める者であること。る高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他二学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定す

(標準報酬月額)

級区分)によつて定める。
分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区

一三〇、〇〇〇円以上	一三四、〇〇〇円	第七級
一三〇、〇〇〇円未満		
一二二、〇〇〇円以上	一二六、〇〇〇円	第六級
一二二、〇〇〇円未満		
一一四、〇〇〇円以上	一一八、〇〇〇円	第五級
一一四、〇〇〇円未満		
一〇七、〇〇〇円以上	110、000円	第四級
一〇七、〇〇〇円未満		
一〇一、〇〇〇円以上	一〇四、〇〇〇円	第三級
一〇一、〇〇〇円未満		
九三、〇〇〇円以上	九八、〇〇〇円	第二級
九三、〇〇〇円未満	八八、〇〇〇円	第一級
		等級
報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額

(標準報酬月額)

級区分)によつて定める。
分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区

一三八、〇〇〇円以上	国11、000年	第七級
一三八、〇〇〇円永満	川四、〇〇〇円	第六級
一三〇、〇〇〇円未満	1二六、000円	第 五 級
一二二、〇〇〇円未満	一八、〇〇〇円	第四級
一一四、○○○円未満	110,000円	第三級
一〇七、〇〇〇円未満	一〇四、〇〇〇円	第二級
一〇一、〇〇〇円未満	九八、〇〇〇円	第一級
		等級
報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額

第二〇級	第 一 九 級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第二級	第一級	第一〇級	第 九 級	第八級	
11110、000円	1100, 000E	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	11四0、000円	11110、000円	1100, 000E	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	1七0、000円	一长〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	1回11、000円	
三一〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円永満	二九〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円よ満	二一〇、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円よ浩	一五五、〇〇〇円よ浩	一五五、○○○円未満	一四六、○○○円永浩	一三八、〇〇〇円未満
第二〇級	第 一 九 級	第一八級	第一七級	第一六級	第 一 五 級	第一四級	第一三級	第一二級	第 一 一 級	第一〇級	第 九 級	第八級	
三国〇、〇〇〇円	11110,000E	三00、000円	二八〇、〇〇〇円	二六0、000円	1回0、000円	11110、000円	100,000	一九〇、〇〇〇円	一人〇、〇〇〇円	1七0、000円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	
三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円永満	三一〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円永満	二一○、○○○円未満	一九五、○○○円未満	一八五、○○○円未満	一七五、○○○円未満	一五五、○○○円未満	一五五、〇〇〇円永満	一四六、〇〇〇円未満

第二十一条 厚生労働大臣は、 被保険者が毎年七月一日現に使用される

(定時決定)

第二一 第三一 第一 第三〇級 第二九級 第二八級 第二六級 第二五級 第 第二三級 第二二級 一七級 四 級 級 級 四四〇、 五九〇、 五三〇、 四七〇、 三六〇、 三四〇、 六二〇、 五六〇、 五〇〇、 匹 三八〇、 \bigcirc 〇〇〇円 O O O O E 〇 〇 〇 円 〇〇〇 円 〇 〇 〇 円 〇 〇 〇 円 〇 〇 〇 〇 〇 円 〇 〇 〇 円 000円 **BOOO** 〇 〇 〇 円 五四五、 四八五、 四五五、 四五五、 四二五、 四三五、 三九五、 三七〇、 五七五、 五七五、 五四五、 五五、五、 四八五、 三七〇、 三五〇、 六〇五、 三九五、 六〇五、 五五〇、 Ŧī. 五, О О О О 000E OOOE 〇 〇 〇 日 0000 000円以上 0000 000E 〇〇〇円未満 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 000 000 000 000E BOOO0000

2 (略)

2

(略)

(定時決定)

第二十一条 厚生労働大臣は、 被保険者が毎年七月一日現に使用される

円以上	円未満	円以上	円未満	円以上	円未満	円以上	円未満	円以上	円未満	円以上	円未満	円以上	円未満	円以上	円未満	円以上	円未満	円以上	円未満
																			<u> </u>
第三〇級		第二九級		第二八級		第二七級		第二六級		第二五級		第二四級		第二三級		第二二級		第二一級	
NYX		/IYX [/IYX		/IYX [/IVX [/IVX		/IYX		/IVX		/IYX [/IVX	
六二		五九〇、		五六		五三		五〇		四七		四四四		四一		三八		三六	
六二〇、〇〇〇円		0、000円		五六〇、〇〇〇円		五三〇、〇〇〇円		五〇〇、〇〇〇円		田〇〇〇〇〇田		四四〇、〇〇〇円		四一〇、〇〇〇円		三八〇、〇〇〇円		三六〇、〇〇〇円	
〇 円		〇 円		Ŏ 円		Ŏ 円		〇 円		〇 円		〇 円		〇 円		〇 円		〇 円	
六〇五、	六〇五、	五七五、	五七五、	五四五、	五四五、	五五五、	五一五、五、	四八五、	四八五、	四五五、	四五五、	四三五、	四二五、	三九五、	三九五、	三七〇、	三七〇、	三五〇、	三五〇、
六〇五、〇〇〇円以上	六○五、○○○円未満	〇〇〇円以上	〇〇〇円未満	000円以上	〇〇〇円未満	五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満	四八五、〇〇〇円以上	〇〇〇円未満	〇〇〇円以上	〇〇〇円未満	四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満	三九五、〇〇〇円以上	〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上	○○○円未満	三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
以上	未満	以上	未 満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満

る月があるときは、 労働省令で定める者にあ に限るも 条の 月数で除して得た額を報酬月額として、 所において同 一第 のとし、 項 父び第 日前三月間 カゝ その月を除く。 つ、 二十三条の三 報酬支払の基礎となつた日数が十七 つては、 (その事業所で継続して使用され <u>+</u> 第 日。 に受けた報酬 項にお 標準報酬月額を決定する。 第二十三条第 \ \ て同じ。 の総額をその期 一項 未満であ 日 第二十 た期間 (厚生 間

3 ない され、 規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定 を取得した者及び第二十三条、 第一 項 又は改定されるべき被保険者については、 の規定は、 六月一日から七月一 第二十三条の二又は第二十三条の三の 日 までの間 その年に限り適用 に被保険者 の資格

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児 員の育児休業等に関する法律 号に係る部分に限る。 休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 に関する法律 に関する制度に準じて講ずる措置による休業、 介護を行う労働者の福祉に関する法律 おいて準用する場合を含む。 第三条第一項 和二十六年法律第二百九十九号) 国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百八号) 厚生労働大臣は、育児休業、 (同法第二十七条第 の規定により同項第二号に規定する育児休業 (平成三年法律第百十号) の規定による育児休業又は地方公務 (平成三年法律第七十六号) (第七号に係る部分に限る。 第三条第一項の規定による育 項及び裁判 介護休業等育児又は家族 国会職員 (平成三年法律第百九 所職員臨時措置法 第二条第一項 の育児休業等 (第二 第

> 間 ある月があるときは、 に限るものとし、 事業所において同 \mathcal{O} 月数で除して得た額を報酬月額として、 か .日前三月間 つ、 その月を除く。 報酬支払の基礎となつた日数が (その事業所で継続)に受けた報酬の総額をその 標準報酬月額を決定する して使用され 十七日 未満で た期間 期

2 (略

れるべき被保険者については、その年に限り適用しない。 ら九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定さを取得した者及び第二十三条又は第二十三条の二の規定により七月か 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 厚生労働大臣は、 児休業、 員の育児休業等に関する法律 において準用する場合を含む。 号) 休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児 に関する法律 に関する制度に準じて講ずる措置による休業、 号に係る部分に限る。 介護を行う労働者の福祉に関する法律 (昭和二十六年法律第二百九十九号) 第三条第一項 国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百八号) 第三条第一項の規定による育 (同法第二十七条第)の規定により同項第二号に規定する育児休業 (平成三年法律第百十号) 第二条第一 の規定による育児休業又は地方公務 育児休業、 (平成三年法律第七十六号) (第七号に係る部分に限る。 項及び裁判所職員臨時措置法 介護休業等育児又は家族 国会職員の育児休業等 (平成三年法律第百九 (第 第 項

業所で継続して使用された期間に限るものとし、 ない子を養育する場合において、 礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、 属する月以後三月間 由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をした 休業等終了日」という。) において当該育児休業等に係る三歳に満た 保険者が、 次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、 ときは、第二十一条の規定にかかわらず、 の規定による育児休業 に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額と て、 標準報酬月額を改定する。 当該育児休業等を終了した日(以下この条において (育児休業等終了日の翌日において使用される事 (以下「育児休業等」という。 その使用される事業所の事業主を経 ただし、 育児休業等終了日の翌日が 育児休業等終 カュ つ、 を終了 その月を除く。 報酬支払 了 日 \mathcal{O} 翌日に した被 「育児 この の基

2 (略)

限

りでない。

(産前産後休業を終了した際の改定)

つては、 休業を終了した日 が出産の予定日後であるときは、 して労務に従事しない場合に限る。 | 娠の場合にお いことを (使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるとこ 1 にお 一条の三 て労務に従事しな 船員法第八十七条第 いう。 て当該産前 いては、 厚生労働 以下同じ。 (以下この条において いこと 九十八日) 大臣 産後休業に係る子を養育する場合にお は を終了した被保 項又は第二 妊妊 出産の予定日) 産前 から出 娠又は出 をい 産 後 「産前産後休業終了日」 一項の規定により 休業 産 の日後五十六日までの 産 険者 船員たる被保険者にあ に関する事 出 以前四十 が 産 \mathcal{O} 当 日 該 、職務に服さ 由 日日 出 を理 産 前 産 (多胎 لح 産後 由 \mathcal{O} 11 間 日

> して、 ない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経 保険者が、 礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、 業所で継続して使用された期間に限るものとし、 属する月以後三月間 ときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の 由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申 休業等終了日」という。) において当該育児休業等に係る三歳に満た に受けた報酬の総額をその期間 規定による育児休業 標準報酬月額を改定する。 当該育児休業等を終了した日(以下この条において (育児休業等終了日の翌日において使用される事 (以下「育児休業等」という。 \mathcal{O} 月数で除して得た額を報酬月額と か) を終了した被 その 報酬支払の基 月を除く。 出をした 翌日が

2 (略

新設)

る。 期間 わらず、 被保険者は、 間に限るものとし ろにより厚生労働大臣に申出をしたときは である月があるときは、 休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期 の月数で除して得た額を報酬月額として、 ただし、 産前 この限りでない。 産前 産後休業終了日の翌日が属する月以後 産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始してい か つ、 その月を除く。 報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満 に受けた報酬 第一 標準報酬月額を改定す +月間 条の規定にか の総額をそ (産 前 産 \mathcal{O} 後 か

2 日 翌年の八月) \mathcal{O} 前項の規定によつて改定された標準報酬 翌日 月 (当該翌月が七月から十二月までの から起算して二月を経過した日の属する月の までの各月の標準報酬月額とする。 月額 いずれか は、 産 \mathcal{O})翌月 月である場合は 前 産 からその年 後休業終了

報酬月額の算定の特例)

第二十四条 規定によって算定した額が著しく不当であるときは、 かかわらず、 することが困難であるとき、 項 第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項の 第二十三条の 被保険者の報酬月額が、 厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額と 二第 項若しくは前条第一項の規定によつて算定 又は第二十一条第一項、 第二十一条第一項、 これらの規定に 第二十二条第 第二十二条第

2 酬月額とする。 前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の 算定する場合においては、 一十二条第一項、 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額 第二十三条第一項、 各事業所につい 第二十三条の二第 て、 第二十 一条第一 一項若しくは 項、 報 第 を

、報酬月額の算定の特例

保険者の報酬月額とする。

「項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項若らと前条第一項の規定によつて算定することが困難であると第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二条第

定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。 二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは前条第一項又は前項の規算定する場合においては、各事業所について、第二十一条第一項、第一時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を

2

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)

第二十六条 酬月額 つては、 ない場合にあつては、 月 \mathcal{O} にあるものに限る。 という。 月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、 のうち 育することとなつた日の属する月の前月 となった日 た基準月の標準報酬月額。 の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養 を経由して行うものとする。)をしたときは、 は被保険者であつた者が、 -報酬月額とみなす。 第四十三条第一項に規 大臣に申出 の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日 直近の月。 (この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準 当該申出が行われ 三歳に満たない子を養育し、 を下回る月 (厚生労働省令で定める事実が生じた日にあつては、 (被保険者にあつては、 以下この条において については、 当該月前一 (当該申出が行われた日の属する月前 定する平均標準 厚生労働省令で定めるところにより厚生労 以下この項において「従前標準報酬 た日の属する月の前! 年以内における被保険者であつた月 従前標準報酬 その使用される事業所の事業主 「基準月」 又は養育していた被保険者又 報酬 (当該月において被保険者で 額 当該子を養育すること 月までの二年 \mathcal{O} という。 計算の 月額を当該下回る月 基礎となる標 当該みなされ 削 の標準報 の月にあ のうち 月額 その 報酬

一~五 (略)

六 当該被保険者に係る第八十一条の二の二の規定の適用を受ける産

前産後休業を開始したとき。

3 2 第 (略)

子に係る基準月の標準報酬月額が基準月の標準報酬月額とみなされて第一項第六号の規定に該当した者(同項の規定により当該子以外の

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)

第二十六条 酬月額 準報酬月額とみなす。 つては、 という。 ない場合にあつては、 旦 \mathcal{O} にあるものに限る。 た基準月の標準報酬月額。 月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、 のうち直近の月。 育することとなつた日の属する月の前月 の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養 となった日 を経由して行うものとする。)をしたときは、 働大臣に申 は被保険者であつた者が、 第四 の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の 十三条第一 (この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の 当該申出が行われた日の 三歳に満たない子を養育し、 出 を下回る月 (厚生労働省令で定める事実が生じた日にあつては、 (被保険者にあつては、 項に規定する平均 以下この項において「基準月」 については、 当該月前一年以内における被保険者であつた月 (当該申出が行われた日の 厚生労働省令で定めるところにより厚生労 以下この項において 属する月の前月までの二年 標準 従前標準報酬月額を当該下回 その使用される事業所の事業主 又は養育していた被保険者又 報酬 (当該月において被保険 額 当該子を養育すること \mathcal{O} 「従前標準 という。 属する月前 計算の 当該み 基礎となる標 報酬 の 標準 蕳 の り月にあ いなされ 標準 月額 \mathcal{O} 「る月 うち 公者で 翌日 その 報 酬 報

一~五 (略)

(新設

2 (略)

(新設)

酬月額が標準報酬月額とみなされる場合にあつては、当該みなされるたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月にの項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標いる場合を除く。)に対する同項の規定の適用については、同項中「

(未支給の保険給付)

こととなる基準月の標準報酬月額」とする。

支給を請求することができる。

支給を請求することができる。

支給を請求することができる。

支給を請求することができる。

支給を請求することができる。

支給を請求することができる。

支給を請求することができる。

2·3 (略)

4 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

5 (略)

(受給権者)

(受新科者)

一 (略)

第四十二条

略

二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上

であること。

(未支給の保険給付)

の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。て、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己ときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつま者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがある第三十七条 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡し

2 · 3 (略)

4 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序

5 (略)

による。

第四十二条 (略)

(受給権者)

一 (略)

二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年

以上であること。

- 32 -

(支給の繰下げ)

第四 者となったときは、 日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権 支給事由とするものを除く。 年金を除く。)又は他の被用者年金各法による年金たる給付 金法による年金たる給付 取得したときに、他の年金たる給付 かつたものは、 を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において をすることができる。) 受給権者であつたとき、 年を経過した日」という。)前に当該老齢厚生年金を請求していな 「十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権 厚生労働大臣に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出 この限りでない。 ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を (老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎 又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した)をいう。 (他の年金たる保険給付、 以下この条において同じ。 (退職を 国民年 第

一は、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたとき。

が生じた日
る給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由日(次号において「五年を経過した日」という。)前に他の年金たとが明において「五年を経過した日から起算して五年を経過した

年を経過した日 二 五年を経過した日後にある者(前号に該当する者を除く。) 五

3·4 (略

第五十二条 (略)

(支給の繰下げ)

『四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給 日から一年を経過した日までの間において他の年金たる保険給付 付 給付 を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において 民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金 の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した の条において同じ。)若しくは他の被用者年金各法による年金たる給 取得したときに、他の年金たる保険給付、 をすることができる。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を かつたものは、厚生労働大臣に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申 たる給付の受給権者となつたときは、 年を経過した日」という。 (退職を支給事由とするものを除く。 (老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。)前に当該老齢厚生年金を請求していな この限りでない。 以下この条において同じ。 国民年金法による年金たる 以 下こ 出 玉

2 が、 \mathcal{O} 金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付 前項の申出があつたものとみなす。 いて「受給権者となつた日」という。 次項の 項におい 年を経過した日後に他の年金たる保険給付、 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日 規定を適用する場合を除き . T 他の年金たる給付」 という。 受給権者となつた日におい 以 後前項の申 の受給権者となつた者 国民年金法による年 (以下この項にお 出をしたときは (以下こ

3 · 4 (略

第五十二条 (略)

2 (略

3 障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働 とが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、 前 項の請求は、 障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したこ

当該

日後でなければ行うことができない。

4 6 (略)

うことができない。

大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行

(受給権者)

第五十八条 (略)

とき。 方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。)が、 被保険者 (失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、 死亡した 行

_ <u>•</u> <u>=</u> (略)

兀 を合算した期間が二十五年以上である者に限る。 済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間と 死亡したとき。 又は保険料納付

2 (略

第六十五条の二 夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、 者が六十歳に達するまでの期間、 するときは、 者の死亡について、 対する遺族厚生年金については この限りでない。 夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有 その支給を停止する。 当該被保険者又は被保険者であ ただし、 受給権 夫に

> 2 (略

3

定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した 前 項の請求は、 障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一 項の規

4 6 略

(受給権者)

第五十八条 (略)

方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。)が、 被保険者(失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、 死亡した 行

とき。

_ <u>:</u> (略)

兀

死亡したとき。 老齢厚生年金の受給権者又は第四十二条第二号に該当する者が、

2 略

第六十五条の二 者が六十歳に達するまでの期間、 夫 父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、 その支給を停止する。 受給権

文又は次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りで厚生年金が第三十八条の二第一項若しくは第二項、前条本文、次項本権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給

2 配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつ2 配偶者に対する遺族厚生年金が次条の規定によりその支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条の規定について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給金が次条の規定によりその支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金と、当該被保険者又は被保険者であつ2 配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつ

(削除)

(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)

日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。
一一の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。
一一の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料であってそ
一会第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってそ
一会第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってそ
一会が関係を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する
一会の一会のでは、前のでは、一会の一会では、一会のでは、一

(産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例)

業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に第八十一条の二の二 産前産後休業をしている被保険者が使用される事

よりその支給を停止されている間は、この限りでない。 が第三十八条の二第一項若しくは第二項、次項本文又は次条の規定に有する期間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族厚生年金第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を

の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。の間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しるときは、そ妻に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者妻に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者

2

る。

一夫に対する遺族厚生年金は、子が遺族厚生年金の受給権を有する期

3

(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)

(新設)

険者に係る保険料 申出をしたときは からその産前産後休業が終了する日 あ 第八十 つてその 条第一 産前 一項の規定にか \mathcal{O} 産後休業を開 翌日が属する月の前月までの期 か 始 した日 わらず \mathcal{O} 属 写該被保 する月

(免除保険料率の決定等

間に係るものの徴収は行わな

第八十一条の三 (略)

2 算定するものとする。 政の均衡を保つことができるものとして、 給付費の予想額及び予定運用収入の額に照らし、 相当する費用をいう。 を計算した場合において増加することとなる保険給付に要する費用に 当該厚生年金基金の加入員の全てが加入員でないとして保険給付の額 険料率を乗じて得た額を控除した額とする。 条第七項又は第八項に規定する期間に係るものにそれぞれ当該代行保 規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であつて同 第九項にお 及び標準賞与額の総額にそれぞれ当該代行保険料率を乗じることによ 、算定した額 代行保険料率は、 V` て準用する場合を含む。 (第百三十九条第七項又は第八項 当該厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額 に充てることとした場合において、 以下この 政令の定めるところにより)の収入を代行給付費 項において同じ。 (これらの規定を同条 将来にわたつて、 当該代行 財 に 2

3~7 (略)

(届出等)

第九十八条 (略)

2 (略)

3 受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属す

(免除保険料率の決定等)

第八十一条の三 (略)

う。 る。 加入員のすべてが加入員でないとして保険給付の額を計算した場合に 額を控除した額とする。)の収入を代行給付費 に規定する期間に係るものにそれぞれ当該代行保険料率を乗じて得た 加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であつて同条第七項又は第八項 り算定した額 とができるものとして、 び予定運用収入の額に照らし、 おいて増加することとなる保険給付に要する費用に相当する費用を 及び標準賞与額の総額にそれぞれ当該代行保険料率を乗じることによ 代行保険料率は、)に充てることとした場合において、 (第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出に係る 当該厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額 政令の定めるところにより算定するものとす 将来にわたつて、 当該代行給付費の予想額及 (当該厚生年金基金の 財政の均衡を保つこ

3~7 (略)

第九十八条

略

(届出等)

2

略

3 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に

厚生労働省令の定める事項を届け出、 る者は、 厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、 かつ、 厚生労働省令の定める書

類その他の物件を提出しなければならない。

4

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 略

几 規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含 四条第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の 酬月額の決定又は改定(第二十三条の二第一項、第二十三条の三第 十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による標準報 一項及び第二十六条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十 十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項(これらの規定を第四 第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二

五~二十六

二十七 第八十一条の二及び第八十一条の二の二の規定による申出の

二十八~四十二 (略

(略)

(機構への事務の委託)

第百条の十 一 ~ 二 十 八 (略) (略)

二十九 第八十一条第一項、第八十一条の二、第八十一条の二の二及

める書類その他の物件を提出しなければならない。 対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、 かつ、 厚生労働省令の定

4 略

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 (略)

一~三 (略)

兀 改定する場合を含む。) 場合を含む。)の規定により算定する額を報酬月額として決定又は 理を含み、第二十四条第一項 第二十三条の二第一項及び第二十六条第一項の規定による申出の受 用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額の決定又は改定 二十三条の二第一項(これらの規定を第四十六条第二項において準 第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第 (第四十六条第二項において準用する

五~二十六 (略)

二十七 第八十一条の二の規定による申出の受理

二十八~四十二 (略

2 5 7

(機構への事務の委託)

第百条の十

一~二十八 (略)

二十九 第八十一条第一項、第八十一条の二及び第八十五条の規定に

びに次号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。)定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規一項第二十七号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務(第百条の四第

2・3 (略)

(掛金の負担及び納付義務

2~6 (略) 第百三十九条 (略

7 が、 属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前 険 額及び標準賞与額にそれぞれ第八十一条の三第一項に規定する免除保 での期間に係る掛金のうち、免除保険料額 条第二項に規定する加入員を除く。 定 一項及び第二項の規定にかかわらず、 の適用を受けている産前産後休業をしている加入員及び第百二十九 育児休業等をしている加入員 厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、 率を乗じて得た額をいう。 以下同じ。 (第九項にお その育児休業等を開始した日の を使用する設立事業所の事業主 (当該加入員の標準報酬) を免除する。 いて準用するこの 頃の 月ま 第 規 月

8 始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する 所の事業主が、 て第百二十九条第二項に規定する加入員である者を使用する設立事業 \mathcal{O} 適用を受けている産前産後休業をしている加入員を除く。 育児休業等をしている加入員 第一項 父び第 厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をした 一項の規定にかかわらず、 (次項において準用するこの その育児休業等を開 項の であ 規定 0

8

及び第三十三号に掲げる事務を除く。) 厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十一号より機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定による保険料の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十七号から第

三十~三十八 (略)

2·3 (略)

(掛金の負担及び納付義

2~6 (略) 第百三十九条 (略

ち、 いう。 ぞれ第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額を 業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金のう るところにより基金に申出をしたときは、 かかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休 員を除く。)を使用する設立事業所の事業主が、 育児休業等をしている加入員 免除保険料額 以下同じ。 (当該加入員の標準 を免除する。 (第百二十九条第二項に規定する加入 -報酬月額及び標準賞与額にそれ 第一項及び第二項の規定に 厚生労働省令の 定

のうち、免除保険料額に前条第四項に規定する割合を乗じて得た額を児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育定はかかわらず、その育児休業等を開始したときは、第一項及び第二項の規定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定の過程である者を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の

9 第四条の一 10 2 \ 8 第百四十条 9 項中 規定の適用を受けている産前産後休業をしている当該加入員を除く。 準用する。 \mathcal{O} 規定する割合を乗じて得た額を免除する。 月の前月までの期間に係る掛金のうち、 定める。 定を準用する。 八項」と読み替えるものとするほか の」とあるのは - を使用する事業主は、当該加入員を使用する当該基金の設立事業所 事業主に代わつて、 (徴収金) は 当該加入員が産前産後休業をしている場合においては、 育児休業等をしている当該加入員 加入員が産前産後休業をしている場合においては、 附 「前条第八項」 「前条第九項において準用する同条第八項に」 (略) 則 削除 この場合において (略 この場合において、 「同条第九項において準用する同条第八項の」 とあるのは 前条第八項に規定する申出をすることができる 必要な技術的読替えは 「前条第九項にお 第八項中 (次項において準用するこの項の 必要な技術的読替えは 免除保険料額に前条第四項に 「前条第八項に」 いて準用する同条第 کر 前 政令で定める 一項の規定を 前条第八項 前 政令で とある بح 項 の規 前 第四条の二 9 2 { 8 第百四十条 (新設) (新設 とを目的とする外国の法令の適用を受ける者であつて政令で定めるも 規定する申出をすることができる。 免除する。 を使用する当該基金の設立事業所の事業主に代わつて、 (徴収金) 、被保険者の 育児休業等をしている当該加入員を使用する事業主は、 附 (略) 則 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うこ 資格の特例) 略 前条第八項に 当該加入員

(高齢任意加入被保険者)

第四条の三 生年金、 事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しな かわらず、 .もの(第十二条各号に該当する者を除く。) は、第九条の規定にか 国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給 適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、 厚生労働大臣に申し出て、 被保険者となることができる。 老齢厚

2 9 (略

第四 つて、 第二十九条、 第十三条第二項、 ができる。この場合において、 有しないものは、 及び第百四条の規定を準用する。 条の 附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を 五. 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳以上の者であ 第三十条、 第十四条、第十八条第一項ただし書、第二十七条 厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者となること 第百二条第 第十条第二項、第十一条、 項 (第 一号及び第二号に限る。 第十二条、

2 略

第九条の二 及び前条の規定によりその額が計算されているものに限る。 (第五項において「老齢厚生年金の受給権者」という。 附則第八条の規定による老齢厚生年金 (第四十三条第一項 が、 被 の受給

> のは 第九条及び第十条の規定にかかわらず 被保険者としない。

項は、 項に規定する者の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事 政令で定める。

2

(高齢任意加入被保険者)

第四条の三 生年金、 いもの ことができる。 九条の規定にかかわらず、 事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しな (第十二条各号又は前条第一項に該当する者を除く。) は、 国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給 適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、 厚生労働大臣に申し出て、被保険者となる 老齢

第

2 9 (略

第四条の五 において、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条第二項、 つて、 定を準用する。 十四条、 生労働大臣の認可を受けて、被保険者となることができる。この場合 有しないもの 第百二条第一 附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を 第十八条第一項ただし書、 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳以上の者であ (附則第四条の 項 (第一号及び第二号に限る。) 及び第百四条の規 二第 一項に該当する者を除く。 第二十七条、 第二十九条、 は、 第三十 第 厚

2 略

第九条の二 権者が、 及び前条の規定によりその額が計算されているものに限る。 被保険者でなく、 附則第八条の規定による老齢厚生年金 かつ、傷病により障害等級に該当する程度 (第四十三条第)の受給 一項

項並びに第十三条の五第一項及び第五項において「障害状態」という おいて同じ。 病により障害状態にあるとき。 効果が期待できない状態にある場合を除く。 保険者でなく、 適用を請求することができる。 に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷)にあるとき(その傷病が治らない場合 (以下この項、 は、 カ 第四 つ、 その者は、 傷病により障害等級に該当する程度の障害の 項 第五項、 第五項及び附則第十三条の五第 老齢厚生年金の額の計算に係る特例 次条第五項、 (その症状が固定し治療の)にあつては、 附則第九条の四第六 その傷病 項に 状 \mathcal{O}

2~4 (略)

5 該各号に規定する日 老齢 同項の規定による請求をすることができる。 次の各号の 老齢厚生年金の受給権者となつた日において、 厚生年金の受給権者又は老齢 いずれかに該当するときは、 に同 **.**項の規定による請求があつたものとみなす。 厚生年金 第 の受給権 この場合にお 項の規定にかかわらず 被保険者でなく、 者 で あ 0 た者が 当 が

限る。)。

Rる。)。

等を受けることができるときに限る。 老齢厚生年金の受給権者であつて、 金の受給権者であつて、 被保険者の資格を喪失した日 障害厚生年 引き続く被保険者の資格を喪失した日) 金等を受けることが かつ、 障害状態にあるとき (引き続き被保険者であつた場合に できることとな か つ、 つ、 被保険者でないとき。 お つた日 (障害厚生年金 にお 老齢厚生年

> ľ, う。)にあるとき(その傷病が治らない場合(その症状が固定し治療 求することができる。 傷病により障害状態にあるとき。附則第十三条の五第一項において同 病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその の効果が期待できない状態にある場合を除く。 六項並びに第十三条の五第一 障害の状態 は、 その者は、 (以下この項、 老齢厚生年金の額の計算に係る特例の 項及び第五項において 第四項、 次条第五項、)にあつては、 附則第九条の 「障害状態」 適用を請 その傷 とい 兀

2~4 (略)

(新設)

- 41 -

(老齢厚生年金の支給要件等の特例

第十四条 象期間 期間が十年以上である者は、 とみなし 条第一項の規定の適用については、 である者は、 第八条、 保険料免除期間及び国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対 四 保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上 第 (以下この 被保険者期間を有する者のうち、 項の規定の適用については、 第十三条の四第一項、第二十八条の三第一項及び第二十九 被保険者期間を有する者のうち、 第五十八条第 条において 項 第四十二条並びに附則第七条の三第一項 「合算対象期間」という。 (第四号に限る。 第四十二条第二号に該当するもの 保険料納付 その者の保険料納付済期間 その者の保険料納 及び附則第二 済期間と保険料免)を合算した 付済期

2 国民年金法附則第九条第 |項の規定は、 合算対象期間の計算に つい

除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

て準用する。

第二十八条の四 るものが死亡した場合において、 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であ 期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者で、 (旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給) 被保険者期間が その者の遺族が遺族厚生年金の受給 年以上であり、 か つ、 保険料納付済

2 • 略

権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する

(日本国籍を有しない者に対する脱退 時金の支給

第二十九条 (略

(略)

(老齢厚生年金の支給要件等の特例)

第十四条 の四第 間、 条第二号に該当するものとみなす。 び第五十八条第 対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、 第八条、第十三条の四第一項、第二十八条の三第一項、第二十八条 保険料免除期間及び国民年金法附則第七条第一項に規定する合算 項及び第二十九条第一項の規定の適用については、 被保険者期間を有する者であつて、 項 (第四号に限る。 並びに附則第七条の三第一項 その者の保険料納付済期 第四十二条及 第四十二

間 の計算について準用する。 国民年金法附則第七条第一 一項の規定は、 前項に規定する合算対象期

2

第二十八条の四 族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときは、 年金を支給する。 た期間が二十年以上であるものが死亡した場合において、 一号に該当しない者で、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算し (旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給) 被保険者期間が一年以上であり、 その遺族に特例遺族 かつ、 第四十二条第 その者の遺

2 • 略

(日本国籍を有しない者に対する脱退

時金の支給

第二十九条 略

(略)

3 (略)	四 (略)	において準用する場合を含む。) の規定を適用しない。)並びに第百四十条第八項及び第九項(これらの規定を同条第十項	第八項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。	三 当該基金については、第八十一条の三、第百三十九条第七項及び	一 · 二 (略)	2 (略)	第三十二条 (略)	(解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例)	2~8 (略)		(削除)
3 (略)	四 (略)			第八項並びに第百四十条第八項及び第九項の規定を適用しない。	三 当該基金については、第八十一条の三、第百三十九条第七項及び	一・二 (略)	2 (略)	第三十二条 (略)	(解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例)	2~8 (略)	受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。自とでそ夕目の紹介の選手を受ける者では当該夕目の紹介の選手を	りとする外国の去合の適用を受ける者又は当亥外国の去合の適用を四 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目

0 内の政令で定める日)施行) 的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日(一部同法の施行日、 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本 公布日から二年以

(傍線の部分は改正部分)

(第四条関係)

第七条 削除	(用語の定義)	改正案
み替えるものとする。 条第一項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読条第一項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読第七条 附則別表第一の上欄に掲げる者については、新国民年金法第十(国民年金の任意脱退の特例)	(用語の定義)	現行

(国民年金の被保険者期間等の特例)

第 保険料 係るも 期間と、 料 条の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期間に 料免除期間 されたものを含む。 て、 被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合にお 以下この条、 た期間に係るもの 該保険料納付済期間とみなされたものを含む。 条第八項において同じ。 民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。 一十七条にお 納付済期間とみなす。 当該被保険者期間のうち、 施行日 のは国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る保険 納付済期間であつた期間に係るもの 旧国民年 という。 いて 附則第三十二条第六項、 前 の国民 金 「旧保険料納付済期間」という。 (他の法令の規定により当該保険料免除期間とみな 以下この条及び附則第二十七条において「旧保険 法第五条第四項に規定する保険料免除期間であつ 年金 は保険料免除期間と、 は、 の被保険者期間 旧国民年金法第五条第三項に規定する 国民年金法の適用については、 第七十八条第七項及び第八十七 (他の法令の規定により当 他 以下この条及び附則第 旧国民年金法第八十七 の法令の規定により国)は保険料納付済 第一号

2 げる期間並 一十六条、 た日 第九条の二第 前 次の各号に掲げる期間のうち、 日までの期間に係るもの の属する月以後の期間に係るものを除く。 第三十七条第三 びに二十歳に達した日の属する月前の 一項及び第九条の二の二第一 一号及び第四号並びに同法附則第九条第一項 (第五項第四号の二及び第七号の二に掲 昭和三十六年四月一 項の規定の適用について 期間及び六十歳に達 は、 日から施行の日 国民年金法第

者については、新国民年金法第十条の規定は適用しない。
2 附則第十二条第一項第二号から第十九号までのいずれかに該当する

(国民年金の被保険者期間等の特例)

第八条 保険料納付済期間であつた期間に係るもの て、 間に係るものは国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。 該保険料納付済期間とみなされたものを含む。 被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合にお 以下この条、 保険料納付済期間とみなす。 十七条の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期 いて「旧保険料免除期間」という。)は保険料免除期間と、 に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの 旧保険料納付済期間」という。 条第八項において同じ。 民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。 当該被保険者期間のうち、 施行日前の国民年金の被保険者期間 附則第三十二条第六項、 は、)は保険料納付済期間と、 旧国民年金法第五条第三項に規定する 国民年金法の 第七十八条第七項及び第八十七 (他の法令の規定により (他の法令の規定により 適用については、 以下この条において 以下この条にお (他の法令の規定 同条第四 同法第八 項 묽 囯

2 Ų げる期間並びに二十歳に達した日の属する月前の した日の属する月以後の期間に係るものを除く。 \mathcal{O} 条第 前日までの期間に係るもの 次の各号に掲げる期間のうち、 同法第二十六条 項 規定の 適用に (同法第三十七条第四号において適用する場合を (第五項第四号の二及び第七号の二に掲 ては 昭和三十六年四月一日から施行の 国民年金 \mathcal{O} 期間及び六十歳に達 被保険者期間とみな は 国民年金法第 \exists

期間 納付済期間とみなす。 ろにより、 は、 に二以上 保険料納 の計算の基礎となつているときは、 の次 の期間に の各号に掲げる期間又は施行日前の国民年金の被保険者 付済期間とみなす。 0 いてのみ国民年金の被保険者期間又は保険料 この場合において、 その月は、 政令で定めるとこ 同 0) が月が同 時

一~四 (略)

3·4 (略)

用については合算対象期間に算入する。 5 次の各号に掲げる期間は、国民年金法附則第九条第一項の規定の適

一~十一 (略)

6 (略)

第六条の規定を参酌して政令で定めるところによる。象期間に算入する場合における当該期間の計算については、旧通則法7 第五項の規定により一又は二以上の同項各号に掲げる期間を合算対

8

8

条第四 則第三十五条第二項に規定する新船員組合員をいう。 保険者及び船員任意継続被保険者をいう。 は の適用について、 \mathcal{O} 項に規定する新船員組合員及び昭和六十年地方公務員共済改相法附 新船員組合員 附則第十八条第一 二第 第三十七条第三号及び第四号並びに同法附則第九条第 項 項及び第九条の二の二第一 第五十二条及び第八十二条第 (昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二条第 平成三年四月 項並びに国民年金法第二十六条 一日前の第三種被保険者等 項において適用する場合を含む。 項において同じ。 以下この項、 (同法附則第九条 以下この項にお 附則第四十七 (第三種被 項の規定 若しく

> 間又は施行日前の国民年金の被保険者期間の計算の基礎となつている 含む。 み国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす。 ときは、 の 二 の 一 この場合において、 第 その月は、 並びに同法附則第九条第 項の規定の 政令で定めるところにより、 同 適用については、 一の月が同時に二以上の次の各号に掲げる期 項、 第九条の二第 保険料納付済期間とみなす の期間につい 項及び第九条 ての

〜四 (略)

3 • 4 (略)

適用については合算対象期間に、それぞれ算入する。ついては国民年金の被保険者期間に、同法附則第九条第一項の規定の5次の各号に掲げる期間は、国民年金法第十条第一項の規定の適用に

一~十一 (略)

6 (略)

二条第一 四十七条第四項、 相法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員をいう。 若しくは新船員組合員 第 \mathcal{O} |種被保険者及び船員任意継続被保険者をいう。 規定の適用について、 (同法第三十七条第四号、 附則第十八条第一 項において適用する場合を含む。 一項に規定する新船員組合員及び昭和六十年地方公務員共済改 第五十二条及び第八十二 項並びに国民年金法第十条第 (昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十 平成三年四月 附則第九条の二第 並びに同法附則第九条第 日前の第三種被保険者等 二条第 項及び第九条の二の二 以下この項、 項において同じ。 項及び第二十六条 以下この 附則第 項

区別 る。 の国 法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつた月は、 た期間をもつて第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間とす 国民年金法第十一条第一項及び第二項並びに第十一条の二の規定にか 号被保険者としての国民年金の被保険者期間を計算する場合には、 お 期間とみなされた同条第三項に規定する新船員組合員 正 員組合員であるかないかの区別に変更があつたときは、 かわらず、 て同じ。 いて 法附則第五条第一 この場合において、 民年金の被保険者であ 同 旧 これらの規定によつて計算した期間の五分の六を乗じて得 の月において二回以上にわたり第三 適用法人船員組合員」という。 である国民年金の被保険者であつた期間又は平成 項の規定により厚生年金保険の被保険者であ 第三種被保険者等、 つた月とみなす。)であつた期間につき第二 新船員組合員又は旧 種被保険者等又は新船 (以下この項に 最後の区別 変更後の 八年改 適用 った 新

9~12(略)

、老齢基礎年金等の支給要件の特例

第十二条 ることを要しない れたものを含み、 間 規定するものを除く。 り保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、 れる者を除く。 項の規定により同法第 のうち、 (以下この項にお (附則第八条第 保険料納付済期間 同法第二十六条ただし書に該当する者 であつて第二号から第七号まで及び第十八号から第 国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付す ものとされた保険料に係るものを除く。 項の規定により保険料免除期間とみなすこととさ 以下この条において同じ。 一十六条ただし書に該当しな 保険料 (附則第八条第一 納付済期間等を有する者」 項又は第一)又は保険料免除期 (同法附則第九条第 いものとみなさ 一項の規定によ 同条第四項に という。 を有する

> 更後の区別 間とする。 じて得た期間をもつて第二号被保険者としての国民年金の被保険者期 区別 は、 \mathcal{O} あつた期間とみなされた同条第三項に規定する新船員組合員 項において同じ。 は新船員組合員であるかないかの区別に変更があつたときは、 旧 定にかかわらず、 き第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を計算する場合に 項において「旧適用法人船員組合員」という。 年改正法附則第五条第一 適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつた月は、 新国民年金法第十一条第一項及び第二項並びに第十一条の二の の国民年 この場合において、 同 金 これらの規定によつて計算した期間の五)である国民年金の被保険者であつた期間又は平成 の月において二回以上にわたり第三 \mathcal{O} 被保険者であつた月とみなす。 項の規定により厚生年金保険の被保険者で 第三種被保険者等、 であつた期間につ 新船員組合員又は |種被保険者等又 一分の六を乗 (以下こ 最後 変 規

9~12 (略)

(老齢基礎年金等の支給要件の特例)

第十二条 間 第二十六条及び第三十七条 者を除く。 ることを要しないものとされた保険料に係るものを除く。 規定するものを除く。 1) の規定により同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなされる カュ れたものを含み、 、保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、 \checkmark (附則第八条第 同法第二十六条ただし書に該当する者 保険料納付済期間 であつ 国民年金法第九十条の三第 7 項の規定により保険料免除期間とみなすこととさ 以下この条において同じ。 次 の各号の (第四号に限る。 (附則第八条第 ず れかに該当するものは、 項又は第一 一項の規定により納付す (同法附則第九条第 並びに同法附則第九)又は保険料免除期 一項の 同条第四項に を有し、 規定によ 同法 項

料納付済期間と保険料免除期間 当しないものとみなし 三の二第一項の規定の適用については、 た期間が二十五年以上であるものとみなす。 定の適用については、 該当するものは 料免除期間とみなすこととされたものを含む。 の二第一項、 一十号までのいずれかに該当するものは、 一十五年に満たない者であつて第 第九条の二の二第一項、 同法第三 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算し 保険料納付済期間等を有する者のうち 一十七条 (附則第八条第 (第三号及び第四号に限る。 号から第十九号までのいずれかに 第九条の三第一項及び第九条の 同法第二十六条ただし書に該 同条並びに同法附則第九条)とを合算した期間が 項の規定により保険 保険

一~八 (略)

とができること。

とができることでは同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六のの死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。)を受けることができること又は同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六のの死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。)を受けることができること又は同法附則第十三条の元の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。)が同法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた同法による遺族共済年金(当該者)の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。)が同法附則第十三条第一項の規定(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定とができること。

十 (略)

| Roo | を受けることができること(前号に該当する場合を除く。| な務員共済組合法による遺族共済年金(当該者の死亡に係るものににおいて準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた国家において準用する場合を含む。)又は第二十五条(国の施行法第二十七条第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項におい十一 | その者の遺族が国の施行法第八条若しくは第九条(国の施行法十一 | その者の遺族が国の施行法第八条若しくは第九条(国の施行法

当しないものとみなす。三の二第一項の規定の適用については、同法第二十六条ただし書に該の二第一項、第九条の二の二第一項、第九条の二の二第一項、第九条の三第一項及び第九条の

~八 (略)

により同法による退職共済年金を受けることができること。
附則第十三条の五若しくは第十三条の六の規定の適用を受けることられた同法による退職共済年金を受けることができること又は同法の国家公務員共済組合法附則第十三条第一項の規定により読み替え

- (略)

共済年金を受けることができること(前号に該当する場合を除く。。)の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法による退職。)又は第二十五条(同法第二十七条において準用する場合を含む二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む十一 国の施行法第八条若しくは第九条(同法第二十二条第一項、第

る 規定する者であつて同条に規定する組合員期間 以上であること又は地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九に 員共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数 済組合の組合員期間 れる期間を含む。 給付等に関する施行法 察職員」という。 基準日 いずれかに掲げる者であつて警察職員であつた期間に係る地方公務 ついては、 日前 法」という。 地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項に規定する) が十五年以上であること若しくは同項第二号1からホまでの が十五年以上であること。 の期間に係るものについては、 前の同項に規定する警察職員 通算対象期間であるものに限る。)であつた期間 以下この号において同じ。 の規定により当該警察職員であつた期間に算入さ (昭和三十六年四月一日前の期間に係るものに (第十四号及び第十五号において (地方公務員等共済組合法の長期 (以下この号において単に 通算対象期間であるものに限)に係る地方公務員共 以下この号において同 (昭和三十六年四月 「地方の施

十四四 条第一 算対象期間以外のものを除いてこれらの規定に該当する場合に限る 当該者の死亡に係るものに限る。 その者の遺族 八条の九若しくは第二十八条の十の規定の適用を受けることにより の施 の規定に該当すること 五号及び第 地方の施行法第八条第一項又は第二項 地 項において準用する場合を含む。 行法第八条第 方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一 同法第 六号にお 一項又は第一 一条第 いて (昭和三十六年四月 同じ。 項第三号に規定する遺族をいう。 一項に規定する条例在職年のうち通)を受けることができること。 が同法による遺族共済年 以下この号において同じ。 (地方の施行法第三十六 日前の期間に係る地 項又は第一 第

> 正法第二 であること。 こと若しくは同法附則第一 三十六年四月一日前の期間に係るものについては、 号において同じ。 警察職員」という。 る基準日前の同項に規定する警察職員 ものについては、 同条に規定する組合員期間 以上であること又は同法附則第二十八条の九に規定する者であつて 員共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数 より当該警察職員であつた期間に算入される期間を含む。 あるものに限る。 付等に関する施行法 . ずれかに掲げる者であつて警察職員であつた期間に係る地方公務 新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第 一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給)に係る地方公務員共済組合の組合員期間 以下この号において同じ。 通算対象期間であるものに限る。 (以下 であつた期間 一十八条の四 (昭和三十六年四月一日前の期間に係る 一新地方の (昭和六十年地方公務員共済改 第 施行法」という。)の規定に (以下この号におい 項 (第二号イからホまでの)が十五年以上である)が十五年以 通算対象期間 一項に規定す 以下この て単に

り同法による退職共済年金を受けることができること。十八条の九若しくは第二十八条の十の規定の適用を受けることによ十三 新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項又は第二

のものを除いてこれらの規定に該当する場合に限る。)、同法第四条第一項又は第二項に規定する条例在職年のうち通算対象期間以外定に該当すること(昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規一四、新地方の施行法第八条第一項又は第二項(同法第三十六条第一

二条第一項 され、 て同項の規定に該当する場合に限る。)。 例職員期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除 年四月一日前の期間に係る同項に規定する消防職員としての年金条 係る同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外のものを除 同じ。)の規定に該当すること 行法第五十九条において準用する場合を含む。 当する場合に限る。 第四十八条第 該当すること 条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該 おいて準用する場合を含む。 以下この号において同じ。 て同項の規定に該当する場合に限る。 地方の施行法第四十八条第一 又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る (地方の施行法第六十六条において準用する場合を含む 一項に規定する地方公共団体の長であつた期間に算入 (昭和三十六年四月 地方の施行法第五十五条第一項)の規定に該当すること(昭和三十六 以下この号において同じ。 (昭和三十六年四月一日前の期間に 一日前の期間に係る地方の施行法 項)又は地方の施行法第六十 (地方の施行法第五十二条に 以下この号にお (地方の 0 規定に 7 施

十五 限る。 くは第 を含む。)、第五十五条第一項若しくは第二項 項若しくは第二項 三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十八条第 を含む。 十九条において準用する場合を含む。 くは第十条第一項から第三項まで(これらの規定を地方の施行法第 務員等共済 地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、 項 を受けることができること の規定の適用を受けることによりその者の遺族が地方公 組 (地方の施行法第六十六条第一 合法による遺族共済年金 (地方の施行法第五十二条におい (前号に該当する場合を除く。)又は第六十二条第 (当該者の死亡に係るものに 項において準用する場合 (地方の施行法第五 第九条第一 て準用する場合 一項若し 一項若し

> 条第一 この号において同じ。 定に該当する場合に限る。)。 号において同じ。 おいて同じ。 に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項 前の期間に係る同項に規定する消防職員としての年金条例職員 のを除いて同項の規定に該当する場合に限る。 期間に係る同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外の を除いて同項の規定に該当する場合に限る。 とみなされた期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外の 十八条第 項 長であった期間に算入され、 日前の期間に係る同法第四十八条第一項に規定する地方公共団 (同法第五十九条において準用する場合を含む。 項 項 (同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定に該当すること (同法第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に該当すること)の規定に該当すること 又は地方公共団体の長であつた期間 (昭和三十六年四月一日前 (昭和三十六年四月) 又は同法第六十二 (昭和三十六年四 同法第五十五条第 以下この号に 以下この 以下 É 崩 \mathcal{O} 日 艒 月

十五. 六条第 ことができること 場合を含む。 くは第二項 条第一項において準用する場合を含む。)、 五十五条第一項若しくは第二項 しくは第十条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第三十六 ことにより新地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受ける 新地方の施! 項におい (同法第五十二条において準用する場合を含む。)又は第六十二条第一 行法第八条第二項若しくは第三項、 て準用する場合を含む。 (前号に該当する場合を除く。 (同法第五十九条において準用する 項若しくは第二項 第四十八条第 が規定の 第九条第一 適用を受ける (同法第六十 項若し

)

項に規定する地方公共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済 とができること。 適用を受けることによりその者の遺族が地方公務員等共済組合法に それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること又は同項の規定の 共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間が 正法附則別表第二の上欄に掲げる者であつて同項に規定する地方公 組合の組合員期間 よる遺族共済年金 ては、)が十二年以上であること若しくは昭和六十年地方公務員共済改 施行日前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二 通算対象期間であるものに限る。 (昭和三十六年四月一日前の期間に係るものにつ (当該者の死亡に係るものに限る。 以下この号において同じ)を受けるこ

-七 その者の遺族(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による遺用する場合を含む。)の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による遺族をいた。)が私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律百四十号)附則第十項(同法附則第十八項において準用方。)が私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する遺族をいた。

十八

・十九

(略)

から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除が支給する退職共済年金を受けることができること (その受給権者が支給する退職共済年金を受けることができること (その受給権者が支給する)といる とされた日本私立学校振興・共済事業団

十六 施行目前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二十六 施行目前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二十六 施行目前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二十六 施行目前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二十六 施行目前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二十六 施行目前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二十六 施行目前の昭和六十年地方公務員共済

十八・十九 (略)

(新設)

<

| 対象期間の計算について準用する。| 2 国民年金法附則第九条第二項の規定は、前項第一号に規定する合算

3 · 4 (略

第十五 に該当するものとみなして、 場合に限る。 項各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた に該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたとき(当該六 係るものを除く。 料免除期間とみなすこととされたものを含み、 すこととされたものを含み、 まれた者であつて、 十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する同 において同じ。 ずれかに該当するものが、 その者が前条第一項ただし書に該当するときは、 則第八条第一 条 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生) は、)及び保険料免除期間 次項において同じ。)を有さず、 項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみな 同法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件 六十五歳に達した日において、 その者に老齢基礎年金を支給する。 同条第四項に規定するものを除く。 同日において前条第一項各号のいずれか (同条第 国民年金法第九十条の 項の規定により保険 かつ、次の各号の 保険料納付済期間 この限りでない 次項 ただ

以上であること。

以上であること。

のとされた保険料に係るものに限る。)とを合算した期間が、十年のとされた保険料に係るものに限る。)と保険料免除期間(国民間に算入することとされたものを含む。)と保険料免除期間(国民間に算対象期間(附則第八条第四項及び第五項の規定により当該期

算対象期間の計算について準用する。
2 新国民年金法附則第七条第二項の規定は、前項第一号に規定する合

3·4 (略

第十五条 場合に限る。)は、 三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に に該当するものとみなして、 項各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつてい に該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたとき 係るものを除く。 料免除期間とみなすこととされたものを含み、 すこととされたものを含み、 十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する同 1 において同じ。 まれた者であつて、六十五歳に達した日において、 ずれかに該当するものが、 (附則第八条第一 その者が前条第一項ただし書に該当するときは、 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月)及び保険料免除期間 次項において同じ。)を有さず、 項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみな 同法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件 その者に老齢基礎年金を支給する。 同条第四項に規定するものを除く。 同日において前条第一項各号のいずれ (同条第一項の規定により保険 国民年金法第九十条 かつ、次の各号の 保険料納付済期間 一日までの間に牛 この限りでない (当該 次項 ただ

五年以上であること。 一合算対象期間(附則第八条第四項及び第五項の規定により当該期 一合算対象期間(附則第八条第四項及び第五項の規定により当該期

附則第十二条第 ずれかに該当すること。 項第二号から第七号まで及び第十八号から第二

十号までの

2

4

略

5 算対象期間の計算について準用する。 国民年金法附則 第 九条第一 一項の規定は、 第 項第一号に規定する合

6

第十八条 ものを除く。)を有する者であつて次の各号のいずれにも該当しなか 除期間とみなすこととされたものを含み、 れたものを含み、 条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととさ とにより次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、 いて同じ。) 又は保険料免除期間 つたものが、 一十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして (六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例) その者に老齢基礎年金を支給する。 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る 六十五歳に達した日において、 同日以後の国民年金の被保険者期間を有するに至つたこ 同条第四項に規定するものを除く。 (同条第一項の規定により保険料免 保険料納付済期間 国民年金法第九十条の三第 以下この項にお (附則第八 同法第

こととされたものを含む。 対象期間 より保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。 保険料納付済期間 (同条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入する 保険料免除期間)を合算した期間が、 (附則第八条第 十年以上であるこ)及び合算 項の規定に

十号までのいずれかに該当すること。 附則第十二 二条第 項 第 i 一号から第七号まで及び第十八号から第二

> 附則第十二 二条第 項各号のいずれかに該当すること。

2 4 略

5 合算対象期間の計算について準用する。 新国民年金法附則第七条第二 |項の規定は、 第 項第一号に規定する

6 略

第十八条 二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして ものを除く。)を有する者であつて次の各号のいずれにも該当しなか 除期間とみなすこととされたものを含み、 れたものを含み、 とにより次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、 つたものが、 いて同じ。) 又は保険料免除期間 条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととさ (六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特 その者に老齢基礎年金を支給する。 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る 六十五歳に達した日において、 同日以後の国民年金の被保険者期間を有するに至つたこ 同条第四項に規定するものを除く。 (同条第一項の規定により保険料免 保険料納付済期間 国民年金法第九十条の三第 以下この項にお (附則第八 同法第

こととされたものを含む。 より保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。)及び合算 対象期間 保険料納付済期間、 (同条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入する 保険料免除期間)を合算した期間が、 (附則第八条第 二十五年以上であ 項の規定に

附則第十二条第 項各号のいずれかに該当すること。

2 4 略

5 十五歳に達した」とあるのは から起算して五年を経過した日 七十歳に達する日」 一十八条の規定の適用については、 こいう。 とあるのは 第 (以下この条において「一 項中 「六十六歳に達した」とあるのは 項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第 「六十六歳に達した」とあるのは 「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した とあるのは 十歳に達した日」 年を経過した日」という。 「当該老齢基礎年金の受給権を取得した 「老齢基礎年金の受給権を取得した日 、次号にお 同条第一項中「六十六歳に達する 「一年を経過した」と、 「一年を経過した」 7 「五年を経過した日」 は 「五年を経過した) 」 と、 لح 同条 굿

6 算対象期間 国民年金法附則第九条第1 の計算について準用する。 |項の規定は、 第 項 第 号に規定する合

6

とする

لح

とあるの

7 略

、障害基礎年金の支給要件の特

第二十二条 共済組命 り厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む くは日本私立学校振興・ 旧厚生年金保険法による障害年金 金は、 止する等の法律 正法附則第十六条第三項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員 附則第二十六条及び第二十七条において同じ。)又は共済組合若し 同 合制 一の傷病による障害について旧国民年金法による障害年金、 新国民年金法第三十条の二第一 度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃 (平成十三年法律第百 共済事業団が支給する障害年金 (附則第八十七条第1 一号。 項の規定による障害基礎年 以下 「平成十三年統合法 一項の規定によ (平成八年改

> 2 略

5 二十八条の規定の適用については、 第二項中「六十六歳に達した」とあるのは 日 十五歳に達した」とあるのは と とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した 第 (以下この条において「一 項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第 「六十六歳に達した」とあるのは 年を経過した日」という。 「当該老齢基礎年金の受給権を取得し 同条第一項中「六十六歳に達する 「一年を経過した」と、 「一年を経過した」とする ٢, 同条

合算対象期間の計算について準用する。 新国民年金法附則第七条第二 一項の規定は、 第 項 第 号に規定する

7 略

(障害基礎年金の支給要件の特例

第一 林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共 掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年 ŋ 金は、 旧厚生年金保険法による障害年金 金 くは私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管 二十二条 ・厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む 附則第二十六条及び第二十七条において同じ。 (平成八年改正法附則第十六条第三項及び厚生年金保険制度及び農 同 の傷病による障害について旧国民年金法による障害年金、 新国民年金法第三十条の二第一 (附則第八十七条第三 項の規定による障害基礎年)又は共済組合若し 一項の規定によ

金法第三十条の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。て同じ。)の受給権を有していたことがある者については、新国民年たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六条におい」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者

(遺族基礎年金の支給要件の特例

第二十七条 期間 日 事業団が支給する障害年金の受給権を有するもの、 の受給権者その他 者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。 成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌 免除期間及び 職年金若しくは通算退職年金であつて旧保険料納付済期間 若しくは日本私立学校振興 旧 保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者である間に初診 保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済 令で定める 亡した場合におけ 保険料納付済期間 のある傷病により当該初診日から五年を経過する日前に死亡したも 他 が二十五年以上であるものその他政令で定めるもの又は共済組合 旧 政令で定めるもの 厚生年金保険法による老齢年金若しくは通算老齢年金であ 大正十五年四月 通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるもの る遺族基礎年金の支給に関 の者であつて政令で定めるものが、 旧保険料免除期間及び通算対象期間を合算した (平成八年改正法附則第十六条第三項及び平 一日以前に生まれた者のうち、 共済事業団が支給する退職年金、 し必要な経過措置は 厚生年金保険の被 施行日以後に死 旧厚生年金 旧保険料 減額退 つて 政

ては、新国民年金法第三十条の二第一項の規定にかかわらず、支給し二十六条において同じ。)の受給権を有していたことがある者につい金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平

遺族基礎年金の支給要件の特例)

第

置は、 含む。 険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を 項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保 組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、 事業団が支給する障害年金の受給権を有するもの、 以後に死亡した場合における遺族基礎年金の支給に関し必要な経過措 額退職年金若しくは通算退職年金 日のある傷病により当該初診日から五年を経過する日前に死亡したも 保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者である間に初診 保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済 一十七条 旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは通算老齢年金又は共済)の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、 政令で定める。 大正十五年四月一日以前に生まれた者のうち、 (平成八年改正法附則第十六条第三 厚生年金保険の被 旧厚生年 施行日

(寡婦年金及び死亡 時金の特例

第 2 一十九条 略

略

第三十条 削除

例 施 行 月に お いて六十歳以上の者に係る国民年金の年金たる給付の特

第三十一条 老齢年金及び寡婦年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金た び第二款並びに同法第三十七条第四号、 条及び第十八条並びに国民年金法第三章第二節、 年金にあつては、 十五歳に達しているものに限る。) の受給権を有していたもの のに限る。 する退職年金 法による老齢年金 二日以後に生まれた者であつて施行日の前日において旧厚生年金保険 の三の規定を適用せず、)若しくは減額退職年金 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は大正十五年四月 (同日においてその受給権者が五十五歳に達しているも 死亡したこれらの者の妻) 旧船員保険法による老齢年金又は共済組合が支給 旧国民年金法中同法による老齢年金、 (同日においてその受給権者が五 附則第九条の二及び附則第九 については、 同章第五節第 附則第十五 (寡婦 款及 通算

> (寡婦年金及び死亡一 時 金の特例

第 民年金法第四十九条第 一十九条 附則別表第 項の規定の適用については、 欄 掲げる者が 死亡した場 同項中 合に おける国 二十五

年 とあるのは それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする

2

略

3 略

第三十条 、新国民年金法による老齢年金の支給要件の 附則別表第 0 上欄に掲げる者については 特例 新国民年金法附

ように読み替えるものとする。 「二十五年」

則第九条の三

第

項中

とあるのは

それぞれ同表の

例 (施行日において六十歳以上の者に係る国民年金の年金たる給付 0

第三十一条 二日以後に生まれた者であつて施行日の前日において旧厚生年金保険 老齢年金及び寡婦年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金た 条の三の規定を適用せず、 び第二款並びに同法第三十七条第四号、 条及び第十八条並びに国民年金法第三章第二節、 年金にあつては、 のに限る。)若しくは減額退職年金 する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているも 法による老齢年金、 十五歳に達しているものに限る。 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は大正十五 死亡したこれらの者の妻) 旧船員保険法による老齢年金又は共済組合が支給 旧国民年金法中同法による老齢年金、)の受給権を有していたもの (同日においてその受給権者が五 附則第九条の二及び附則第九 については、 同章第五節第 附則第十五 **羊**四 (寡婦 款及 通算 月

る給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又 を含む。 は改正されたその他の法律の規定)は、これらの者について、なおその効力を有する。 (これらの規定に基づく命令の規定

2 の効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは 十五年」とあるのは 十九条の三の規定を適用する場合においては、 項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法 「十年」とするほか、 同項の規定によりなおそ 同条第 号中 2

(第四種被保険者に関する経過措置

政令で定める。

第四十三条 略

2 \ 11 (略

十

12 兀 条の二の二の規定は適用しない。 種被保険者については、 厚生年金保険法第八十一条の二及び第

第四十八条 略

2

五号。 三第一項、 第十四条第一項及び第 第三項において準用する場合を含む。) 九条並びに国民年金法等の一 された期間は、 付済期間とみなす。 次項において同じ。 附則第八条第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみな 以下「平成六年改正法」という。)附則第十五条第一項 第八条、 厚生年金保険法第四十二条第二号 第十三条の四第一項、 一十八条の四の規定の適用については、 及び第五十八条第一 部を改正する法律 において適用する場合を含む 第二十八条の三及び第二十 項第四号並びに同法附則 (平成六年法律第九十 (同法附則第七条の 保険料 (同条

3 附則第八条第八項の規定は、 厚生年金保険法第四十二条第二号及び

> を含む。 は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定 る給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又)は、これらの者について、 なおその効力を有する。

関し必要な技術的読替えは、 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に 政令で定める。

(第四種被保険者に関する経過措置)

第四十三条 略

12 は適用しない。 第四種被保険者については、 厚生年金保険法第八十一条の二の 規定

第四十八条 略

2 場合を含む。) 第二十八条の三、 期間とみなす。 及び同法附則第十四条第一項の規定の適用については、 正法」という。 された期間は、 項第四号、 附則第八条第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみな 部を改正する法律 附則第七条の三第一項、)附則第十五条第一項 において適用する場合を含む。 厚生年金保険法第四十二条第二号 第二十八条の四及び第二十九条並びに国民年金法等 (平成六年法律第九十五号。 第八条、第十三条の四第一項、 (同条第三項において準用する 次項において同じ。 (同法第五十八条第 以下「平成六年改 保険料納付済

金の被保険者期間の計算について準用する。
条の四の規定を適用する場合における第二号被保険者としての国民年第五十八条第一項第四号並びに同法附則第十四条第一項及び第二十八

4~7 (略)

(老齢厚生年金の支給要件の特例)

第五十七条 号に該当するものとみなし 条の四第一項、 のは、 ら第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当するも する者のうち、 かに該当するものは 期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされる者を除 とされたものを含む 除期間 り保険 のうち、 成六年改正法附則第十五条第一項 ものとみなされる者を除く。)であつて附則第十二条第一項第二号か 法附則第十四条第一 みなされた期間に係るものを含む。 定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間と であつて附則第十 同法第四十二条並びに附則第七条の三第一項、)の規定の適用については、 (附則第八条第 納付 第十四条第 保険料納付済期間 厚生年金保険の被保険者期間 済期間とみなすこととされたものを含む 第二十八条の三第一項及び第二十九条第一項並びに平 厚生年金保険法第四十二条第二号に該当しない者 項の規定により同法第四十二条第二号に該当する 項の規・ 同法第五十八条第 とを合算した期間が二十五年に満たない者 項の規定により保険料免除期間とみなすこと 一条第 (附則第八条第 厚生年金保険の被保険者期間を有する者 定により保険料 項 (同条第三項において準用する場合 第 以下この条において同じ。)を有 厚生年金保険法第四十二条第二 号から第十九号までの (附則第四十七条第一項の規 項 項又は第一 納付済期間と保険料免除 (第四号に限る。 第八条、 一項の規定によ と保険料免 第十三 (同 第

者としての国民年金の被保険者期間の計算について準用する。同法附則第十四条第一項の規定を適用する場合における第二号被保険

4~7 (略

(老齢厚生年金の支給要件の特例

なす 七条の三第一項、 法第四十二条及び第五十八条第 であつて、 第四十二条第二号に該当しない者 の規定の適用につい 法附則第十五条第一 より同法第四十二条第二号に該当するものとみなされる者を除く。 みなされた期間に係るものを含む。)を有し、 定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間と 五十七条 第二十八条の四第 厚生年金保険の被保険者期間 附則第十二条第一項各号のいずれかに該当するものは、 第八条、 項 ては、 一項及び第二十九条第一項並びに平成六年改正 (同条第三項において準用する場合を含む。) 第十三条の四第一 同法第四十二条第二号に該当するものとみ 項 (同法附則第十四条第一項の規定に (第四号に限る。 (附則第四十七条第 項、 かつ、厚生年金保険法 第二十八条の三第 並びに附則第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 同 規

とみなす 同法附則第 済期間と保 険料 十八条の 免除期間とを合算した期間が一 匹 第 項 の規定の適用に 一十五年以上であるも 0 V) ては 保険料納付

、施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる 険給付の特例

第六十三条 れら 権を有していた者については、 他 に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件 生年金保険法中同法による老齢年金、 十八条第 においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。 が五十五歳に達しているものに限る。 金若しくは共済組合が支給する退職年金 おいて旧厚生年金保険法による老齢年金 に平成六年改正法附則第十五条及び第十六条の規定を適用せず、 の法律の規定 の者につい 項第四号の規定、 大正十五 て、 (これらの規定に基づく命令の規定を含む。 なおその効力を有する。 年四 月 一日以前に生まれた者又は施行日の前 同法附則第八条及び第二十八条の三並び 厚生年金保険法第三章第二節及び第五 通算老齢年金及び特例老齢年金 若しくは減額退職年金 (同日においてその受給権者 旧船員保険法による老齢年) は、)の受給 (同日 旧厚 日に ے

2 中 なおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読 えは、 法第四十六条の 二十五年 項 の規定により 政令で定める とあるの 三の規定を適用する場合においては、 な おそ は 効力を有するも 十年」 とするほか \mathcal{O} とさ れた旧 同項の規定により 同条第 厚生. 年 号イ 金 保

> 保険給付の特例 (施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる

第六十三条 他の法律の規定 れらの者について、 に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件 生年金保険法中同法による老齢年金、 に平成六年改正法附則第十五条及び第十六条の規定を適用せず、 十八条第一項第四号の規定、 権を有していた者については、 においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。 が五十五歳に達しているものに限る。 金若しくは共済組合が支給する退職年金 おいて旧厚生年金保険法による老齢年金、 大正十五年四月 (これらの規定に基づく命令の なおその効力を有する。 日以前に生まれた者又は: 同法附則第八条及び第二十八条の三並び 厚生年金保険法第三章第二節及び第五 通算老齢年金及び特例老齢年金 若しくは減額退職年金 (同日においてその受給権者 旧船員保険法による老齢 規定を含む。 施行日 0 の受給 は、 前 (同日 旧厚 日

関 し必要な技術的読替えは、 前 項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の 政令で定める。 適用に

2

3

3

略

略

第七十四 ないときは、 くしていた場合であつて、 金保険法第五十九条第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じ 十八条及び第三 であつた者の死亡につきその配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得し 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その配偶者が厚生年 かかわらず、 条 配偶者に支給する遺族厚生年金の額は、 同法第六十条第一 これらの規定の例により計算した額に国民年金法第三 -九条第 当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者 項の規定の例により計算した額を加算した 項第一号及び第六十二条第一項の規定 当該厚生年金保険

2~4 (略)

額とする。

5 六十年改正法附則第七十四条第一 条第一項の規定によりその額が加算されたものであるものを除く。 法律第三十四号。 する遺族厚生年金 間 遺族厚生年金 厚生年金保険法第六十六条第二項の規定の適用については、 同項中 「当該遺族基礎年金 「配偶者に対する遺族厚生年金」とあるのは とする 以下 (国民年金法等の 「昭和六十年改正法」という。 とあるのは |項の規定によりその額が加算された 部を改正する法律 「当該遺族基礎年金又は昭 附則第七十四 「配偶者に対 (昭和六十年 当分の 和

6 (略

(旧船員保険法による給付)

達しているものに限る。)の受給権を有していた者については、厚生。)若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限るおいて旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職第八十六条。大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日に

2~4 (略

5 三十四号。 項の規定によりその額が加算されたものであるものを除く。 族厚生年金 生年金」 改正法附則第七十四条第二 \mathcal{O} 「当該遺族基礎年金」 削 新厚生年金保険法第六十六条第二 同項中 とする 以下 (国民年金法等の 「妻に対する遺族厚生年金」 「昭和六十年改正法」という。 とあるのは |項の規定によりその額が加算された遺族厚 部を改正する法律 「当該遺族基礎年金又は昭和六十年 一項の規定の適用については、 とあるのは 附則第七十四条第 (昭和六十年法律第 「妻に対する遺

(略)

6

(旧船員保険法による給付)

達しているものに限る。) の受給権を有していた者については、厚生。) 若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限るおいて旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職第八十六条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日に

関 険法の一 定を適用せず、 則第八条及び第二十八条の三並びに平成六年改正法附則第十五条の規 年金保険法第三章第二節及び第五十八条第一項第四号の規定、 であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規 の法律第百五号」という。)中同法による特例老齢年金の支給要件に の支給要件に関する規定、 て、 (これらの規定に基づく命令の規定を含む。) は、これらの者につ する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定 なおその効力を有する。 部を改正する法律 旧船員保険法中同法による老齢年金及び通算老齢年金 附則第百七条の規定による改正前の船員保 (昭和四十年法律第百五号。 以下 「改正前 同法附

いて、 関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定 則第八条及び第二十八条の三並びに平成六年改正法附則第十五条の規 定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、これらの者につ であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規 険法の一部を改正する法律 定を適用せず、 年金保険法第三章第二節及び第五十八条第一項第四号の規定、 の法律第百五号」という。)中同法による特例老齢年金の支給要件に の支給要件に関する規定、 なおその効力を有する。 旧船員保険法中同法による老齢年金及び通算老齢年金 附則第百七条の規定による改正前の船員保 (昭和四十年法律第百五号。 以下 「改正前 同法 附

関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
「前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に

3~6 (略)

3 6

略

0 律(平成十三年法律第百一号) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部

(傍線の部分は改正部分)

(第六条関係)

を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日施行)

附 則	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	2 (表 た 六 期 二 林 林 者 掲 四 十 特 9 略 期 十 間 項 共 年 の る 者 別 田 年 に 済 金 区 る 者 農 同 規 組 を 分 者 条 老
	改正案	現
	例老齢農林年金の支給)	(特例老齢農林年金
(特例老齢典	四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表	第四十四条 一年以上
株共済組合員期間を有する次の表の上欄に │第四十四条 一年以上 (特例老齢農林年金)	げる者(特例退職共済年金の受給権者を除く。)が、同欄に掲げ	掲げる者(特
る者(特例退職共済年金の受給権者を除く。)が、同欄に掲げる 掲げる者(特四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に 第四十四条 一例老齢農林年金の支給)	の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、	者の区分に応じ同表
区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農 者の区分に応る者(特例退職共済年金の受給権者を除く。)が、同欄に掲げる 掲げる者(特四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に 第四十四条 一例老齢農林年金の支給)	年金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等	林年金を支給する。ただし、
金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等(旧農 林年金を支給する。ただし、区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農 者の区分に応じ同表の下欄にる者(特例退職共済年金の受給権者を除く。)が、同欄に掲げる 掲げる者(特例退職共済年金四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に 第四十四条 一年以上の旧農林例老齢農林年金の支給)		林共済組合員期間、
済組合員期間、旧農林共済組合員期間以外の国民年金法第五条第 林共済組合員期間、旧農林共金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等(旧農 林年金を支給する。ただし、る者(特例退職共済年金の受給権者を除く。)が、同欄に掲げる 掲げる者(特例退職共済年金四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に 第四十四条 一年以上の旧農林例老齢農林年金の支給) (特例老齢農林年金の支給)	項に規定する保険料納付済期間、同条第	二項に規定する保険料納付済期間、
に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除 二項に規定する保険料納付済済組合員期間、旧農林共済組合員期間以外の国民年金法第五条第 林共済組合員期間、旧農林共済組合員期間を含む、特例と齢農 者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農 者の区分に応じ同表の下欄に過去の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農 者の区分に応じ同表の下欄に入る者(特例退職共済年金の受給権者を除く。)が、同欄に掲げる 掲げる者(特例退職共済年金四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に 第四十四条 一年以上の旧農林例を齢農林年金の支給)	同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間及び廃止前昭	期間、同法附則第七条第一
 「同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間及び廃止前昭和期間、同法附則第七条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除 工項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除 者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農 者の区分に応じ同表の下欄にといる者の旧農林共済組合員期間等(旧農 株年金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等(旧農 者の区分に応じ同表の下欄にといい、同欄に掲げる 掲げる者(特例退職共済年金四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に第四十四条 一年以上の旧農林例老齢農林年金の支給) 	年農林共済改正法附則第十一条第一項各号に掲げる期間を合算	六十年農林共済改正
年農林共済改正法附則第十一条第一項各号に掲げる期間を合算し 六十年農林共済改正法附則第1、同法附則第九条第一項に規定する合質対象期間及び廃止前昭和 期間、同法附則第七条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除 本年金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等(旧農 林年金を支給する。ただし、との者の旧農林共済組合員期間等(旧農 林年金を支給する。ただし、とうに応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農 者の区分に応じ同表の下欄にと、	期間をいう。)が二十五年に満たないときは、	た期間をいう。)が二十五年に満たないときは、
間をいう。)が二十五年に満たないときは、この限りでない。 た期間をいう。)が二十五年に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除	(表略)	(表略)
で表的という。)が二十五年に満たないときは、この限りでない。 でお問をいう。)が二十五年に満たないときは、この限りでない。 で期間をいう。)が二十五年に満たないときは、この限りでない。 で期間をいう。)が二十五年に満たないときは、この限りでない。 で期間を対象期間を合算し 大十年農林共済改正法附則第七条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除 本年金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間を合算し 大十年農林共済改正法附則第七条第一項に規定する保険料納付済にしたときは、特例と齢農 本共済組合員期間、旧農林共済組合員期間を合算し 大十年農林共済改正法附則第七条第一項に規定する保険料納付済にしたときは、特例と齢農 本共済組合員期間、旧農林共済日の下欄に 第四十四条 一年以上の旧農林 第四十四条 一年以上の旧農林 年度本共済改正法附則第七条第一項に 大十年農林共済改正法附則第一項を 大十年農林共済改正法附則第一項を 大十年農林共済改正法附則第一項を 大十年農林共済改正法附則第一項を 大十年農林共済改正法附則第一項を 大十年農林共済改正法附則第一項を 大十年農林共済改正法附則第一項を 大十年農林共済改正法附則第一条第一項に 大中農林共済改正法附則第一条第一項に 大手機に 大手機を 大手を 大手機を 大手機を 大手を 大手機を 大手機を 大手機を 大手機を 大手機を 大手機を 大手を 大手を 大手を 大手を 大手を 大手を 大手を 大手を 大手を 大手を	9	
(略) (略) (特例老齢農林年金の支給) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の		

0 な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行日(一部公布日から二年以内の政令で定める日、 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的 同法附則第一

(第八条関係)

条第二号の施行日及び平成二十八年十月一日)施行)

(傍線の部分は改正部分)

第十条 平成二十六年四	2 第三条 (検討) (削除) (略) (略) (略)	改
月(以下「特定月」		正
平成二十六年四月(以下「特定月」という。)の前月以前の期		案
第十条 別に法律で定める月(以下「特定月」という。)の前月以前の	(検討) (検討) (検討) (検討) (検討) (検討) (検討) (検討)	十四年法律第 号)(案中修正前)による改正後)(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二現

ては、 二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額 して得た数を乗じて得た額とする げる月数を合算した月数 たときは、これを百円に切り上げるものとする。 が生じたときは、 する場合を含む。 並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令にお 間に係る保険料免除期間を有する者であって、 十七条に規定する改定率を乗じて得た額 正 の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平 同条ただし書)の規定にかかわらず、 これを切り捨て、 (同法第二十八条第四項、 (四百八十を限度とする。) を四百八十で除 五十円以上百円 (その額に五十円 七十八万九百円に同法第二 第四条の規定による改 附則第九条の二第四項 に、 未満 次の各号に掲 の端数が生じ 未満の端数 、て適用 につ 成

~ 十 五

2 略

、基礎年金の国庫 負担に関する経過措置

第十三条 略

2 6

略

7 第 ては、 条第三号、 前 条第三号、 第八十五条第一項の規定の適用については、 附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号· とあるのは「に、 平成十九年度から平成二十六年度 (五号及び第七号) 年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法 国民年金法等の 第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは 第五号及び第七号 三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た に規定する月数」 部を改正する法律 (平成十九年度及び平成二十年度にあ (以下「特定年度」という。 Ł, 「の二分の (平成十六年法律第百四号 同項第 一号中 一に相当する額 「第二十七 「第二十七 \mathcal{O} 0

> 除して得た数を乗じて得た額とする。 掲げる月数を合算した月数 じたときは、これを百円に切り上げるものとする。 二十七条に規定する改定率を乗じて得た額 いては、 数が生じたときは、 用する場合を含む。 項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令におい 成二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額につ 改正後の 期間に係る保険料免除期間を有する者であって、 同条ただし書 国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平 これを切り捨て、)の規定にかかわらず、 (同法第二十八条第四項、 (四百八十を限度とする。 五十円以上百円未満の端数が生 (その額に五十円未満の 七十八万九百円に同 第四条の規定による 附則第九条の二第四)を四百八十で に、 次の各号に 法第 て適 端

~ 士 五 略

2 略

(基礎年金の国庫負担に関する経過措置

第十三条 略 略

2 6

7 三号、 する額」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じ 二十七条第三号、 二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは 年 百四号) にあつては、 -金法第八十五条第一項の規定の適用については、 平成十九年度から別に法律で定める年度 0 第五号及び第七号) 前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の 附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第 国民年金法等の一部を改正する法律 第五号及び第七号 に規定する月数」と、 (平成十九年度及び平成二十年 (以 下 「特定年度」 (平成十六年法律第 「の二分の 同項第 号中 に相当 という 国民 「第 第 度

兀 分の一を乗じて」と、 の一を乗じて」と、 額」と、 百分の三十七」とする。 「三分の一を乗じて」と、 分の一を乗じて」と、 同項第二号イ⑴中 同号イ(2)中 同号イ③中「八分の三を乗じて」とあるのは 同号イ(4)中 同項第三号中「百分の二十」とあるのは 「八分の一を乗じて」とあるのは 「四分の一を乗じて」とあるのは 「二分の一を乗じて」とあるのは 「十二分 궀 \neg

第十五条 削除

(基礎年金の国庫負担に要する費用の財源)

第十六条 国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二 昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み 替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第 定した額に相当する費用 (附則第十四条第二項において適用する場合を含む。 特定年度以後の各年度において、 の財源に ついてい は 附則第十四条第 一前段の規定の例により算 社会保障)の規定により の安定財 項並びに 源の確 一項

(削除)

るものとする。

する等の法律

施

行により増加する消費税の収入を活用して

保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の

部を改正

確保

のは「百分の三十七」とする。十二分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ⑷中「二分の一を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ⑵中「四分の一を乗じて」とあるのは「大分の一を乗じて」と、同号イ⑵中「四分の一を乗じて」とあるのは「

『礎年金の国庫負担割合の引上げ)

部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条の規定第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革(所得税法等の一

た財源の確保が図られる年度を定めるものとする。 に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。) により所要の安定

読み替えるものとする。中「図られる年度」とあるのは、「図られる年度のいずれかの月」と可りの規定は、特定月について準用する。この場合において、前項

合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十四年度以前の年度第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場

(国民年金の保険料の免除の特例)

九条

略

2 きは、 法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、 第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九 者等であって次の各号のいずれかに該当するものから申請があったと に に規定する保険料全額免除期間 保険料については、 である期間若しくは学生等であった期間を除く。)に係る国民年金 十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等 既に納付されたものを除き、これを納付することを要しない 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳 達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険 申請 厚生労働大臣は、 のあった日以後、 国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず 当該被保険者期間のうちその指定する期間 当該保険料に係る期間を同法第五条第四 (第四条規定による改正後の国民年金 ものと 当 項 \mathcal{O} 2

第十四 金の 制 を除く。 給 一及び 愛な税制上の |条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を 付に要する費用 財政上の 0 各年度における国民年金事業に要する費用のうち 措置を講じた上で国庫の負担とするよう 措置を講ずるものとする。 部に 充てるため 当該各 年度 必要な法 基礎年 附則

料免除期間 措 金 以 \mathcal{O} 前 置を講ずるものとする。 前 額 \mathcal{O} 項の場合において、 平成 期 \mathcal{O} 計算 間を除く。 0 り月数の \mp にお 年四月から平成二十五年三月までの期間に係る保険 V 算定と同 7 は に係る保険料免除期間を有する者の老齢 特定月の前月までの期間 当該期 様 に取り扱われるよう 間 係る保険料免除期 (平成) 必要な法制 間 十五年三 基礎 月 年

2

(国民年金の保険料の免除の特例)

第十九条 (略)

険料全額免除期間 きは、 0 れたものを除き、これを納付することを要しないものとし、 である期間若しくは学生等であった期間を除く。)に係る国民年金の 第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九 者等であって次の各号のいずれかに該当するものから申請があったと に達する日の属する月の 保険料については、 十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等 た日以 既に納付されたもの及び同法第九十三条第 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳 厚生労働大臣は、 後、 当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保 (第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四 国民年金法第八十八条第 当該被保険者期間のうちその指定する期間 前月までの被保険者期間がある第一号被保険 項の規定にかか 項 \hat{O} 規定により 申請の が前納さ からず あ

者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、配偶

3~6 (略)

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に要する費用の財源)

号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。る期間を除く。)に算入することができる。ただし、配偶者が次の各条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係

一~三 (略)

3~6 (略)

置)(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための措

置を講ずるものとする。 置を講ずるものとする。

0 を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日(一部同法の施行日、公布日から二年以内の政令 で定める日及び平成二十八年十月一日)施行) 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革

(傍線の部分は改正部分)

(第十条関係)

三遺族

組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び

三遺族

組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び

三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたものをいを受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時(失踪の宣告

2 3 (略) 四~七 (略)

う。

(標準報酬)

2·3 (略) 第四十二条 (略)

日はい。 本改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用第十二項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項若しくは第十一項及び 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を

5~8 (略)

9 三年法律第百八号) 準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 第二百九十九号) 同 の育児休業等に関する法律 て講ずる措置による休業、 る育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に 祉に関する法律 法第二十七条第 組合は、 の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じ 育児休業、 (平成三年法律第七十六号)第二条第一号の規定によ (第七号に係る部分に限る。) において準用する場 項及び裁判 第三条第一項の規定による育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 国会職員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百九号) 第三条第 所職員臨時措置法 (第二号に係る部分に限る (昭和1 二十六年法律 国家公務員 項 (平 成 \mathcal{O} 福

三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたものをいを受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時(失踪の宣告)

四~七(略)

う。

2 •

(略

(標準報酬)

第四十二条 (略)

2·3 (略)

組合員については、その年に限り適用しない。
れ月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項の規定により七月から4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を

5~8 (略)

9 第二百九十九号) 三年法律第百八号) 準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 同 の育児休業等に関する法律 て講ずる措置による休業、 る育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に 祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号の規定によ 法第二十七条第 組合は、 の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じ 育児休業、 (第七号に係る部分に限る。) において準用する場 項及び裁判所職員臨時措置法 第三条第一項の規定による育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 国会職員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百九号) 第三条第一項 (第二号に係る部分に限る (昭 '和二十六年法律 国家公務員 伞 成

るも いて、 その期間の月数で除して得た額を報酬月額として、 た期間に限るものとし、 以後三月間 において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合にお を終了した日 以下「育児休業等」という。)を終了した組合員が、 る産前産後休業を開始している組合員は、 未満である月があるときは、その月を除く。) に受けた報酬の総額を 合を含む。 (平成三年法律第百十一号) のとする。 組合に申出をしたときは、)の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関 (育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であ (以下この条において「育児休業等終了日」という。 ただし、 かつ、 育児休業等終了日の 報酬支払の基礎となつた日数が 第二条第一 育児休業等終了日の翌日が属する月 項の規定による育児休業 この限りでない。 翌日 に第 標準報酬 当該育児休業等 + 項 に規定す を改定す か十七日 ける法 0

11 10 略

期間 三月間 組合に申出をしたときは 休業を終了した日 いこと るときは、 に限る。 九十八日) 合は、 に 限るも にお 妊妊 (産前 をいう。 娠又は出 出産の予定日) 産 のとし て当該 産後休業終了日の から出産の日後五十六日までの 前 産 後 (以下この条において 産前 以下同じ。 休業 産に関する事由を理由として勤務 カ 産後休業に係る子を養育する場合にお 出 産前産後休業終了日の翌日が属する月以後 以前四十二 報酬支払の基礎となつた日数が 産 翌日にお \mathcal{O} を終了した組合員が、 日 日 出 11 産 (多胎) 「産前産後休業終了 て継続して組合員であ \mathcal{O} 間にお 日 妊娠の場合にあ が 出 1 産 に服さな て勤務に服さな の予 当該産前 定 十七日-Ė 日 つては 後で 1 つた 産後 場合 あ

満である月があるときは

ものとする。

ただし

産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開

期間

 \mathcal{O}

月数で除

して得た額を報酬月額として、

その月を除く。

に受けた報酬

総額をそ

標準

報

酬

を改 \mathcal{O}

定

その期間の月数で除して得た額を報酬月額として、 いて、 を終了した日 るものとする。 た期間に限るものとし、 以後三月間 において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合にお 以下「育児休業等」という。)を終了した組合員が、当該育児休業等 合を含む。 未満である月があるときは、 (平成三年法律第百十一号) 組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月)の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法 (育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であ (以下この条において「育児休業等終了日」という。 かつ、 その月は除く。)に受けた報酬の 第二条第一項の規定による育児休業 報酬支払の基礎となつた日数が 標準報酬を改定 総額 十七七 日 0

律

10 略

(新設

して いる組合員は この限りでない。

12 月三 翌日から起算して二月を経過した日の属する月 $\overline{+}$ 1 項 ては の規定によ 日 (七月から十二 翌年の八月三十一 つて改定された標準 一月までの までの いずれかの月から改定されたも 報酬 標準 は の翌月からその年の八 報酬とする。 産 前 産後休業終 7 日 \mathcal{O}

日

11

13 する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認 く不当であるときは、これらの規定にかかわらず、 七 定によって算定することが困難であるとき、 て算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。 組合員の報酬月額が第二項、 第九項若しくは第十 一項の規定によつて算定するとすれば著し 第五項、第九項若しくは第十一項の規 又は第二項、 同様の職務に従事 第五項、 第

(標準期末手当等の額 の決定

第四 十二条の二 略

2 する。 前条第十三項の規定は、 標準期末手当等の額の算定について準用

|歳に満たない子を養育する組合員等の平均 標準報酬 額の計算の特

例

第七十三条の二 日の属する月の前月 の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月まで 令で定める事由が生じた場合にあつては、 又は組合員であつた者が、 各月のうち、 に申出をしたときは、 三歳に満たない子を養育し、 その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた (当該月において組合員でない場合にあつては、 組合 当該子を養育することとなつた日 (組合員であつた者にあつては、 その日) 又は養育してい の属する月から次 た組合員 (財務省 連合

(新設)

らの規定による当該組合員の報酬月額とする。 これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額そ 算定することが困難であるとき、 の他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれ は第九項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、 組合員の報酬月額が第二項、 第五項若しくは第九項の規定によつて 又は第二項、 第五項、 第七項若しく

(標準期末手当等の 額の 決定

第四 十二条の二 略

2

る。 前条第十 一項の規定は、 標準期末手当等の額の算定について準用す

 $\widehat{\Xi}$ |歳に満たない子を養育する組合員等の平均標準 報酬

額の

計算の

特

例

第七十三条の二 日の属する月の前月 会 又は組合員であつた者が、 \mathcal{O} の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月まで 令で定める事由が生じた場合にあつては、 各月のうち、 に申出をしたときは、 その 三歳に満たない子を養育し、 標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた (当該月において組合員でない場合にあつては、 組合 当該子を養育することとなつた日 (組合員であつた者にあつては、 その日) 又は養育してい の属する月から次 た組合員 (財務省 連合

限る。 申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに 膕 額とみなされている場合にあつては、 \mathcal{O} 下回る月 により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬 \mathcal{O} 『の月額。 月額とみなして、 条において 月前一年以内における組合員であつた月のうち直 については、 (当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、 以下この項において「従前標準報酬 「基準月」 第七十二条の二の規定を適用する。 従前 という。 標準報酬 0) の月額を当該下回る月の 当該みなされた基準月の 標準報酬 の月額が の月額」 \mathcal{O} 月額 が標準 近 $\widehat{\Xi}_{\mathcal{O}}$ という。 の月。 /標準 ·報 酬 項 標準 以 \mathcal{O} 報酬 当該 下こ 規 の月 を 報 定

一~五 (略)

を開始したとき。
六 当該組合員が第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業

関し必要な事項は、政令で定める。
2 前項の規定による平均標準報酬額の計算その他同項の規定の適用に

3 され 基準月の がなかつたとしたならば、 同項中 なされ 外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の は 月額が標準報酬 第 た基準月 当該みなされることとなる基準月の 項第六号の規定に該当した組合員 7 「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の 標準 いる場合を除く。 報酬 0 標準 \mathcal{O} の月額とみなされている場合にあつては、 月額 報酬 が標準報酬 0 この項の規定により当該子以外の子に係る 月額」 に対する同項の規 とあるの の月額とみなされる場合にあ 標準報酬 (同 は 項 定 \mathcal{O} 規 標準 第六号 の月額」 \mathcal{O} 適用 定により当該子以 ·報酬 の規 に とする。 の月額とみ 当該みな 標準報酬 定 1 0 て っ て 適 は、 用

(退職共済年金の受給権者)

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当すると

限る。 申出が行われた日の 酬の月額。 額とみなされている場合にあつては、 により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準 当該月前 の月額とみなして、 下回る月 \mathcal{O} 項において については、 (当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、 一年以内における組合員であつた月のうち直近の 以下この項において「従前標準報酬の月額」 「基準月」という。 属する月の前月までの二年間のうちにあるもの 第七十二条の二の規定を適用する 従前標準 -報酬の月額を当該下回る月の標準 0) 標準 当該みなされた基準月の 報酬 \mathcal{O} 月額 $\widetilde{\mathcal{Z}}_{\mathcal{O}}$ という。 月。 報 項 標準 酬の \hat{O} 以 当該 下こ 規定 報酬 を 報 月

一~五 (略)

(新 設)

関し必要な事項は、政令で定める。
2 前項の規定による平均標準報酬額の計算その他同項の規定の適用

(新設)

、退職共済年金の受給権者)

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、その者に退職共済年金を支給する。

- に達した日以後に退職したとき。
 に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料ー組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条
- である者となつたとき。
 退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が十年以上二、退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に
- るに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。
 2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当す
- 六十五歳以上であること。
- 一一年以上の組合員期間を有すること。
- 一組合員期間等が十年以上であること。

(支給の繰下げ)

第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得し きる。 のは、 務員等共済組合法による年金である給付 過した日」という。 た日から起算して一年を経過した日 である給付を除く。 (退職を給付事由とする年金である給付を除く。 他 の年金である給付 連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることがで ただし、 その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに 前に当該退職共済年金を請求していなかつたも (障害共済年金若しくは遺族共済年金) 私立学校教職員共済法による年金である給付 (以下この条において「一年を経 (退職を給付事由とする年金)、厚生年金保険法 地方公

きは、その者に退職共済年金を支給する。

- 五歳に達した日以後に退職したとき。

 五歳に達した日以後に退職したとき。

 立た期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者が、退職した。

 立た期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者が、退職した。

 が二十五年以上である者が、退職した。

 が二十五年以上である者が、退職した。

 の後に組合員期間を合算期間を合員期間をの国民年金法第五条
- 以上である者となつたとき。
 退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に
- 六十五歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

(支給の繰下げ)

第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得 きる。 給付 下この のは、 過した日」という。 た日から起算して一年を経過した日 る年金である給付 障害共済年金若しくは遺族共済年金、 (退職を給付事由とする年金である給付を除く。 ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに 条において同じ。 連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることがで (退職を給付事由とする年金である給付を除く。 前に当該退職共済年金を請求していなかつたも 私立学校教職員共済法による年金である (以下この条において「一年を経 地方公務員等共済組合法によ 以下この条にお 以

の限りでない。

「ないっぱいではの年金である給付の受給権者となつたときは、こまでの間において他の年金である給付の受給権者となったときは、ことする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。」 文は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である保険給による年金である保険給付(老齢を給付事由とする年金である保険給

年を経過した日 「五年を経過した日後にある者(前号に該当する者を除く。) 五

3·4 (略)

(遺族共済年金の受給権者)

するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。第八十八条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当

明となつた当時組合員であつた者を含む。)が、死亡したとき。一組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不

である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。 年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金 年金である給付 障害共済年金若しくは遺族共済年金、 済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において 下この条において同じ。 年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。 付事由とする年金である保険給付を除く。 いて同じ。)、 若しくは国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする 厚生年金保険法による年金である保険給付 私立学校教職員共済法による年金である給付)の受給権者であつたとき、又は当該退職共 地方公務員等共済組合法による 以下この条にお (老齢を給 厚生 以

う。 き き事由が生じた日 等」という。 民年金法による年金である給付 務員等共済組合法による年金である給付、 る年金である給付、 年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金 受給権者となった日において、 以後前項の申出をしたときは の受給権者となつた者が、 (以下この項において「受給権者となつた日」とい 厚生年金保険法による年金である保険給付又は国 (以下この項において 前項の申出があつたものとみなす 次項の規定を適用する場合を除 私立学校教職員共済法によ 障害共済年金等を支給す 「障害共 (済年 地方公

3·4 (略)

(遺族共済年金の受給権者)

するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。第八十八条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当

明となつた当時組合員であつた者を含む。)が、死亡したとき。組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不

二 三 (略

兀 に限る。 退職共済年金の受給権者 又は組合員期間等が二十五年以上である者が、 (組合員期間等が二十五年以上である者 死亡した

2

とき。

(略

(遺族共済年金の支給の停止)

第九 ľ 障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。 る遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。 該組合員又は組合員であつた者の死亡について、 の支給を停止する。ただし、 十一条 一に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、 夫、 父母又は祖父母 夫に対する遺族共済年金については、 (障害等級の 以下この項において同 級又は一 夫が国民年金法によ 級に該当する そ 当

ある間は、

この限りでない。

2 ない 次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りで 金が第七十四条の二第一項若しくは第二項、 有する間、その支給を停止する。 子に対する遺族共済年金は、 配偶者が遺族共済年金を受ける権利を ただし、配偶者に対する遺族共済年 前項本文、 次項本文又は

3 利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有す の限りでない 済年金が次条第一 るときは、 死亡について、 配偶者に対する遺族共済年金は、 その間、 項の規定によりその支給を停止されている間は、 配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権 その支給を停止する。 当該組合員又は組合員であつた者 ただし、子に対する遺族共 ۲

3

(削除

(略

兀 者が、 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である 死亡したとき。

2 略

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十一条 級の 十歳に達するまでは、その支給を停止する。 級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、 夫、 父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、 ただし、 その者が障害等 その その者が六

の限りでない。 本文又は次条第 る間、その支給を停止する。 子に対する遺族共済年金は、 一項の規定によりその支給を停止されている間は、 ただし、妻に対する遺族共済年金が次項 妻が遺族共済年金を受ける権利を有す

2

ない。 ない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは 亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有し 次条第一 その間、 妻に対する遺族共済年金は、 項の規定によりその支給を停止されている間は、 その支給を停止する。 当該組合員又は組合員であつた者の ただし、子に対する遺族共済年金が この限りで

る間 夫に対する遺族共済年金は、 その支給を停止する。 この場合においては、 子が遺族共済年金を受ける権利を有す 前項ただし書の規

4

の停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、そ

く。)は、子に支給する。 の停止している期間、その年金(前条の規定により加算する金額を除5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、そ

(育児休業期間中の掛金の特例)

(産前産後休業期間中の掛金の特例)

(負担金)

六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項(同条第労働組合は、それぞれ第九十九条第二項(同条第五項から第七項まで第百二条 各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は

定を準用する。

の停止している期間、その年金は、妻に支給する。 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、そ

算する金額を除く。)は、子に支給する。 においては、その停止している期間、その年金(前条の規定により加6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合

(育児休業期間中の掛金の特例)

(新設)

(負担金)

六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項(同条第労働組合は、それぞれ第九十九条第二項(同条第五項から第七項まで第百二条 各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は

に相当する金額を除く。)を、毎月組合に払い込まなければならない条の二及び第百条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金定により国、特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額(第百

2~4 (略)

附 則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 (略)

2 { 8

(略)

は、適用しない。 第百条の二及び第百条の二の二の規定は、特例退職組合員について

10 (略)

(退職共済年金の支給の繰上げ)

2~7 (略)

(退職共済年金の特例)

たときは、その者に退職共済年金を支給する。後に生まれた者を除く。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つ第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者(昭和三十六年四月二日以

く。)を、毎月組合に払い込まなければならない。条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除定により国、特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額(第百

2~4 (略)

附則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 (略)

2~8 (略)

9 第百条の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

10 (略

(退職共済年金の支給の繰上げ)

(退職共済年金の特例)

たときは、その者に退職共済年金を支給する。 後に生まれた者を除く。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つ第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者(昭和三十六年四月二日以

- 一 六十歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が十年以上であること。

第十二条の四の二 により障害状態にあるとき。第六項及び附則第十二条の六の三第一項係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病 果が期待できない状態にある場合を除く。)にあつては、その傷病に 項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。 \mathcal{O} において同じ。 以下この項、 員でなく、 十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。)にあるとき(その傷病が治らない場合(その症状が固定し治療の効 適用を請求することができる。 (第六項において かつ、 第五項、第六項、) は、 傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態 附則第十二条の三の規定による退職共済年金 「退職共済年金の受給権者」 その者は、 附則第十二条の六の三第一項及び第五 退職共済年金の額の算定に係る特例 という。)の受給権 が、 (第七 組合

2~5 (略)

6 該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。 限る。 同 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が する年金である給付であつて政令で定めるもの 次の各号の 退職共済年金の受給権者となつた日において、 項の規定による請求をすることができる。 いて「障害共済年金等」という。 障害状態にあるとき ずれかに該当するときは、 (障害共済年金その他 を受けることができるときに 第 この場合にお 項の規定にかかわらず \mathcal{O} (次号及び第三号に 障害を支給事由と 組合員でなく 当

- 一六十歳以上であること。
- 一年以上の組合員期間を有すること。

組合員期間等が二十五年以上であること。

 \equiv

第十二条の四の二 同じ。 五項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という 害の状態 者が、組合員でなく、 病により障害状態にあるとき。 に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその 効果が期待できない状態にある場合を除く。 十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権)にあるとき(その傷病が治らない場合 は、 (以下この項、 その者は、 附則第十二条の三の規定による退職共済年金 かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障 第五項、 退職共済年金の額の算定に係る特例の適用 附則第十二条の六の三第 附則第十二条の六の三第一 (その症状が固定し治療の)にあつては、 項にお その傷病 項及び第 (第七

2~5 (略)

請求することができる。

(新設)

第十三条 三 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 (削除 (削除 (削除 略 (衛視等に対する退職共済年金等の特例) 引き続く組合員の資格を喪失した日) 退職共済年金の受給権者であつて、 けることができるときに限る。) 給権者であつて、 組合員の資格を喪失した日 障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、 特定衛視等に対する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の 略 か 障害状態にあるとき (引き続き組合員であつた場合には、 か において つ、 組合員でないとき。 (障害共済年金等を受 退職共済年金の受 略 それぞ 第十三条 第一 뭉 条の三第三 附則第十二 号 第七十六条 号 第 第七十六条 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 略 (衛視等に対する退職共済年金等の特例) 一項第三 項 第 特定衛視等に対する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の 組合員期間等 組合員期間等が二十五年以上 以外の国民年金法第五条第二 組合員期間等が二十五年以上 以上である者 た期間をいう。 第 る保険料納付済期間 する保険料免除期間及び同法附則第七条 略 項に規定する合算対象期間を合算し (組合員期間、 以下同じ。 同条第三 一項に規定す 組合員期間 が二十五年 一項に規定 等 する特定衛視 第 附則第十三条 する特定衛視 等 する特定衛視 附則第十三条 附則第十三条 (略) 項に規定 項に規定 項に規定 それぞ

2 (略) (略) (略) (略) (略)

(定年等による退職をした者に係る遺族共済年金の特例

第十三条の五 四号の規定の適用については、 月以後の組合員期間が十五年以上であるときは、 あつたものが、 員期間等が二十五年未満であつて、 合員であつた者で、 上である者であるものとみなす。 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組 定年等による退職をした場合において、 その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員で その者は、 かつ、 四十歳に達した日の属する 組合員期間等が二十五年以 第八十八条第 その者の組合 項第

(遺族共済年金の受給資格の特例)

七年六月未満である場合は、この限りでない。
の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外歳に達した日の属する月以後の組定を適用する。ただし、その者の四十第十三条の六 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当

(略)

2		
(略)	(略)	
	(略)	
	(略)	等

(定年等による退職をした者に係る退

職共

(済年金)

第十三条の五 きは、 職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、 の者は、 あつたものが、 した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものであると 合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員で 第七· 組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。 十六条及び附則第十二条の三の規定の適用については、 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組 定年等による退職をした場合において、 その者の四十歳に達 その者が そ 退

|職共済年金の受給資格の特例|

退

七年六月未満である場合は、この限りでない。
の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が就に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外常、一次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当

(略)

びない 期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者 場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員 場合に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした 一 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

でない。

でない。

ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限り

期間等が十年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる

期間等が十年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる

のただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限り

ない者(国民年金の被保険者でないものに限る。)であつて、組合員

一~三(略

(削除)

2~7 (略)

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

一~三 (略)

けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。 とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的

2~7 (略)

0 を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日施行) 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等

(第十一条関係)

七条第二項 応じ、それぞれ当該各号 (削除) (削k) (削k) (llequextextextextextextextextextextextextexte	削 除 	別表(第八条、第九条、第二十五条関係) 改 正
万		絮
大条第二号 六条第二号 第三号 第二号 第二号	— 冬 注	別表(第八条)
応じ、それぞれ当該各号次の各号に掲げる者の区分に	組合員期間等(組合員期間、 組合員期間以外の国民年金法 財政する保険料免除期間及び 同法附則第七条第一項に規定 する合算対象期間を合算した する合算対象期間を合算した する合算対象期間を合算した する合算対象期間を合算した する合算対象期間を合算した	、第九条、第二十五条関係)
第一号定衛視等	国家公務員共済組合法の 長期給付に関する施行法 (昭和三十三年法律第百 二十九号。以下「施行法」という。)第八条に規定する者(以下「施行法 加条に規定する者(以下 「特定更新組合員等」と いう。)又は同法第 コチンカーンでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは同法第 は一次である。)のでは一次である。)という。)のでは一次である。)という。)のでは一次である。 は一次である。)という。)	行

	組合員期間が二十年以上であ 国家公務員共済組合法の	国家公務員共済組合法の		組合員期間が二十年以上であ 特定更新組合員等又は特	特定更新組合員等又は特
	る者	長期給付に関する施行法		る者	定衛視等
		(昭和三十三年法律第百			
		二十九号。以下「施行法			
		」という。)第八条に規			
		定する者若しくは施行法			
		第九条に規定する者(以			
		下「特定更新組合員等」			
		という。)又は施行法第			
		二十五条各号のいずれか			
		に該当する者(以下「特			
		定衛視等」という。)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			新法附則第	組合員期間等が二十五年以上	特定更新組合員等又は特
(削除)			十二条の三		定衛視等
			第三号		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

0 (制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日 (一部同法の施行日) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第百五号) 抄 (社会保障の安定財源 の確保等を図る 施行

(第十二条関係

、傍線の部分は改正部分)

現

行

附 則

改

正

案

退職共済年金等の支給要件の特例

第十 期間 第 項及び第九項の規定の適用については、 共済法第八十八条第一項第四号並びに附則第十二条の八第一項、 この条において同じ。)で附則別表第一の上欄に揚げるものの組合員 受ける者 項において準用する場合を含む。)並びに第二十五条の規定の適用を 十五年以上である者であるものとみなす。 定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第 ·四条 項及び第十三条の五並びに施行法第八条及び第九条(これらの規 の年数が、 組合員期間等が二十五年未満である者 (以下「特例受給資格を有する者」という。)を除く。 それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、 その者は、 (共済法附則第十三条 組合員期間等が二 以下 第二

れたも 上である者であるものとみなし 十六条、 第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、 合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生ま 項 \mathcal{O} の規 附 が国民年金等改正法附則第十二条第 則第十 定 \mathcal{O} 適 一条の三、 用 に 第十一 ては、 組合員期間等が二十五年未満である 一条の六の その者は 組 第 項第一 合員期間等が十年以 項及び第十三条の 一号から第七号ま 共済法第七

2

2

附 則

特例

第十四条 期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、 この条において同じ。)で附則別表第一の上欄に揚げるものの組合員 受ける者(以下「特例受給資格を有する者」という。)を除く。 項において準用する場合を含む。)並びに第二十五条の規定の適用を 間等が二十五年以上である者であるものとみなす。 に第十三条の十第 十二条の六の1 共済法第七十六条、 定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第 第一項及び第十三条の五並びに施行法第八条及び第九条 退職共済年金等の支給要件の 組合員期間等が二十五年未満である者 第 項、 項の規定の適用については、 第八十八条第一項第四号、 第十二条の八第 項、 第 附則第十二条の三、 (共済法附則第十三条 その者は、 一項及び第九項並び (これらの 組合員 以下 崩

十第 者を除く。 第四号、 改正法附則第十二条第一項各号 のいずれかに該当するときは、 組合員期間等が二十五年未満である者 項の規定の適用については、 附則第十一)で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等 一条の三、 第十二 共済法第七· (第八号から第十一号までを除く。 その者は、 |条の六の| (前項の規定の適用を受ける 十六条、 組合員期間等が二十五 第 項 第八十八条第 、及び第十三 一条の 項

間等が二十五年以上である者であるものとみなす。
八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期まで及び第二十号を除く。)のいずれかに該当するときは、共済法第のが国民年金等改正法附則第十二条第一項各号(第八号から第十一号者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)で同日以後に生まれたも

3 法、 期間等が二十五年以上であるものとみなす。 第八十八条第一項第四号の規定の適用については、 年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは、 をいう。 定による廃止前 る者を除く。 組合員期間等が二十五年未満である者 旧施行法及び旧 次項において同じ。)で大正十五年四月一日以前に生まれたものが、 の通算年金通則法 通則法 (国民年金等改正法附則第7)の規定の例によるとしたならば、 (昭和三十六年法律第百八十一号) (第一項の規定の適用を受け その者は、 二条第一 項の規 組合員 共済法 旧共済 退職 3

4

5 (略)

いて遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき(新国民年金法第三していた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡につ合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じく第二十九条 配偶者に支給する遺族共済年金の額は、その配偶者が、組

年以上である者であるものとみなす。

法、 第七十六条、 定による廃止前の通算年金通則法 条の十第 年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは、 をいう。 る者を除く。 十五年以上であるものとみなす。 組合員期間等が二十五年未満である者 旧施行法及び旧通則法 次項において同じ。 | 項の規定の適用については、)で大正十五年四月一日以前に生まれたものが 第八十八条第一項第四号、 (国民年金等改正法附則第7)の規定の例によるとしたならば、 (昭和三十六年法律第百八十一号) その者は、 附則第十二条の三及び第十三 (第 項の規定の適用を受け 組合員期間等が一 一条第 旧共済 共済法 項 の規 退職

4 三条の十第 場合以外の場合には、 したならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる 生まれたものが旧共済法、 十五年以上である者でないものとみなす。 組合員期間等が二十五年以上である者で大正十五年四 項の規定の適用については、 共済法第七十六条、 旧施行法及び旧通則法の規定の例によると その 附則第十二条の三及び第十 者は 組合員期間等が 月 日以前に

5 (略

基礎年金を受ける権利を取得しないとき(新国民年金法第三十七条た場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた第二十九条 妻に支給する遺族共済年金の額は、その妻が、組合員又は

九条及び第九十条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定 利を取得しないときを除く。 により算定した金額を加算した金額とする。 した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例 十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権 次項において同じ。 ゜)は、 共済法第八十

2 • (略)

4 共済年金 中 十九条第 の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする 「当該遺族基礎年金」とあるのは 共済法第九十一条第三項 配偶者に対する遺族共済年金」とあるのは 略 一項の規定によりその額が加算されたものを除く。)」と、 (国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二 の規定の適用については、 「当該遺族基礎年金又は同条第二項 「配偶者に対する遺族 当分の間、 同項

> 第九十条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額 しないときを除く。 だし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得 定した金額を加算した金額とする。 に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第 次項において同じ。)は、 項の規定の例により 共済法第八十九条及び

2 3 (略)

4

中 族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定に よりその額が加算された遺族共済年金」とする (国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第 項の規定によりその額が加算されたものを除く。 共済法第九十一条第三項の規定の適用については、 妻に対する遺族共済年金」とあるのは 「妻に対する遺族共済年金) と、 当分の 「当該遺 同 項

5 6 略

5

6

0 税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行日施行) 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る

(傍線の部分は改正部分)

(第十四条関係)

より算定した額に相当する費用(国の負担に係るものに限る。)の財房の規定により負担する費用のうち附則第八条の二前段の規定の例に第八条の六。特定年度以後の各年度において、法第九十九条第三項第二(基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源)	(基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置)	改正案
除く。)の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定ににおいて、当該特定年度の前年度まで(平成二十四年度以前の年度を第八条の六 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)	(基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置)	十四年法律 号)(案中修正前)による改正後)(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二

革を行うための消費税法 源については、 する消費税の収入を活用して、 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改 *の* 部を改正する等の法律の施行により増加 確保するものとする。

制上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上 理機構の負担とするように、 政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管 の措置を講じ、 る額を国又は独立行政法人造幣局、 いて附則第八条の二前段の規定の より納付される基礎年金拠出金の一 これらの独立行政法人の負担に係るものについては必 国の負担に係るものについては必要な税 例により算定して得た差額に相当す 独立行政法人国立印刷局、 部に充てるため、 当該各年度につ 独立行

要な法制上の措置を講ずるものとする。

0 革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日(一部同法の施行日、公布日から二年以内の政 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改

(傍線の部分は改正部分)

(第十五条関係)

令で定める日及び平成二十八年十月一日)施行)

ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)
び弟妹	び兄弟姉妹
の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及	の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及
イ 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様	イ 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様
るものをいう。	るものをいう。
のを除く。以下この号において同じ。)の収入により生計を維持す	のを除く。以下この号において同じ。)の収入により生計を維持す
。)で主として組合員(短期給付に関する規定の適用を受けないも	。)で主として組合員(短期給付に関する規定の適用を受けないも
ないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)を除く	ないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)を除く
者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者となら	者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者となら
規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する	規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する
医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条の	医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条の
二 被扶養者 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者(高齢者の	二 被扶養者 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者(高齢者の
一 (略)	一 (略)
当該各号に定めるところによる。	当該各号に定めるところによる。
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ
(定義)	(定義)
現	改正案

三遺族

組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び

三遺族

組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び

三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたものをい を受けた組合員であつた者にあつては、 祖父母で、 組合員又は組合員であつた者の死亡の当時 行方不明となつた当時。 (失踪の宣告 第

四~六 (略)

う。

2 • 略

(退職共済年金の受給権者)

第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当すると きは、その者に退職共済年金を支給する。

- に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳 に達した日以後に退職したとき。 免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算 第二項に規定する保険料納付済期間、 した期間をいう。 組合員期間等 (組合員期間、 以下同じ。)が十年以上である者が、 組合員期間以外の国民年金法第五条 同条第三項に規定する保険料 退職した後
- 退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が十年以上 である者となったとき。 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に
- 2 るに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。 前項に定めるもののほか、 組合員が、 次の各号のいずれにも該当す

組合員期間等が十年以上であること。

(支給の繰下げ)

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した

三項において同じ。) その者によつて生計を維持していたものをい を受けた組合員であつた者にあつては、 祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時 行方不明となつた当時。 (失踪の宣告 第

う。

四~六 (略

2 • (略)

(退職共済年金の受給権者)

第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当すると きは、その者に退職共済年金を支給する。

- 五歳に達した日以後に退職したとき。 免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算 第二項に規定する保険料納付済期間、 た後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十 した期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者が、 組合員期間等 (組合員期間、 組合員期間以外の国民年金法第五条 同条第三項に規定する保険料 退職
- 以上である者となつたとき。 退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に
- るに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。 前項に定めるもののほか、 組合員が、 次の各号のいずれにも該当す

2

- (略
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

(支給の繰下げ)

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した

きる。 限りでない。 での間におい 又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日ま する年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除 を除く。 よる年金である保険給付 退職を給付事由とする年金である給付を除く。)、厚生年金保険法に ある給付を除く。 務員共済組合法による年金である給付 した日」という。 日 ·村連合会) 他 から起算して一年を経過した日 をいう。 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、 の年金である給付 ただし、 又は国民年金法による年金である給付 に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることが て他 以下この条において同じ。 その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに)、私立学校教職員共済法による年金である給付 の年金である給付の受給権者となつたときは、 前に当該退職共済年金を請求 (障害共済年金若しくは遺族共済年金、 (老齢を給付事由とする年金である保険給付 (以下この条において「一年を経 (退職を給付事由とする年金で の受給権者であつたとき、 していなかつたも (老齢を給付事由 国家公 この 市 لح で \mathcal{O}

2 は T該各号に定める日において、 過 た日 後に 次 の各号に掲げる者 同項の申出があつたものとみなす が前 項 の申 出 をしたとき

2

事由が生じた日 ある給付の受給権者となつた者 退 (次号において 職 共 済年 金 の受給: 一五年を経過 権 を取得 した日 た日」という。 他の年金である給付を支給すべ から 起算し 7 前 Ŧi. 年を経過 に他の年金で した き

> この この条において同じ。 年金である給付 町村連合会) は、 る給付の受給権者となつたときは、この限りでない。 保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金で である給付 害共済年金若しくは遺族共済年金、 年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間におい 金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。 若しくは国民年金法による年金である給付 事由とする年金である保険給付を除く。 て同じ。 きる。ただし、 した日」という。 障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による から起算して一年を経過した日 (退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条にお 条において同じ。 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、 に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることが 厚生年金保険法による年金である保険給付 私立学校教職員共済法による年金である給付 その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに (退職を給付事由とする年金である給付を除く。 前に当該退職共済年金を請求してい の受給権者であつたとき、 私立学校教職員共済法による年金である給 (以下この条において「一年を経 国家公務員共済組合法による年 以下この条におい (老齢を給付事由とする年 又は当該退 なかつたも (老齢を給付 職共 生 以下 · て 障 以下 市 で

付

日

事由が生じた日 年金である給付 務員共済組合法による年金である給付、 という。 金法による年 以後前項の申出をしたときは 年を経過した日 0 受給権者となつた者が 金 以 厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民 である給付 下この 後に障害共済年金若しくは遺族共 項にお (以下この 7 次項の規定を適用する場合を除き 「受給権者とな 項にお 私立学校教職員共済法による 障害共済年金等を支給すべき 障害共 済年 つた日」 金 国家公 j

五年を経過した日後にある者 (前号に該当する者を除く。

年を経過した日 (略)

3

(遺族共済年金の受給権者)

第九十九条 するときは、 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当 その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

明となった当時組合員であった者を含む。)が、死亡したとき。 組合員 (失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、 行方不

二 • 三

略

兀 に限る。 退職共済年金の受給権者 又は組合員期間等が二十五年以上である者が、 (組合員期間等が二十 五年以上である者 死亡した

とき。

2

(略

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十九条の四 て同じ。 する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。 当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、 その支給を停止する。 に対する遺族共済年金は、 夫、 父母又は祖父母 ただし、 夫に対する遺族共済年金に その者が六十歳に達するまでは (障害等級 \mathcal{O} 以下この項におい 級又は二 夫が国民年金法 一級に該当 ついては

2

子に対する遺族共済年金は、

配偶者が遺族共済年金を受ける権利を

による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、

金が第七十六条の

第

項若しくは第二項、

前項本文、

次項本文又は この限りで

有する間、その支給を停止する。

ただし、

配偶者に対する遺族共済年

受給権者となった日において 前項の申出があつたものとみなす。

五.

3 4 (略

(遺族共済年金の受給権者

第九十九条 するときは、 組合員又は組合員であつた者が次の各号のい その者の遺族に遺族共済年金を支給する。 ずれかに該当

組合員

明となつた当時組合員であつた者を含む。)が、死亡したとき。 (失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、

<u>-</u> <u>•</u> <u>=</u> (略)

兀 者が、 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である 死亡したとき

2 略

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十九条の四 態にある間は、 害等級の が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。 級又は二級に該当する障害の状態にある場合には この限りでない。 夫、 父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、 ただし、 その者が障 その その 状

2 の限りでない。 本文又は次条第 る間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項 子に対する遺族共済年金は、 項の規定によりその支給を停止されている間は、 妻が遺族共済年金を受ける権利を有す

な

3 利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有す の限りでない。 済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、 るときは、 \mathcal{O} 死亡について、 配偶者に対する遺族共済年金は、 その間、 配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権 その支給を停止する。 当該組合員又は組合員であつた者 ただし、 子に対する遺族共 3

削

5 4 停止している期間、 項 本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、 その年金は、 配偶者に支給する。 そ

 \mathcal{O} 停止している期間、 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、)は、子に支給する。 その年金 (前条の規定により加算する金額を除 そ

(育児休業等の期間に係る掛金の特例)

第百十四条の二 二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業 第二項に規定する任意継続組合員を除く。 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による 第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法 育児休業 第二十四条第一項 合員 福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法 (次条の規定の適用を受けている組合員及び第百四十四条の二 (以下この条において「育児休業等」という。 育児休業、 (第二号に係る部分に限る。) の規定により同項第 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者)が組合に申出をしたとき)をしている

> ない。 ない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは 亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有し 次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、 その間、 妻に対する遺族共済年金は、 その支給を停止する。 当該組合員又は組合員であつた者の ただし、 子に対する遺族共済年金が この限りで

4 る間、 定を準用する。 夫に対する遺 その支給を停止する。この場合においては、 族共済年金は、 子が遺物 族共 、済年金を受ける権 前項ただし書の規 利 を有り す

5 の停止している期間、 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、 その年金は、 妻に支給する そ

6 においては、 算する金額を除く。)は、子に支給する。 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合 その停止している期間、 その年金 (前条の規定により 加

(育児休業等の期間に係る掛金の特例

第百十四条の二 組合員)が組合に申出をしたときは、 二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業 育児休業 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第 第二十四条第一項 第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同 \mathcal{O} 福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法 (第百四十四条の (以下この条において「育児休業等」という。) 育児休業、 (第二号に係る部分に限る。 二第二項に規定する任意継続組合員を除く。 介護休業等育児又は家族介護を行う労働 前条の規定にかかわらず、)の規定により同項 一項の規定による その育児休 をしている 第 法

間に係る掛金は、徴収しない。
月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期は、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する

2 (略)

一~四 (略)

Ŧi. 十二月 る事由を理由として勤務に服さない場合に限る。 十六日までの間において勤務に服さないこと 出 当該組合員が次条の規定の適用を受ける産前産後休業 産 を開始したとき。 の日が出産の予定日後であるときは、 (多胎妊 娠 の場合にあ つては、 九 十八 月 出 (妊娠又は出産に関 産 から出来 の予定日) をいう。 産 (出産 \mathcal{O} 以下同 以前四 日 後五 \mathcal{O} 日 す

(産前産後休業期間中の掛金の特例)

第百 きは、 前月までの期間に係る掛金は、 日 一第二項に規定する任意継続組合員を除く。 干四 \mathcal{O} 属する月からその産前 |条の二 第百十四条の規定にかかわらず、 の 二 産前 産後休業をして 産後休業が終了する日 徴収しない その産前 1 る組 が組合に申出をしたと 合員 の翌日の属する月 産後休業を開始した 第 百四 十四四 条の

(負担金)

第百十六条 は、 こととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定 より読み替えて適用する場合を含む。 公共団体、 十四条の二第一 それぞれ第百十三条第二項 地方公共団体の機関、 特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額 項及び第百十四条の二 (同条第五項から第七項までの規定に 特定地方独立行政法人又は職員団体)及び第四項の規定により 一の二の規定により徴収しない 地方 (第

の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の

翌日

2 (略)

一~四 (略)

(新設)

(新設)

第百十六条 百十四 は、 る金額及び同条第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当 より読み替えて適用する場合を含む。 公共団体、 それぞれ第百十三条第二項 条の二第 特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額 地方公共団体の機関、 項規定により徴収しないこととされた掛金に相当す (同条第五項から第七項までの規定に 特定地方独立行政法人又は職)及び第四項の規定により 員団: 地方 (第 体

、組合に払い込まなければならない。により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)を、毎月

2~4 (略)

(団体組合員に係る費用の負担の特例)

まる義務を負う。 中本の一切に第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に がに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に がに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に がに第百十四条の十二 団体は、その使用する団体組合員及び自己の負担

2~5 (略)

附則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 (略)

2 7

(略)

組合員については、適用しない。 8 第百十四条の二第一項及び第百十四条の

二の二の規定は、

特例退職

9 (略) 組合員については、

(退職共済年金の特例)

除く。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者第十九条 当分の間、六十五歳未満の者(前条第一項各号に掲げる者を

に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2~4 (略

(団体組合員に係る費用の負担の特例)

までに地方職員共済組合に納付する義務を負う。 り徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)を、翌月末日収しないこととされた掛金に相当する金額及び同条第二項の規定により徴すべき毎月の掛金及び負担金(第百十四条の二第一項の規定により徴第百四十四条の十二 団体は、その使用する団体組合員及び自己の負担

2~5 (略)

附 則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 (略)

2~7 (略)

しない。
8 第百十四条の二第一項の規定は、特例退職組合員については、適用

9 (略)

(退職共済年金の特例

に退職共済年金を支給する。 除く。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者第十九条 当分の間、六十五歳未満の者(前条第一項各号に掲げる者を

一 六十歳以上であること。

- 一年以上の組合員期間を有すること。
- 組合員期間等が十年以上であること。

第二十条の二 」という。 第五項、 その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後におい 規定によりその額が算定されるものに限る。 係る特例の適用を請求することができる。 し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。 五条の三第九項並びに附則第二十五条の四第九項において「障害状態 おいて「退職共済年金の受給権者」という。)が、 てその傷病により障害状態にあるとき。第六項及び附則第二十四条の 傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態 項において同じ。 第六項、)にあるとき(その傷病が治らない場合 附則第十九条の規定による退職共済年金(第七十九条の 附則第二十四条の三第一項及び第五項、 は、 その者は、 退職共済年金の額の算定に)の受給権者 組合員でなく、 (その症状が固定)にあつては、 (以下この項) 附則第二十 (第六項に か

2 5 略

6

該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。 限る。 同項の規定による請求をすることができる。 次の各号のいずれかに該当するときは、 おいて「障害共済年金等」という。 する年金である給付 退職共済年金の受給権者となつた日において、 職共済年金 障害状態にあるとき の受給権者又は退 であ つて政令で定めるも (障害共済年金その他の障害を支給事由と 職共済年)を受けることができるときに 第 金 の受給権者 この場合にお 項の規定にかかわらず (次号及び第三号に 組合員でなく で あ つた者が 当 が

障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、

- 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第二十条の二 の適用を請求することができる。 において同じ。 でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態 規定によりその額が算定されるものに限る。 いてその傷病により障害状態にあるとき。附則第二十四条の三第 態」という。)にあるとき(その傷病が治らない場合(その症状が固 下この項、 定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。 十五条の三第九項並びに附則第二十五条の四第九項において その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以 第五項、 附則第十九条の規定による退職共済年金 は、 附則第二十四条の三第一項及び第五項、 その者は、 退職共済年金の額の算定に係る特例)の受給権者が、 (第七十九)にあつては 附則第二 「障害状 公後にお 組合員 項 议

2 5 略

(新設)

三 引き続く組合員の資格を喪失した日) 給権者であつて けることができるときに限る。 組合員 \mathcal{O} 資格を喪失した日 カン 障害状態にあるとき (引き続き組 において、 合員で (障害共済年金等を受 退職共済年金の受 あ た場合には、

(警察職員に対する退職共済年金の特例)

第二十八条の四 二項に規定する地方警察職員である組合員 項、 とみなす。 員期間等が二十五年以上である者であるものと、 該当する者は、 五年以上であり、 で昭和五十五年一月一日 第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十 前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のい 第九十九条第一項第四号の規定の適用については組合 警部補 かつ、 組合員期間が二十年以上である者であるもの 巡査部長又は巡査である警察法第五十六条第 (以下この条において (以 下 附則第二十六条第 「警察職員」という 「基準日」という ずれかに

·二 (略)

2 項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合 項及び第四項、 項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号 その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、 きはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、 \mathcal{O} は第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに 規定の適用については、 前項に規定する警察職員に対する附則第二十五条第一項及び第二項 以下この項において同じ。 附則第二十五条の二第二項、 その者の組合員期間が二十年未満であると の規定の適用についてはその者 附則第二十五条の三第二 (附則第二十条の三第 第七十九条第

(警察職員に対する退職共済年金の特例

第二十八条の四 二十年以上である者であるものとみなす。 については組合員期間等が二十五年以上であり、 るものと、 条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であ 該当する者は、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九 二項に規定する地方警察職員である組合員 で昭和五十五年一月一日 前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに 附則第二十六条第一項、 警部補、 巡査部長又は巡査である警察法第五十六条第 (以下この条において「基準日」とい 第二項及び第十二項の規定の (以 下 かつ、 「警察職員」という 組合員期間 適用 j

· 二 (略)

2

の者は第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号 場合を含む。 第一 第一 るときはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみ 二項の規定の適用については、 第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による 前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一項及び その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、第七十九条 項及び第四項、 項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号 以下この項において同じ。 附則第二十五条の二第二項、 その者の組合員期間が二十年未満であ 0) 規定の適用につい 附則第二十五条の三 (附則第二十条の三 な

則第 二十五条の二第二項、 きは当該組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。 であるものとみなし、その者が第八十一条第七項に規定する配偶者で 適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間 は、 あるものとみなし、 が二百四十月未満であるときは当該組合員期間の月数が二百四十月で 用につい \mathcal{O} 年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはそ 第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用については退職共済 並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。 掲げる者に該当するものと、 済年金はその額 ある場合における同項の規定の適用については、 は同号ロ(2)iに掲げる者に該当するものと、 者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものと、 年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者 条の二第二項第一号 附則第二十五条の三第三項及び第六項、 第九十九条の二第一項第一号ロ2の規定の適用についてはその者 附則第二十条の三第二項及び第五項 二十六条第五項においてその例による場合を含む。 ,ては退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間 の算定 その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合に 附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附 の基礎となる組合員期間が二十年未満であると (附則第二十条の三第一項及び第四項、 第八十条第 附則第二十五条の六第七項 附則第二十五条の二第三項 項 第九十九条の三の規定 (附則第二十条の二第三 その者に係る退職共 0) 規定の 附則第二 附則第 の月数 附則 が二 適 \mathcal{O}

合には、 三項、 第三項、 るときは当該組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす 職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であ に附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。 則第二十五条の二第二項、 者である場合における同項の規定の適用については、 る者であるものとみなし、その者が第八十一条第七項に規定する配偶 が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上であ 定の適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間 の者は同号口(2)iに掲げる者に該当するものと、第九十九条の三の 月であるものとみなし、 月数が二百四十月未満であるときは当該組合員期間の月数が二百四 の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間 第二十条の二第二項第一号 はその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものと、 共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるとき 附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用については退 七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)、 イに掲げる者に該当するものと、 附則第二十五条の三第三項及び第六項、 第九十九条の二第一項第一号ロ2の規定の適用につい 附則第二十条の三第二項及び第五項、 その者に係る遺族共済年金の額を算定する場 附則第二十五条の三第二項及び第五項 (附則第二十条の三第一項及び第四 第八十条第 項 附則第二十五条の六第 附則第二十五条の二第 (附則第二十条の二 その者に係る退 の 項、 てはそ 並び 規定 附則 規 附 職 \mathcal{O}

3 (略

(定年等による退職をした者に係る退職共済年金の特例)

昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に

第二十八条の九

- 98 -

(略)

3

(定年等による退職をした者に係る遺族共済年金の特例)

一十八条の九 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に

第

(遺族共済年金の受給資格の特例)

が七年六月未満である場合は、この限りでない。 サの長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間外の長期給付に関する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四第二十八条の十 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該

一 (略)

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

きる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この合員期間等が十年未満である者は、脱退一時金の請求をすることがで有しない者(国民年金の被保険者でないものに限る。)であつて、組第二十八条の十三 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を

者であるものとみなす。

本であるものとみなす。

(退職共済年金の受給資格の特例)

が七年六月未満である場合は、この限りでない。 サの長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員期間のうち特例継続組合員以当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四第二十八条の十 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該

(略)

退職共済年金の受給権者でないとき。
の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者がの属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が合けに関する規定の適用を受ける組合員(団体組合員を除く。)と二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

2 5 6	(削除)	<u>\</u> \frac{\int}{\equiv}	限りでない
(略)		(略)	い。

2~6 (略)

この限りでない。

一~三(略)

とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的

けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

- 100 -

0 保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日施行) 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法 (昭和三十七年法律第百五十三号) 抄 (社会保障の安定財源の確

(傍線部分は改正部分)

(第十六条関係)

なす。 以上であり、 が二十五年以上である者であるものと、 区 員期間 に該当しな 期間以外の年金条例職員期間 適用を受けて 短年金年限 第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間 分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは 法第九十九条第 の年月数とを合算した年月数が、 の年 い者の施 かつ、 V たも -数が次の表の上欄に掲げる年数である退 行日 組合員期間が二十年以上である者であるものとみ 一項第四号の規定の適用については組合員期間等 \mathcal{O} 施施 前 の条例在職年の 行 を有する者に限る。 日 直 前の条例在職年に係る年金 新法附則第二十六条第 同表の当該中欄に掲げる者 年月数と施 のうち前 行日以 職年 等が二十五年 その 後のの 金 条例 項 条例 \mathcal{O} 者 規定 組 項 職 は 員 \mathcal{O} 合 \mathcal{O}

(表略)

3 (略)

4

附則第二十条の三第一項及び第四項 みなし、 については、 七 る更新組合員に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項 又は新法附則第 七十九条第一 に 規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規 条第二項、 第 の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第 法附則第二十五条の三第二項及び第 新法第八十条第一 五項においてその例による場合を含む。 項 その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、 に規 項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号 その者は組合員期間が二十年以上である者であるものと 第十三条、 定 す 一十条の る場 項 合 第十六条及び第八十三条第三項 に (新法附則第二十条の二第三項 |第二項第 お け る 同 三号イに掲げる者に該当するもの 項 新法附則第二十五条の二第二項 に規 五項 定 (並びに新法附則第 以下この す る 更 新 項におい 組 一項第 の規 合 新法附則第 員 並びに第 定 新法第 て同じ \mathcal{O} 第 二十六 一号イ (新法 適 定す 用 項 4

員期間 間が二十年以 るものと、 条の規定の 適用につい 区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、 に該当しない者の 期間以外の年金条例職員期間を有する者に限る。 適用を受けてい 短年金年 新法第七十八条、 の年月数とを合算した年月数が、 哴 適用につい ては組合員期間等が二十五年以上であり、 新法附則第二十六条第一 \mathcal{O} 上である者であるものとみなす。 年 たもの -数が次の 施行日前の条例在職年の年月数と施 新法第九十九条第 ては組合員期間等が二十五年以 (施行日直前の条例在職年に係る年金条例 表の 上欄に掲げる年数である退 項、 第二項 項第四号及び新法附 同表の当該中欄に掲げる者の 、及び第十二項の規定の) のうち かつ、 上である者であ 行日以 職年 前項 組合員 その 後のの 崱 金条例 第十九 \hat{O} 者は 規定 組 職 合 期 員

(表略)

(略)

3

九条第 第三 この項において同じ。 二十五条の二 条の二第三項、 に新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。 第二項第三号 ある者であるものとみなし、 第三項の る者に該当するものと、 る場合には、 及び第二項並びに第七条第二項、 前三 項 項 規定の適用については、 項第二号イ又は新法附則第二十条の二第1 \mathcal{O} 新 規定 法附則第一 一第二項、 新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の (新法附則第1 新法附則第二十五条の三第三項及び第六項 \mathcal{O} 適用を受ける者に対する新法附則第二 一十条の 新法附則第二十五条の三第 0 新法第八十条第一項 |規定の適用についてはその者は新法第七十 一十条の三第一項及び第四 三第 その者に係る退職共済年金の その者は組合員期間が二十年以 第十三条、 項 及び第五 第十六条及び第八十三条 (新法附則第二十条の二 項 二項 二項 新 交び 項、 (第三号イに 法附則第 一十五条第 第 額を算定す 新法附則第 新法附 五. 項 掲げ 以下 上で 並 び 則 項

四項、 項 であるものとみなす。 年金はその 月であるものとみなし、 場合を含む。 項及び第五項 附則第二十条の二第二項第一号 い 附則第二十 る場合における同項の規定の適用については、 ŧ の三の規定の適用については組合員期間が二十年以上である者である はその者は同号ロ(2)()に掲げる者に該当するものと、 合には、 一十条の三第二項 てはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、 並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。 新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定の適用に のとみなし、 新法附則第二十五条の二第二項、 新法第九十九条の二第一 額 五. の算定の 並びに新法附則第二十六条第一 条の三第三項 の規定の適用については組合員期間 その者が新法第八十一条第七項 〈及び第一 基礎となる組合員期間が二十年以上であるも その者に係る遺族共済年金の額を算定 Ŧī. 項、 及び第六項、 新法附則第二十五 (新法附則第二十条の三第一項及び第 項第一号ロ(2)の規 新法附品 新法附則第二十五条の三第二 五項にお その者に係る退職共済 に規定する配偶者であ 則第二十五条の六第七 条の二第三項、 定 いてその例による の月数が二百四 新法第九十九条 の適用に する場 つい 新 新 7 + 法 法 0

例)(共済条例の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特(共済条例の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特

第九条 例 続旧長期組合員」という。 十六項の規定に相当する共済条例の規定により引き続き共 金等に関 退職年金の最短年金年限の である共済 組合員 する規定の 期間 条例 が二十年未満 \mathcal{O} 適用を受けていた者 適用)を含む。 を受けてい 年数が 0 更新)の当該共済条例による旧長期 前 たも 組 条第 合員で施 \mathcal{O} (以下この 间 項の 市 行 表の 町 日 項 村 \mathcal{O} にお 上欄に掲げる 前 共 済法 済法 日に共 て \mathcal{O} 附 (済条 退職 則第 継

> ٢, 間の月数が二百四十月であるものとみなし、 七の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者 十年以上であるものであるものとみなす。 \mathcal{O} 規定する配偶者である場合における同項の 以上である者であるものとみなし、 規定の適用についてはその者は同号ロ 金の額を算定する場合には、 おいてその例による場合を含む。 第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項 条の三第一 であるものと、 する場合を含む。 第二十五条の 者に係る退職共済年金はその額の算定の 新法第九十九条の三の規定の 項及び第四項、 六第七項 新法附則第二十条の二第二項第 新法附則第二十三条及び新法附則第1 、並びに新法附則第二十六条第六項 新法附則第二十五条の二 新法第九十九条の二第一項第 適用につい その者が新法第八十一条第七項 の規定の適用については (2)i)に掲げる者に該当するも 基礎となる組合員期間 規定の適用につい ては組合員期間が二十 その者に係る遺 号 一第二項、 (新法附則第二十 気におい 一号口 二十五 ては、 族 組 新 合員 共 法 て準 済年 附 (2)条の が そ 期 年 \mathcal{O} \mathcal{O} 則 用

、共済条例の適用を受けていた旧長期組合員であつた更新組合員の特

例

第九条 例 続旧長期組合員」という。 年金等に関 十六項の 年数である共済条例の の退 職年 組合員 規定に相当する共済条例の規定により引き続き共 -金の最短年 する規定の (期間が二十年未満 -金年限の 適用を受けてい 適用を受けてい)を含む。 年 \mathcal{O} -数が 更新組合員で施.)の当該共済条例による旧 、た者 たも 前 条第 \mathcal{O} (以下この 旧 項 $\hat{\phi}$ 市 行 表の 町 日 項 村 \mathcal{O} にお 共 Ŀ 前 八済法の |欄に掲げる 済 日に . 共 附 済条 長]則第 退 継 職 期

きは、 行日以 間等が二十五年以上であり、 条例在職年」 であるものとみなす。この場合において、 十六条第一項、 は組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、 欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であると 合員期間 その者は、 後の組み (継続旧長期組合員であつた期間を含む。 とあるのは、 **|合員** 第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期 新法第九十九条第 期間 の年 月数とを合算した年月数が、 「旧長期組合員期間 かつ、 組合員期間が二十年以上である者 一項第四号の規定の 同表中欄中 (継 続旧 施 適用について 0 長期組 新法附則第二 同 年月数と施 表 行日直前の の当 合員で 該中

2 (略)

あ

つた期間を含む。

)」と読み替えるものとする。

は、前条第四項の規定を準用する。に規定する更新組合員に係る退職共済年金又は遺族共済年金について3 第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項

(特殊の期間の通算)

受ける者を除く。 定 第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者 員期間が二十年以上である者であるものとみなす。 であるものと、 の適用につい 組合員期間が二十年未満の更新組合員 その期間が二十年以上となるものは、 新法附則第二十六条第一 ては組合員期間等が二十五年以上であり で、 その組合員期間に次の期間を算入するとした 項、 第二項 (前二条の規定の適用を 新法第九十九条第 及び第十二 か 二項 の規 組 項 合

今六 (略)

行日以 かつ、 きは、 み替えるものとする。 旧長期組合員 合において、 新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以 欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であると 組合員期間 十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、 上である者であるものと、 (後の 組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。この場 その者は、 組合員期間の年月数とを合算した年月数が、 (継続旧長期組合員であつた期間を含む。) 期間 同表中欄中 新法第七十八条、 (継続旧長期組合員であつた期間を含む。 「施行日直前の条例在職年」とあるのは、 新法附則第二十六条第一項、 新法第九十九条第 の 項 第二項及び第 同 民表の当 第四号及び 年月数と施) 」 と読 該中

2 (略)

金については、前条第四項の規定を準用する。 前二項の規定の適用を受ける者に係る退職共済年金又は遺族共済年

(特殊の期間の通算)

第十条 間等が二十五年以上であり、 ならば、 第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用について 受ける者を除く。 十六条第一 は組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、 組合員期間が二十年未満の更新組合員 その期間が二十年以上となるものは、 項、 第二項) で、 〈及び第十二項の規定の適用につい その組合員期間に次の期間を算入するとした かつ、 組合員期間が二十年以上である者 (前二条の規定の 新法第七十八条、 新法附則第 ては組合員期 適用 法

← (略)

2 用 を受ける者を除く。 組 合員期間 が二十年 未満 のうち、 0 更 新 学校給 組 合員 食に関う (前 二条又は する単 純 前 な労務 項 \mathcal{O} 規定 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 適

2

用

 \mathcal{O}

理 に 従事 由 地方公共団 「により ましてい 、職員となることなく当該特定 た者 体の事務に相当するものとして政令で定める特定 (地方公共団体の財政上の \mathcal{O} 事務に従事 理由その 他政 Ĺ 令で定 か つ、 \mathcal{O} そ 事 \Diamond \mathcal{O} る 務 他

あ 者 11 つたもので引き続いて職員となつたもの又は更新組合員以外の た者に限る。 の当該特定の事務に係る勤務の形態が政令で定める要件に該当して 以下この項におい · 「特定事務従事者」という。 者 で

和四 お 組合員期間が二十年未満である者に限る。 て特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職員となり、 一年度以後における地方公務員等共済組合法) のうち、 の年金 施 行日 一の額 \mathcal{O} の改 前 日 定 昭

お

等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和五十年法律第八十号。

Ł 員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同 \mathcal{O} 以 下この 施 施 に限るも 行 行 の日まで引き続いて職! \mathcal{O} 項及び次項において 日 \mathcal{O} 前 のとし、 日までの 当該職員となつた日が昭 員であつたもの 昭 和五十年法律第八十号」 (これ 和 五十年法律第八十号 様 らの者のうち、 の内容であ 施 という。 行の 日 った か 職

その 昭 \mathcal{O} 兀 和 十歳 者 五十八年十一月三十日までの間に退職した場合において、 の当 該 組 合員期間 日であつた者に限る。 が十五年以上であり、 が当該: か つ、 組合員 その 期間 者 5 0

 \mathcal{O}

が二十 た期間 0 定 年以上となるときは、 \mathcal{O} から十二月を控除した期間を算入するとしたならば、 適用 新 法附則 につい 職員であ 第二十六条第 ては組 つた期間に引き続く当該特 合員期間等が二十 その者は、 項、 第 新法第九十九条第 二項 及び第十二項 五年 以 定事務従事者であ 上である者 の規定 その 項 第四 であ 期 \mathcal{O} 艒 谪 号 る

が二十年以上である者であるものとみなす。

ては

組

合員

期間

が

二 十

五年以-

上で

あ

カン

つ、

組

合員

期

間

第

九条第

に従事 理由 あつたもので引き続い 組合員期間が二十年未満である者に限る。 者の当該特定の事務に係る勤務の形態が政令で定める要件に該当して いた者に限る。 地方公共団 を受ける者を除く。 いて特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職 組 Iにより + 合員 してい 知間 |年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の 、職員となることなく当該 、た者 体の事務に相当するものとして政令で定める特定の が二十年 以下この (地方公共団体の財政 -未満 て職員となつたもの又は更新組合員以 のうち、 項において \mathcal{O} 更 「昭和五十年法律第八十号」という。 入新組 学校給 8特定の 合員 「特定事務従事者」とい 上の 食に関する単 (昭和五十年法律第八十号 (前)のうち、 事 務に従事し、 理由その 一条又は 施行日 他政 純 前 員となり、 項 な労務その 令で定め カコ \mathcal{O} 外の 、 う。 額 0 規 Ó 定 前 その 事 改 者 日 \mathcal{O} Ś 定 昭 で 務 他 適

等に関する法律等の一部を改正する法律 和四 以下この項及び次項において

員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であ \mathcal{O} 施 行の日まで引き続い て職員であつたもの (これらの 者のうち、 0 た 職

 \mathcal{O} ものに限るものとし、 施 当該職員となつた日が昭 和五 一十年法律第八 日 八十号 5

昭和五十八年十一月三十日までの間に退職した場合において、 四十歳以 行の 日の 上の 前日までの 組 合員期間が十五年以上であり、 日であつた者に限る。 が当該 かつ、 組合員 施 行の その 期 間 か 者

その者の当 が二十年以 た期間から十二月を控除した期間を算入するとしたならば、 該 |職員であつた期間に引き続く当該特定事務従事 その 者 であ 期 訚 0

員期間等が二十五年以上である者であるものと、 項 第 第四 上となるときは、 項 一号及び 及び 第 新法 項 附 \hat{O} 則第 その者は、 が規定の 十九 適用 条の規定 新法第七十八条、 につ 1 \mathcal{O} 適用 新 ては 法附則 組 につい 合員 新法第 第二十六条 知間 ては 組 九 + が 合

六条第 が昭 もの ち、 新組 る。 引き続く当該特定事務従事地方公務員であつた期間から十二月を控除 年以上であり、 間に退職 の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、 三号附則第一条第一 務員」という。 \mathcal{O} 他 は 公務員であ 事務 事務に従事していた者 が二十五年以上であり、 合員期間等が二十五年以上である者であるものと、 た期間 るものとみなす 政令で定める理由により職員以外の地方公務員として地方公共 用を受ける者を除く。)のうち、 組 その者 昭 和五 合員 合員以外の者 (これらの者のうち、 が同項第一号に定める日から昭和六十五年十 和五十年法律第八十号の施行の日前において特定事務従事地方 のうち学校給食に関する単純な労務その 項、 を算入するとしたならば、 十年法律第八十号の施 期 した場合において、 間 は つたもので引き続き職員となり、 第二項 が二十年 新法第九十九条第一 か . つ、 であつたもので引き続いて職員となつたもの (組合員期間が二十年未満である者に限る。 項第一号に定める日まで引き続いて職員であ 及び第十二項の規定の適用につい 組合員期間にその 未満 (以下この項において 職員となつた際のその者の職務が当該 の更新に カュ その者の つ、 行の日の前日までの日であつた者に限 組合員期間が二十年以上である者で 組 項第四号の規定 その期間が二十年以上となるとき 地方公共団 合員 四十歳以上の組合員期間 者 (前二条又は の当該職員であつた期間 昭 他の政令で定め 和 体 「特定事務従事地方公 当該職員となつた日 五十四年法律第七十 \mathcal{O} の適用 財 一月十九日までの ては組 新法附則 政 前 上の 二項 につい 理 合員 \mathcal{O} 又は更 る特 第二十 が 由 規 十五 のう 団 期間 特 ては った そ 定 定 定 体 \mathcal{O} \mathcal{O}

4 に規定する更新組合員若しくは同項に規定する更新組合員以外の者又 第 項 に規定する更 新 組 合員 第 項 に規 定す る場合に おけ る同項

> とみ 合員期間が二十年未満 この更新に 紅合員 (前二条又は前

3

ŧ

なす。

3

二項 る。 もの ち、 他政 は、 引き続く当該特定事務従事地方公務員であつた期間から十二月を控除 間に退職した場合におい 三号附則第一条第一 新組合員以外の者 である者であるものと、 法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以 した期間を算入するとしたならば、 年以上であり、 が昭和五十年法律第八十号の施行の日の前日までの の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、 務員」という。 \mathcal{O} \mathcal{O} 適 公務員であつたもので引き続き職員となり、 事務に従事していた者 事務のうち学校給食に関する単純な労務その他の政令で定め 用を受ける者を除く。 組)が同項第一号に定める日から昭和六十五年十一月十九 その 昭和五十年法律第八十号の施行の日前において特定事務従事地 $\hat{\phi}$ 令で定める理由により職員以外の地方公務員として地方公共団 組 (これらの者のうち、 規定の 合員 者は、 (期間が二十年以上である者であるものとみなす) 適用 新法第七 か だっつい であつたもので引き続いて職員となつたもの つ、 (組合員期間が二十年未満である者に限る。 項第一号に定める日まで引き続いて職員であ 組合員期間にその)のうち、 て、 ては組合員期間等が二十五年以 新法附則第二十六条第 十八条、 (以下この項において 職員となつた際のその者の職務が当該 その者の 新法第九十九条第 その期間が二十年以 地方公共団 四十歳以上の 者の当該職員であつた期 昭和五十四年法律第 体の 項、 「特定事務従事地 当該職)財政 組合員期間 日であつた者に限 第 項 上で 第四 上の 上となるとき 員となっ 二項 一項 几日まで 一号及び 及び あ 理 \mathcal{O} 又は る特 規定 が 由 十五 た日 方公 特定 [その 訚 った Ë \mathcal{O} 新 体 方 う 更 カ \mathcal{O} 定 \mathcal{O}

4 金につい 前 項 、ては、 \mathcal{O} 規 定 第八条第四項の規定を準用 \mathcal{O} 適用を受ける者に係る退職共 介済年 金又は遺族 共 済年

項 金については、 は に規定する更新組合員以外の者に係る退職共済年金又は遺族共済年 前項に規定する場合における同項に規定する更新組合員若しくは同 第八条第四項の規定を準用する。

5 項の規定を除く。 者に係る新法及びこの法律の長期給付に関する規定 又は第三項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の 除き、 第 |項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の者 その者を更新組合員とみなす。)の適用については、 政令で特別の定めをするもの (第二項又は第三

6 (略

族共済 年金 の受給資格

第十一条 間等 年四 四十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者にあ それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、 いて同じ。 期間に相当するものとして政令で定めるものをいう。 である者であるものとみなす。 つては昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間 項第四号の規定の適用につい 月一日前 (明治四十四 次の表の上欄に掲げる者である組合員で、)と同日以後の通算対象期間とを合算した期間とし、 の通算対象期間 年四月一日以前に生まれた者にあつては昭和三十六 (旧通算年金通則法に規定する通算対象 ては、 組合員期間等が二十五年以上 その者の組合員期 以下この条にお 新法第九十九条 明治 が

2 ては、 次に掲げる者は、 組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。 新法第九十九条第一 項第四号の規定の適用につい

(略

除き、 に係る新法及びこの法律の長期給付に関する規定 の規定を除く。 更新組合員以外の者で第 その者を更新組合員とみなす。)の適用については、 一項又は第三項 政令で特別の定めをするものを (の規定の適用を受けるもの (第二項又は第三項

5

略

6

(退職共

済年金の受給資格の特例

第十一条 間等 それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、 四十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者にあ 期間に相当するものとして政令で定めるものをいう。以下この条にお ついては、 いて同じ。 年四月一日前の通算対象期間 つては昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間) 新法第九十九条第一 (明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては昭和三十六 次の表の上欄に掲げる者である組合員で、その者の組合員)と同日以後の通算対象期間とを合算した期間とし、 組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす 項第四号及び新法附則第十九条の規定の (旧通算年金通則法に規定する通算対 新法第七十八条 適用 明治 が 期

2 年以上である者であるものとみなす。 び新法附則第十九条の規定の適用については、 次に掲げる者は、 新法第七十八条、 新法第九十九条第一項第四号及 組合員期間等が二 十五

(略

(地方公共団体の長の退職共済年金の受給資格に関する特例)

第四十八条 二年以上であるときは、 数 た期間に係る条例在職年の年月数に、 条例在職年をいう。 定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるもの しての退隠料の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年月 つた期間に算入され、 の施 た更新組合員で施 の地方公共団 新法附則第二十六条第一 ては組合員期間等が二十五年以上であり、 以上である者であるものとみなす。 月未満の端数があるときは、 行日直前 地方公共団 の条例 体の長であつた期間 行日の前 在職年 又は地方公共団体の長であつた期間とみなされ のうち前条の規定により地方公共団体の長であ 体の長であつた期間が十二年未満 その者は、 項、 日に退職年金条例の (第八条第一 第二項及び第一項の これを一月とする。 新法第九十九条第一項第四号の規 の年月数とを合算した年月数が 十二年をその者に係る知事等と 項に規定する施行日直前 か 十二項の規定の適用に 適用を受けていたも つ、 組合員期間が二)と施行日以 の知事等であ + \mathcal{O}

2 (略)

3 に規 ついては、 十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号 並びに第七条第二項、 第 定する更新組 その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、 |則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条 項に規定する場合における同項に規定する更新組 その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみ 三第 合員に対する新法附則第二十五条第一 項 第十三条及び第八十三条第三項の規定の適用に 及び第四 項 新 法附則第 二十五条の一 項及び第 合員又は 第二項 新法第 (新法附 二項 前 七 項

方公共団体の長の退職共済年金の受給資格に関する特例

地

第四 項、 第一 しての とみなす。 間等が二十五年以上である者であるものと、 二年以上であるときは、 数 五年以上であり、 後の地方公共団体の長であつた期間の年月数とを合算した年月数が た期間に係る条例在職年の年月数に、 条例在職年をいう。) \mathcal{O} つた期間に算入され、 の施行日直前の条例在職年 た更新組合員で施行日の前 十八条 (一月未満の端数があるときは、これを一月とする。 項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員 第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十 退隠料の最短年金年限の年数で除して得た率を乗じて得た年 地方公共団 かつ、 のうち前条の規定により地方公共団体の長であ 又は地方公共団体の長であつた期間とみなされ 体の長であつた期間が十二年未満の知事等であ その者は、 組合員期間が二十年以上である者であるも 日に退職年金条例の適用を受けてい (第八条第一 新法第七十八条、 十二年をその者に係る知事等と 項に規定する施行日 新法附則第二十 新法第九十九)と施行日以 直 たも 前 户 期 \mathcal{O}

(略)

3 2

第二十六条第五項においてその例による場合を含む。 号 るものとみなし、 定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であ 及び第二項並びに第七条第二項、 第二 新法第七十九条第一 前二項の (新法附則第1 項 規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第 新 法附則第 二十条の三第一項及び第四項 その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には 項 一十五条の 〈第二号及び新法附則第二十条の1 第十三条及び第八十三条第: 三第 一項 、及び第五項 新法附則第 並び 以下この に新 一十五条の 二項 項 項 第三 \mathcal{O} 텘 規 項

その であるも する場合には、 である者であるものとみなし、 その者は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であ 新 並びに新法附則第二十六条第六項におい 則第二十五条の三第三項及び第六項、 は 第 る場合における同項の規定の適用については、 である者であるものと、 百二条第 てはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、 十条の三第二項及び第五 のと、 金はその 九条の三の規定 いてはその者は同号ロ2)に掲げる者に該当するものと、 年以上であり、 法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定の適用につい のとみなし、 新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するも Ŧi. 者は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であ 規定 項にお 第四十九条の規定の適用についてはその者は組合員期間 八十条第 のとみなす。 \mathcal{O} 項 額 適用につい V てその例による場合を含む。 の算定の 及び新法附則第二十四条第 その者が新法第 新法第九十九条の二第一項第 か の適用についてはその者は組合員期間が二十年以 項 、 つ、 基 てはその者は新法第七十九条第 (新法附則第二十条の二第三項、 新法第百四条第一項の規定の適用につい 地方公共団体の長であつた期間 項、 礎 となる組 新法附則第二十五条の二第三項、 その者に係る遺族共済年金 八 + 合員期間が二十年以 条第七項 新法附則第二十五条の六第七項 て準用する場合を含む。 項の規定の適用につい 以下この 一号口(2)の規定の その者に係る退 に規定する配偶者であ 項にお 『が十二年』 上であるも 新法附則 項 第 一の額 1 新法第 て同 適用 新法第 号 職共済 を算定 新 ては ては 以上 イ 又 が 二 法附 第二 あと ľ る Ĺ 九 る

(警察職員の退職共済年金の受給資格に関する特例)

第五十五条 警察職員であつた期間が十五年(新法附則第二十八条の四

二十年以 ٢, 含む。 項 であるもの る退職共済年金はその 配偶者である場合における同 る者であるものとみなし、 についてはその者は地方公共団体の長であつた期間が十二 定の適用についてはその者は同号ロ(2)iに掲げる者に該当するも \mathcal{O} 員期間が二十年以上であり、 る者であるものと、 についてはその者は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上であ 適用につい 法附則第二十条の三第 するものと、 第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項 1 十二年以上である者であるものとみなし、 の六第七項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を 額を算定する場合には、 新法第九十九条の三の規定の て同じ。 新法第百二条第一項及び新法附則第二十四条第一項の規定の 新法附則第二十五条の三第三項 上である者であるものと、 であるもの てはその者は組合員期間が二十年以上である者であるも 新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の \mathcal{O} 新法第八十条第一項 規定の 第四十九条の規定の適用についてはその とみなす。 額の算定の 適用につい 二項及び第五項、 その者が新法第八十一条第七項 新法第九十九条の二第一 かつ、 項 適用についてはその者は組合員 $\hat{\mathcal{O}}$ 規定の てはその者は新法第七十九条第 基礎となる組合員期間が二十年以 (新法附則第二十条の二第三項) 地方公共団体の長であつた期 、及び第六項、 新法第百四条第 適用 新法附則第二十五条の二第三 その者に係る遺族 第三号イに掲げる者に につい 新法附則第二十五条 項 ては、 第 項 \mathcal{O} 一年以上であ 規定 号口 その 七の に規定する 以共済年 者は 知間 規 (2) \mathcal{O} 間 定 組 に係 適 \mathcal{O} \mathcal{O} 適 用 規 用 新 項 が 金 \mathcal{O} \mathcal{O}

(警察職員の退職共済年金の受給資格に関する特例)

第五十五条 警察職員であつた期間が十五年(新法附則第二十八条の四

期間: \mathcal{O} \mathcal{O} に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、 以後の警察職員であつた期間 員である職員であ 恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日 十 に応じ同号イからホまでに掲げる年数。 者は、 項、 五年以上であり 項第二号イからホまでに掲げる者につい 等が二十五年以上である者であるものと、 第二項及び第十二項の規定の適用については組 新法第九十九条第 つたものの施行日前の警察在職年の か つ、 組合員期間が二十年以上である者であるも 一項第四号の規定の適用については組合員 の年月数とを合算した年月数が次の 次項にお ては、 新法附則 1 これ て同じ。 の前日に恩給 年月数と施 合員期間 らの 第二十六条第 者 等が二 未満 \mathcal{O} 各号 行日 公務 X そ \mathcal{O} 分

一~三 (略)

略

3 2

二項、 則第二十条の三第二項及び第五項 法第七十九条第一 のとみなし、 適用につい 並びに第七条第二項、 号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当する 新法附則第二十条の三第一 十六条第五項においてその例による場合を含む。 に規定する更新組合員に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項 第 新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則 項 \mathcal{O} 新 に規 規定 ては、 法第 その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、 定 の適用についてはその者は新法第七十九条第 八 す 十条第 項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号 その者は組合員期間が二十年以上である者であるも る場 第十三条、 合における同 項 項及び第四項、 (新法附則第二十条の二第三項 次条及び第八十三条第三項の 新法附則第二十五条の二第三項 項 に規定する更新 新法附則第二十五条の二 以下この項にお 組 合員又 規 項 は 第二 法附 前 1 第 定 一第 7 新 項 \mathcal{O} 3

規定の 第十九 者であるものと、 \mathcal{O} に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、 以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数が 員である職員であ 恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日の前日に恩給公務 に応じ同号イからホまでに掲げる年数。 第 合員期間が二十年以 者は、 項 適用につい 条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以 第二号イ 新法第七十八条、 -からホまでに掲げる者につい ては組合員期間等が二十五年以上であり 新法附則第二十六条第一 つたものの施行日前の警察在職年の 上である者であるものとみなす。 新法第九十九条第 次項にお 項、 ては、 一項第四号及び 第 三項 これ て同 、及び第十二項 年月数と施 らの 人上であ 新法附 次の 者の カコ 未満 X 行 á そ \mathcal{O} 組 則 日 分 \mathcal{O}

√三 (略)

(略)

2

五条の二 項第三号 二第三項 項、 第一 合には、 項において同じ。 法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。 者であるものとみなし、 項の規定の適用については、 及び第二項並びに第七条第二項、 に該当するものと、 前二 項 第 項 法附則第一 第二項、 新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二第一 \mathcal{O} 二号イ又は新法附則第二十条の二第 (新法附則第1 規定 新法附則第二十五条の三第三項及び第六項 \mathcal{O} 一十条の 新法附則第二十五条の三第二項及び 適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第 新法第八十条第一項 (T) 規定の適用についてはその者は新法第七十九 一十条の三第一項及び第四 三第 その者に係る退職共済年金の その者は組合員期間が二十年以上である 項 第十三条、 及び第五 (新法附則第二十条の二第) 項 次条及び第八十三条第 二項 新 法附則 填 (第三号イに掲げる者 第 新法附則第1 額を算定する場 第 新法附則第二 五項 以下この 十五条の 並びに新 二十 条 項

び第四 新法附 る配偶者である場合における同項の規 ある者であるものとみなし、 九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上で る場合には、 四十月であるものとみなし、 第 に 上であるものであるものとみなす。 係る退職共済年金はその額の算定の よる場合を含む。 っつい てはその者は同号ロ②i)に掲げる者に該当するも 法附則第二十五 項 項 及び第一 項、 てはその者は組合員期間が二十年以上である者であるも 並びに新 則 新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七の規定 第二十条の二 新法附則第二十五条の二第二項、 新法第九十九条の二第 五項 法附則第二十六条第六項にお 並びに新法附則第二十六条第 条の三第三項 の規定の適用については組む 一第二項第一 その者に係る遺族共済年金の その者が 及び第六項、 号 基礎となる組合員期間が二十年以 (新法附則第二十条の三第 項 第 *新法第八十一 定の適用に 一号口 新法附則第二十五条の三 新法附則第二十五 1 · て準 五項 合員期間 (2)の規定の ついては、 条第七項に規定 あと、 においてその 用 する場合 の月数が二百 額 新法第九 適用 その者に を算定す を含む \mathcal{O} \mathcal{O} 条 例 ځ 項 適 に \mathcal{O} 六 す + に 用 0 及

第六十二条 更 が 職 が ŧ 新 更 項 年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととな 新 間 組合員 の当該退職年金条例による施 の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の 防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年 防 を含む。 職 組 合員 員であつた更新組合員の退職共済年金の受給資格 で施 消 防組合員であ である間 行 0 日 うち の前 年金条例職員であ 消 日に退隠料の最 防職 つた期間が二十年 員としての 行日前 短年 \mathcal{O} つたものとみなした場合に退 年金条例職員期間 年 金年限 -未満の 金条例職 適用を受けてい 消 の年数が 員期間 防職員であ の特 第八条第 (その (その 例 った 者 者 た

> 三第一 規定の 新法第九十九条の三の規定の適用につい るものと、 場合を含む。 が二十年以上であるものであるものとみなす。 項に規定する配偶者である場合における同項の 十年以上である者であるものとみなし、 \mathcal{O} 額を算定する場合には、 月数が二百四十月であるものとみなし、 十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項 てその例による場合を含む。 十五条の その者に係る退職共済年金はその額の算定の 適用についてはその者は同号ロ 項及び第四 適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であ 六第七項 新法附則第二十条の二第二項第 項、 新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の 、並びに新法附則第二十六条第六項 新法附則第二十五条の二 新法第九十九条の二第一項第一号ロ の (2)iに掲げる者に該当するもの 規定の適用については その者が新法第八十一条第七 その者に係る遺族共済年 てはその者は組合員 号 一第二項、 基礎となる組合員 規定の適用に (新法附則第二十条の 気におい は組合員 新法附 て準 期 (2)別間が二 にお V 崱 0 期 甪 規定 第 間 期 ては する 金 七 間 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O}

第六十二条 ものの が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職 る期 職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととな が 更 項の 更新 (消防職 分新組合員で施 艒 表の を含む。 当 組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退 「該退職年 員であつた更新組合員の退職共済年金の受給資格 上欄に掲げる年数である退職年金条例の 消防組合員であ 紀行日の -金条例による施行日前 0 うち 前日に退隠料の最短年金年 消防職員としての つた期間 が二十年 \mathcal{O} 年 年 一金条例 -未満 金条例職 限 \mathcal{O} 消防職 職員期間 適用を受けてい \mathcal{O} 員期間 年 -数が 員であ \mathcal{O} 第八 特 (その (その 例 条第 0 年 た 者 た

条例職品 職員としての年 職員としての年金条例職員期間 例職員であ 場 以上である者であるものと、 同 月数とを合算した年月数が、 規定により当 るものとする。 員としての年金条例職 としての年金条例職 員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により当 第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり 十 係る条例在職年の年月数と施行日以後の消防組合員であつた期間 条例職員期間については、 通算されることとなる消防職員としての年金条例職員期間以外 としての年金条例職員期間 n 金条例の規定により当該消防職 %合にお 施行日前 九条第 .表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、 るべきこととなる消 か 、 つ、 年金条例 員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。 した期間 組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。 員とし 項第四号の規定の適用については組合員期間等が二十五年 て、 つたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金 の年金条例職員期間 ||該期間 職 とする。 ての 同 員 金 期間 条例職品 表中欄中 員期間 年 を換算 員期間以外の年金条例職員期間については 金 防 (退職年金条例 員期間 条例職員期間 職 を含む。 当該換算した期間とする。 して消防職員としての年金条例職 以外の年金条例職員期間 又は消防職員としての年金条例職 員としての 「施行日直 新法附則第二十六条第一 同表の当該中欄に掲げる者の区 員としての に (その者が消防組合員である間 (その者が更新組合員である間年金条 通算され 车 に係る条例 \mathcal{O} 前 に 規定により当該 通算され の条例在職年」 金 年金条例職 るべきこととなる消 条 例 職 その者は、 在職 ることとなる消 員 期間 (退)を含む。 項、 年 員期間 期間 とあるのは、 職年 又は 第二項 と読 のうち消 を換算 分に応じ 員 新法第九 員 金 消 に 該 期 条例 4 期 防 消 \mathcal{O} 防 通 この 替 簡 防職 間 防職 及び 年 算さ 職 消 \mathcal{O} 職 年 に 当 員 防 金 員 え 防 に

職員 合に退 十八条、 含む。 間に通算されるべきこととなる消防職員としての年金条例職 年金条例 は消防職員としての きこととなる期間を含む。 た場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算され 施行日直前の条例在職年」とあるのは、 以上である者であるものとみなす。この場合におい ては組合員期間等が二十五年以上であり、 新法附則第二十六条第一項、 適用につい 同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、 月数とを合算した年月数が、 係る条例在職年の年月数と施行日以後の消防組合員であつた期間 通算されることとなる消防職員としての年金条例職員期間以 規定により当 としての年金条例職員期間以外の年金条例職員期間 れるべきこととなる消 条例職員期間については、 金条例の 外の (その (その 知間 !職年金条例の規定により当 年 者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなし 者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみ 新法第九十九条第 規定により当該消防職員としての年金条例職 に係る条例 金条例職 に通算されることとなる消防職員としての年金条例職 \mathcal{O} 規定により当該 ては組合員期間等が二十五年以上である者であるもの |該期間を換算して消防職員としての年 員期間に 年金条例職員 在職年」 防 職員としての)のうち消防職員としての年金条例職 |期間を換算して消防 当該換算した期間とする。 項 と読み替えるものとする。 第二項及び第十二項の規定の適用につ 同表の当該中欄に掲げる者の区 ては、 (第四号及び新法附則第十九条の (期間以外の年金条例 該 浴消防 年 一金条例 該 |職員としての年 「施行日前の年金条例職 %換算 かつ、 職 職員 した期間 その者は、 員としての 組合員期間が二 一金条例 期 て、 (退)

を含む。 間 職 員 -金条例 同 !職年金条例 期 とする。 員 又 表中 期 職 間 は 外の 新法第七 間 分に応じ 員 年 員 消 に 規定 金条 欄中 期 職 防 通 (退 知間 た場 な 間 間 員期 るべ 年 職 算 員 \mathcal{O} 員 例 に É を 職 期 金 年 年 に 又 \mathcal{O} 員

間

間

3

び第四 新法附 同じ。 二項、 適用に 九条の三の規定 についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、 第七項並びに新法附則第二十六条第六項におい 新法附則第二十五条の三第三項及び第六項 則第二十 Ł 号イ又は新法附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当する 新 法第七十九条第一 並 る場合には よる場合を含む。 第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその のとみなし、 十六条第五項においてその例による場合を含む。 のと、 法附則第二十条の三第一 規 てはその者は同 びに第七条第一 月であるも 定する更新組合員に対する新法附則第二十五条第 則第一 新 新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則 つい 項 項 新法第八十条第一 の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一 法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七 条の三第二項及び第五項、 新法附 ては、 規 二十条の二第二項第一号 その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には 新法第九十九 定 の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上で のとみなし、 す 項、 項第二号及び新法附則第二十条の二第二項第三号]則第 その者は組合員期間が二十年以上である者であ る場 号 \mathcal{O} 口 (2) (i) 規定の適用については組む 第十三条、 合に 二十五条の二 項 項及び第四項、 .おける[条の二第 に掲げる者に該当する その者に係る遺族共済年金 (新法附則第二十条の二第三項、 次条及び第八十三条第三項の規 同 一第二項、 頃に規 新法附則第二十五条の二第三項 (新法附則第二十条の三第 項第 新法附則第二十五条の二第 一 号 定 新法附則第二十五 新法附則第二十五条の六 す て準用する場合を含む 口 合員期間の月数が る 1(2)の規定の 以下この項にお 更新 Ł \mathcal{O} بح 一項及び第 組 の規定 の額 合員 新 \mathcal{O} 適用 文 法第 を算 条の三 新法附 項 は \mathcal{O} 例に 項及 適 第二 九十 定す るも 二項 に 11 第 定 前 用 て 新 \mathcal{O} 項

2 (略)

3

三第一 二第三 五条の二 項第三号 十年以上である者であるものとみなし、 場合を含む。 項、 第一 新 \mathcal{O} 額を算定する場合には、 月数が二百四 るものと、 規定の適用につい 十五条の六第七項並びに新法附則第二十六条第六項において準用 に該当するものと、 項において同じ。 法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。 者であるものとみなし、 項の規定の 及び第二項 てその例による場合を含む。 十五条の三第二項及び第一 合には、 法第 適用についてはその 前 新法附則第二十条の三第二項及び第五項、 項第二号イ又は新法附則第二十条の二第二項 項、 項及び第四 項 九 一第二項、 新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条の二 \mathcal{O} (新法附則第1 九 新法附則第二十条の二第二項第 新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、 適用については、 並びに第七条第二項、 規 条の 「十月であるものとみなし、 定 \mathcal{O} 項、 三の 新法附則第二十三条及び新法附則第二 新法附則第二十五条の三第二項及び てはその者は組合員期間が二十年以上である者 適 新法第八十条第一項 の規定の適用についてはその者は新法第七十九 用 者は同 規定の 新法附則第 を受ける者に対する新 一十条の三第 その者に係る退職共 五項 新法第九十九条の二第 ラロ)の規定の適用については組合員 その者は組合員期間が二十年以 〈並びに新法附則第二十六条第 適用に (2)iに掲げる者に該当するもの 第十三条 一十五条の二第二項、 つい 一項及び第四項、 その者が新法第八十 その者に係る遺族 てはその (新法附則第二十条の二第 号 八済年金 次条及び第八十三条第一 法 新法附則第二十五 附則第二十五条第 (新法附則第二十条の 者は (第三号イに掲げ 項 第 の額を算定する場)第五項 新法附 組 一十五条の 号口 新法附 合員 新法附則 **从共済年** 五項 則第 以下この (2)上である 期 並びに新 一条第七 間]則第 期 にお \mathcal{O} 規定 一第 訚 であ す 条 が二 金 第 る者 七 二 十 条 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 項 1/1

上であるものであるものとみなす。 係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以る配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者にある者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第七項に規定す

が二十年以上であるものであるものとみなす。、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については

0 税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日(一部同法の施行日)施行) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る

(傍線部分は改正部分)

(第十七条関係)

(退職共済年金の支給要件の特例) (退職共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の	改正案
(退職共済年金の支給要件の特例) (退職共済共団体の長である者である者である者である者である者である者である者である者である者である者	現 行

掲げる年数以 であるものとみなす。 \mathcal{O} 項 適 0 《第四号並びに附則第二十六条第一 用については、 地方公共団体の長であつた期間 上であるときは、 その者は 地方公務員等共済 組合員期間等が二十五年以上である者 の年数が、 項、 第二項及び第十二項の規定 それぞれ 組 合法第九十九 同 表の 下欄 条第 に

3 CK 間 済 正 項 員等共済組合法第七十八条 は れ 及び たも 第一 等 組合法第九十九条第一 法附則第十二条第一項各号 次項において同じ。 組 組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、 が二十五年未満である者 合員期間等が十年未満である者で大正十五 一十号を除く。 第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、 附則第二十八条の \mathcal{O} が 国民年金等改正)のいずれかに該当するときは、 で同日以後に生まれたものが、 項第四号の規定の適用については、 十三 第 附則第十九条、 法附則第 (第 (前二項の規定の適用を受ける者を除く 項の 一号、 規 十 第十二号から第十六号まで及 定 条第 \mathcal{O} 附則第一 適用 年四 12 項 月二 第 十四四 地方公務員等共 1 号 国民年金等改 日以後に生ま 7 日条の二 から は 地方公務 その者 組合員期 その 第七号 第 者 3

る廃 共済法、 法第九十九条第一項第四号の規定の適用については、 第十一条の規定の適用を受ける者を除く。 生まれたもの お 年金の支給を受けるべきこととなるときは、 組 組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。 て 止 合員期間等が二十五年未満である者で大正十五年四 旧 前 旧施 の通算年金通則法 通則法」 行法及び国民年金等改正法附則第二条第 (地方公務員等共済組合法の長期給 という。 (昭和三十六年法律第百八十一 の規定の例によるとしたならば通算退 次項において同じ。 地方公務員等共 付等 その者は、 に関 項の規定によ 月 号。 ける施っ 日以) が 旧 (済組· 次項に 組 行法 前 4

4

条第 項第四 規定の適用については、 掲げる年数以上であるときは、 る者であるものとみなす。 \mathcal{O} 地方公共団体の長であつた期間 項、 号、 第二項及び第十二項並びに附則第1 附則第十九条、 その者は、 附則第二十四条の一 新共済法第七 組合員期間等が二十五年以上であ の年数が、 十八 一第一項、 一十八条の それぞれ同 条、 第九十九条第 十三 附則第二十六 表の 一第 下欄に 項 \mathcal{O}

新共 第十二 ものとみなす。 については、 第二十四 れたものが、 る者を除く。 組合員期間等が二十五年未満である者 済法第七 一号から第十六号までを除く。 |条の二第一項及び附則第二十八条の十三第 その者は 国民年金等改正法附則第十二条第一項各号 次項において同じ。 第九十九条第 組合員期間等が二十五年以上である者である)のいずれかに該当するときは、 で大正 項 第四 (前 十五 号、 項 年 附則第一 应 \mathcal{O} 規定の適用を受け 月二日以後に生ま 一項の規定の 十九 (第 一号及び 適用 附 則

項において同じ。 生まれたもの 附則第二十八条の十三第 律第百八十一 第二条第一 よるとしたならば通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは 組合員期間等が二十五年未満である者で大正十五 共済法第七十八条、 項の規定による廃止前の通算年金通則法 号。 (新施行法第十一条の規定の適用を受ける者を除)が旧共済法、 次項において 第九十九条第 項の規定の適用については、 旧 旧施行法及び国民年金等改正法附 通則法」 項第四号、 という。 **羊**四 附則第十九条及び (昭和三十六年 その者は、 月 \mathcal{O} 規定 日 以 \mathcal{O} 例に 前 法 組 則 次

員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

5 ならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合 及び附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、 以外の場合には、 れたものが旧共済法、 組合員期間等が 組 合員期間等が十年以上である者で大正十五 地方公務員等共済組合法第七十八条、 十年以上である者でな 旧施行法及び旧通則法の規定の例によるとした いものとみなす。 年四月一日以前に生ま 附則第十九条 その者 は

6 (略)

年金の支給に関する特例等) 「年金の支給に関する特例等」 (退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済

第十四条 二項 期間 規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるとき 第四十九条 法附則第二十五条第一項及び第二項並びに附則第二十六条第一項 る者又は附則別 は その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。 、及び第十二項の規定並びに新施行法第七条第二項、 の年数が同 施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十二年以上有す (新施行法第五十二条において準用する場合を含む。 表の 表第 下欄に掲げる年数以上であるものに対する新共済 一の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であ 第十三条及び つた \mathcal{O} 第

項、 二十条の二第二項第三号 項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。 額を算定する場合には、 年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるものに係る退職共済年金の は附則別表第二の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であつた期間 施 行日 附則第二十五条の二第二項 前 に地方公共団体の長であ 新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第 (新共済法附則第二十条の三第一項及び第四 附則第二十五条の三第二項 つた期間を十二年以上 有する者又 及び第五 以 \mathcal{O}

2

2

合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

5

間等が一 場合以 生まれたものが旧共済法、 二十八条の十三第一項の規定の適用については、 したならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる 組 合員期間等が二十五年以上である者で大正十五 外の場合には、 十 五年以上である者でないものとみなす。 新共済法第七十八条、 旧施行法及び旧通則法の規定の例によると 附則第十九条及び附 その者は、 年四月一 日以 組合員期 訓第 前に

6 (略

年金の支給に関する特例等)(退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済

第十四条 用する場合を含む。) 則第二十六条第一項、 含む。 者であるものとみなす。 が二十年未満であるときは、 条第二項、 年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を)に対する新共済法附則第二十五条第 前条第一 第十三条及び第四十九条 二項の規定の適用を受ける者 の規定の適用については、 第二項及び第十二項の規定並びに新施行法第七 その者は組合員期間が二十年以上である (新施行法第五十二条におい 一項及び第一 (組合員期間等が一 その者の組合員 二項 並びに附 知間 十五 て準

例による場合を含む。 第一 五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含 十条の三第一項及び第四項、 に係る退職共済年金の額を算定する場合には、 前 項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号 条第 二項の 規定 \mathcal{O} 以下この項において同じ。)の規定の適用につ 適用 を受ける 附則第二十五条の二第二項、 る者 (組合員 期 間等が一 新共済法第七十九条 (新共済法附則第二 附則第二十 + Ъ. 年

二十条の二第三項、 げる者に該当するものと、 規定の適用についてはその者は同号ロ201に掲げる者に該当するも 額を算定する場合には、 五条の二第三項、 第七十九条第一 るものであるものとみなす。 職共済年金はその額の算定の 者である場合における同項の規定の適用については、 るものとみなし、 済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であ 十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金 いてはその者は退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間 五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を 下この項におい 新共済法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は遺族共 附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用 て同じ。 項第二号イ又は附則第二十条の二第1 その者が新共済法第八十一条第七項に規定する配偶 附則第二十五条の三第三項及び第六項、 附則第二十条の三第二項及び第1 新共済法第九十九条の二第一 の規定の適用についてはその者は新共済法 新共済法第八十条第一項 (基礎となる組合員期間が二十年以上である。 五項、 二項 (新共済法附則第 項第 その者に係 《第三号 附則第 一号口 附則第二十 イ (2)る退 が二 につ に掲 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O}

第三十条 三十七条の二第一項第二号に規定する子に限る。 国民年金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎 員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子 と生計を同じくしていた場合であつて、 金を受ける権利を取得しな 新共済法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定にかかわらず、 \mathcal{O} 死亡につい 配偶者に支給する遺族共済年金の額は、 て遺 族基礎年金を受ける権利を取得しないとき いときを除く。 当該組合員又は組合員であ 次項において同じ。 次項において同 その配偶者が、 (新 国民年 金法第 組 は 合

> の二第 第一項 の二第 二十年以上である者であるものとみなし、 掲げる者に該当するものと、 員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。 いては、その者に係る退職共済年金はその額の算定の 条第七項に規定する配偶者である場合における同項の 者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、 礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、 条の七の規定の適用についてはその者は退職共済年金の額の において準用する場合を含む。)、附則第二十三条及び附則第二十五 及び第六項、 及び第五項、 いてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条 ついてはその者は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間 一項第 二項 (新共済法附則第二十条の二第三項、 第三号イに掲げる者に該当するものと、 一号口 附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項 附則第二十五条の二第三項、 (2)の規定の適用についてはその者は同号ロ 新共済法第九十九条の三の規定の その者が新 附則第二十五条の三第: 附則第二十条の三第二項 新共済法第九十九 新共済法第八十条 が規定の 基礎となる組 共済法第八十 算定 適用 (2) (i) に 適用 その の 三項 基

第三十条 済法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定にかかわらず、 死亡につい 受ける権利を取得しないときを除く。 を同じくしていた場合であつて、 の二第一項第二号に規定する子に限る。 合員であつた者の死亡の当時遺族である子 金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を 妻に支給する遺族共済年金の額は、 て遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき 当該組合員又は組合員であつた者の 次項において同じ。 次項において同じ。 (新国民年金法第三十七条 その妻が、 組合員又は (新国民年) と生計 は、 共

十九条第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。これらの規定の例により算定した額に国民年金法第三十八条及び第三

- 2·3 (略)
- 4 ては、 が加算された遺族共済年金」とする。 」とあるのは によりその額が加算されたものを除く。 改正する法律 配偶者に対する遺族共済年金(地方公務員等共済組合法等の一部を 地方公務員等共済組合法第九十九条の四第三項の規定の適用につい 当分の間、 「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額 (昭和六十年法律第百八号) 同項中 「配偶者に対する遺族共済年金」とあるのは ر ک کر 附則第三十条第一項の規定 「当該遺族基礎年金
- 5 · 6 (略)

条第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。の規定の例により算定した額に新国民年金法第三十八条及び第三十九

- 2 · 3 (略)
- 4 新共済法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間4 新共済法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間4 新共済法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間4 新共済法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間4 新共済法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間4 新共済法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間4 新共済法のの第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法のの第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法のの第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法のの第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法のの第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法のの第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法のの第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法のの第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法のの第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法の第二項の規定の第二項の規定の適用については、当分の間4 新共済法
- 5 · 6 (略)

0 図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行日施行) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を

(第十八条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(削除)	(基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置)	改正案
より納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度につ除く。)の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定ににおいて、当該特定年度の前年度まで(平成二十四年度以前の年度を「基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)	(基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) 所則則 所則則 所則則 所則則 所則則 所則則 所則則 所則	十四年法律第 号)(案中修正前)による改正後)(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二規

とする。

団体の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものいて前条の規定の例により算定して得た差額に相当する額を地方公共

0 革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日(一部公布日から二年以内の政令で定める日及 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改

(傍線の部分は改正部分)

(第十九条関係)

び平成二十八年十月一日)施行)

二十二分の一に相当する額とする。の区分により定め、各等級に対応する標準給与の日額は、その月額の第二十二条(標準給与の等級及び月額は、加入者の給与月額に基づき次(標準給与)	(略)	三 前二号に掲げる者のほか、一週間の所定労働時間その他の事情をのの	二 専任でない者又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるも一 (略)	員等」という。)は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。学校法人等から給与を受けるもの(次に掲げる者を除く。以下「教職の法人又は事業団(以下「学校法人等」という。)に使用される者で	第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項(加入者)	改正案
二十二分の一に相当する額とする。の区分により定め、各等級に対応する標準給与の日額は、その月額の第二十二条(標準給与の等級及び月額は、加入者の給与月額に基づき次(標準給与)	(略)	四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者三 臨時に使用される者	二 専任でない者 一 (略) - 、 () ***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	員等」という。)は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。学校法人等から給与を受けるもの(次に掲げる者を除く。以下「教職の法人又は事業団(以下「学校法人等」という。)に使用される者で	第十四条(私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項(加入者)	現

	第	Ş		第		第		第		第		第		第		第		第		第		第	第	標準
	+	-	+	+		+		九		八		七		六		五		匹		三		_		標準給与
	三級	- - -	二 及	一級		級		級		級		級		級		級		級		級		級	級	の等級
	71//			/IVX		N/X		71/2		/IVX -		/IVX		N/X		/IVX		71/2		71/2		沙又	71//	
	九〇、	-) (- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	七〇		一六〇、		五〇		四二、		一三四、		一二六、		<u>一</u> 八		 				九八、	八八八	標準給与の
				,										$\langle \cdot \rangle$		`		,		`			` ()	与の
	000円	((F		〇 〇 円		〇〇〇田		〇〇〇円		000円		〇〇〇 <u>甲</u>		〇 〇 円		〇 〇 〇 〇 百		〇〇〇円		000円		〇〇〇円)()()()()()()()()()()()()()()()()()()(月額
	I	_	_ _ _	l		_								_										
九五、	八五、	八五, 三	七五五	六五、	六五、	五五、五、	五五	四六、	四六、	三八、	三八、	<u>=</u>	<u>=</u>	1 1		四、	四四	〇七、	〇七、	$\frac{1}{2}$	<u> </u>	九三、	九三、	給
						_		_												0				給与月額
〇〇〇円未満	000円以上	○○○円未満	○○○円未満 ○○○円未満	000円以上	○○○円未満	〇〇〇円以上	○○○円未満	000円以上	〇〇〇円未満	000円以上	〇〇〇円未満	000円以上	○○○円未満	000円以上	〇〇〇円未満	000円以上	〇〇〇円未満	000円以上	○○○円未満	000円以上	○○○円未満	000円以上	○○○円未満	額
未満	以上	未満。	以 未 満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
	第	Š.		第		第		第		第		第		第		第		第		第		第	第	標準
	+	<u> </u>		第十		第十		第九		第八		第七		第六		第五		第四		第三		第二	第一	標準給与(
		- - -								第八級												第二級	第一級	標準給与の等級
	十三級	- - - -	上 二 及	+		十級		九級		八級		七		六級		五級		四級		=		二級		<u> </u>
	十三級	- - - -	上 二 及	十 一 級		十級		九級		八級		七級		六級		五級		四級		三級		二級	一級	<u> </u>
	十三級	- - - - ナ く	十二二四人	十一級一八〇、		十級		九級一六〇、		八級一五〇、		七級		六級一三四、		五級一二六、		四級		三級一一〇、		二級一〇四、	一級九八、	<u> </u>
	+ =	- - - - ナ く	上 二 及	十 一 級		+		九級		八級		七		六級		五級		四		三級		二級	一級	標準給与の等級標準給与の月額
	十 三 級 二〇〇、〇〇〇円	- *	十二	十 一 級 一八〇、〇〇〇円		十 級 一七〇、〇〇〇円		九級一六〇、〇〇〇円		八級一五〇、〇〇〇円		七級一四二、〇〇〇円		六級 一三四、〇〇〇円		五級 一二六、〇〇〇円		四級		三級 一〇、〇〇〇円 一		二 級 一〇四、〇〇〇円	一 級 九八、○○○円 I	<u> </u>
	十 三 級 二〇〇、〇〇〇円 一九五、	- 対(((())) (()) (() () (()) (() () () () (十二	十 一 級 一八〇、〇〇〇円 一七五、	一七五、	十 級 一七〇、〇〇〇円 一六五、	一六五、	九級一六〇、〇〇〇円一五五、	一五五、	八級一五〇、〇〇〇円一四六、	一四六、	七 級 一四二、〇〇〇円 一三八、	一三八、	六級一三四、	1110	五級 一二六、〇〇〇円		四級	一四、	三級一一〇、〇〇〇円一〇七、	一〇七、	二級一〇四、	一級九八、	標準給与の月額
	十 三 級 二〇〇、〇〇〇円 一九五、	- 対(((())) (()) (() () (()) (() () () () (十二	十 一 級 一八〇、〇〇〇円 一七五、		十 級 一七〇、〇〇〇円 一六五、		九級一六〇、〇〇〇円一五五、		八級一五〇、〇〇〇円一四六、	一四六、	七 級 一四二、〇〇〇円 一三八、		六 級 <u>一三四、○○○円</u> <u>一三○、</u>		五級 一二六、〇〇〇円		四級		三級一一〇、〇〇〇円一〇七、	1 1	二級 一〇四、〇〇〇円 一〇一、	一級 九八、〇〇〇円 一〇一、0	標準給与の月額給与
二一〇、〇〇〇円未満	十 三 級 二〇〇、〇〇〇円	- 対(((((F) -)) = - 対五、	十二	十 一 級 一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満	十 級 一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満	九級一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満	八級一五〇、〇〇〇円	一四六、	七級一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満	六級 一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満	五級一二六、	一二二、〇〇〇円未満	四級	一一四、〇〇〇円未満	三級 一〇、〇〇〇円 一	一〇七、〇〇〇円未満	二 級 一〇四、〇〇〇円	一 級 九八、○○○円 I	標準給与の月額給与

五一五、〇〇〇円未満			四八五、〇〇〇円未満		
四八五、〇〇〇円以上	五〇〇、〇〇〇円	第二十六級	四五五、〇〇〇円以上	四七〇、〇〇〇円	第二十六級
四八五、〇〇〇円未満			四五五、〇〇〇円未満		
四五五、〇〇〇円以上	田〇〇〇〇〇田田	第二十五級	四二五、〇〇〇円以上	国国〇、〇〇〇田	第二十五級
四五五、〇〇〇円未満			四二五、〇〇〇円未満		
四二五、〇〇〇円以上	国国〇、〇〇〇田	第二十四級	三九五、〇〇〇円以上	图10,000田	第二十四級
四二五、〇〇〇円未満			三九五、〇〇〇円未満		
三九五、〇〇〇円以上	四一〇、〇〇〇円	第二十三級	三七〇、〇〇〇円以上	三八〇、〇〇〇円	第二十三級
三九五、〇〇〇円未満			三七〇、〇〇〇円未満		
三七〇、〇〇〇円以上	三八〇、〇〇〇円	第二十二級	三五〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円	第二十二級
三七〇、〇〇〇円未満			三五〇、〇〇〇円未満		
三五〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円	第二十一級	三三〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円	第二十一級
三五〇、〇〇〇円未満			三三〇、〇〇〇円未満		
三三〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円	第二十級	三一〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円	第二十級
三三〇、〇〇〇円未満			三一〇、〇〇〇円未満		
三一〇、〇〇〇円以上	11110, OOOE	第十九級	二九〇、〇〇〇円以上	11100、000田	第十九級
三一〇、〇〇〇円未満			二九〇、〇〇〇円未満		
二九〇、〇〇〇円以上	1100°, 000E	第十八級	二七〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円	第 十 八 級
二九〇、〇〇〇円未満			二七〇、〇〇〇円未満		
二七〇、〇〇〇円以上	二人〇、〇〇〇田	第十七級	二五〇、〇〇〇円以上	11六〇、〇〇〇田	第十七級
二七〇、〇〇〇円未満			二五〇、〇〇〇円未満		
二五〇、〇〇〇円以上	三八〇、〇〇〇田	第十六級	二三〇、〇〇〇円以上	11国0、000田	第十六級
二五〇、〇〇〇円未満			二三〇、〇〇〇円未満		
二三〇、〇〇〇円以上	11回0、000円	第十五級	二一〇、〇〇〇円以上	11110、000円	第十五級
二三〇、〇〇〇円未満			二一〇、〇〇〇円未満		
二〇、〇〇〇円以上	11110、000円	第十四級	一九五、○○○円以上	1100、000円	第十四級

六〇五、〇〇〇円以上	六二〇、〇〇〇円	第三十一級
六○五、○○○円未満		
五七五、〇〇〇円以上	五九〇、〇〇〇円	第 三 十 級
五七五、〇〇〇円未満		
五四五、〇〇〇円以上	五六〇、〇〇〇円	第二十九級
五四五、〇〇〇円未満		
五一五、〇〇〇円以上	五三〇、〇〇〇円	第二十八級
五一五、〇〇〇円未満		
四八五、〇〇〇円以上	五〇〇、〇〇〇円	第二十七級

2 である月があるときは、 令で定める者にあつては、 て同日前三月間 事業団 間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を定める。 かつ、 は、 加 給与の支払の基礎となつた日数が十七日(文部科学省 入者が毎年七月一 (その学校法人等で継続して使用された期間に限るも その月を除く。) 十一日。 日現に使用される学校法人等にお 以下この条において同じ。 に受けた給与の総額をその 未満

4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を

3

(略

9 5 \ 8 が改定される加入者については、その年に限り適用しない。 第十二項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準給与 取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項若しくは第十 定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業 条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四 事業団は、 祉 に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三 項 (略) (第二号に係る部分に限る。 育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の の規定により同項第二号に規 - 項及び (以下「

略

数で除して得た額を給与月額として、

標準給与を定める。

3

4 九月までのいずれかの月から標準給与が改定される加入者につい 取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項の規定により七月から その年に限り適用しない。 第二項の規定は、 六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を ては

5 8 (略)

9

定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「 条第 福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三 条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四 事業団は、 項 (第二号に係る部分に限る。 育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の の規定により同項第二号に規

ない。 として、 基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、 る月以後三月間 おいて、 した日(以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。 育児休業等」という。)を終了した加入者が、 人等で継続して使用された期間に限るものとし、)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合に)に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額 項に規定する産前産後休業を開始している加入者は 標準給与を改定する。 事業団に申出をしたときは、 (育児休業等終了日の翌日において使用される学校法 ただし、 育児休業等終了日の翌日が属す 育児休業等終了日の翌日に第 当該育児休業等を終了 かつ、 給与の支払の その月を除く この限りで

11 10 略

与月 翌日に育児休業等を開始している加入者は、 学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、 にお を除く。 属する月以後三月間 後休業を終了した日 合に限る。 了日」という。 事業団 るときは、 いこと 九十八日) 額として の基礎となつた日数が 1 7 は 事業団 (妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない に受けた給与の総額をその期間 をいう。 産前 出 標準 から出産の日後五十六日までの間において勤務に服 産の予定 にお に申出をしたときは 産後休業 -給与を改定する。 (産前産後休業終了日の翌日において使用される (以下この項及び次項において 以下同じ。 いて当該産前産後休業に係る子を養育する場合 日 十七日 出 以前四 産の 未満である月があるときは を終了した加入者が 日 十 ただ 出 日 産 \mathcal{O} 前 L 産 (多胎) この限りでない。 月数で除して得た額を給 \mathcal{O} 産後休業終了日 日が 産 前 妊 出 産 娠 「産前産後休業終 後休業終 の場合に 産 の予定日後で か つ、 当 該 0 翌日 その 産前 給与 T あ 日 月 \mathcal{O} 場 \mathcal{O} が 産

> おいて、 として、標準給与を改定する。 基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、 る月以後三月間 した日(以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。 育児休業等」という。)を終了した加入者が、 人等で継続して使用された期間に限るものとし、)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合に に受けた給与の 事業団に申出をしたときは、 (育児休業等終了日の翌日において使用される学校法 総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額 育児休業等終了日の翌日が属す 当該育児休業等を終了 かつ、 給与の支払の その月を除く

10

(新設)

(略)

12 前項の規定によつて改定された標準給与は、産前産後休業終了日の

月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八

13 加入者の給与月額が、第二項、第五項、第九項若しくは第十年の八月)までの各月の標準給与とする。

11

事し、かつ、同様の給与を受ける他の教職員等の給与月額その他の事しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従第七項、第九項若しくは第十一項の規定によつて算定するとすれば著規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、規定の入者の給与月額が、第二項、第五項、第五項、第九項若しくは第十一項の

、標準賞与の額の決定)

当該加入者の給与月額とする。

情を考慮して理事長が適正と認め

て算定する額をこれらの規定による

第一

十三条

略

2 前条第十三項の規定は、標準賞与の額の算定について準用する。

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、 第百二十六条の五、 七条第四項を除く。 六十八条の二、 第七号までを除く。 いては、 十二条の十一、 八の四まで、 国家公務員共済組合法第二条 この節に規定するもののほか、 附則第十二条の十二第一項 第六十八条の三、第七十二条、 附則第十二条の十、 附則第十二条、 第四章 第百十一条第一項及び第三項、 (第四十一条第二項、 附則第十二条の二の二から第十二 附則第十二条の十の二、 (第一項第一号及び第五号から 短期給付及び長期給付につ (第二号を除く。) 第九十六条及び第九十 第四十二条、 第百十二条 及び第 附則第 第 第

(新設)

一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次であるときは、一次であるときは、では、の規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給くは第九項の規定によって算定するとすれば著しく不当であるときはて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第五項、第七項若して算定する。上次であると、一次であると、日本のおり、日本のより

(標準賞与の額の決定)

第二十三条 (略)

2 前条第十一項の規定は、標準賞与の額の算定について準用する。

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 いては、 条の 六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十 四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、 第七号までを除く。 十二条の十一、 第百二十六条の五、 七条第四項を除く。 の 四まで、 国家公務員共済組合法第二条 この節に規定するもののほか、 附則第十二条の十二第一項 附則第十二条の十、 附則第十二条、 第四章 第百十一条第一項及び第三項、 (第四十一条第二項、 附則第十二条の二の二から第十二 附則第十二条の十の二、 (第一項第一号及び第五号か 短期給付及び長期給付に (第二号を除く。 第四十二条、 第百十二条、 及び第 附則第 5 第

加入者 るの るの とあ 六十四 れぞれ 従前 及び この場合におい 表第 均標準報酬 項 附則第十二条の四 とあるの 」とあるの 入者期間等」と、 第一号及び第二号、 (各号列記以外の部分に限る。 の規定を除く。 五第五項第四号、 ŋ, から は、 標準給与の月額」と、 \mathcal{O} 例 は ハ以外の部分に限る。 「公務等」 同 表 「標準給与」と、 及び 附 第四 は 表 \mathcal{O} 職 「標準給与改定請 上欄 額 とあるのは 第六十六条第三項、 |則別 は 組 \mathcal{O} 対 合員_ 五. 項 任實 「連合会」 「標準賞与」 とあるのは とあるのは 表第一 まで、 くまで、 象期間標準 欄 に掲げる同 意継 の 三 「組合員期間」とあるのは これらの規定 とあ 掲げ 中 第五十九条第三項第二号、 附則第十二条第一項から第五項まで及び第八項 続組 |第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第 附則第十三条の 附則 職 「組合員」 いるのは とあるのは る字句 別表第一並びに別表第二の規定を準 「財務省令」 と 合員」 求 給与総額」 務 法 第十二条の 「公務等傷 「平均標準給与額 「職務等」 の規 と と 第四十一 第六十七条第二項、 に読 従 「特例 とあるの 定中同 とあるのは (同法第二条第 第九十七条第一 前 「特定 「事業団 「組合員期間等」 替 退 ٤, と とあるのは 病 標準 十三、 十 条第一 職加 える 表 (第七 報酬 の中欄 は とあるの 組 「対象期間 標準報 入者 合員」 Ł 附 任 「加入者期間」 「加入者」 と と 第六十一条第二項 項、 項を除る の月額」 則 とする。 意継 に掲げる字句 第十三条 「文部科学省令」 と読 とある 項、 第七十六条第 第五十五条第 項第二号 酬 は 「標準期末手当 「標準報酬」 続加 とあるのは 改 標準 職 ۲, とあるの 第百二十六条 定 入者 務等傷 \mathcal{O} 0 請 報 と えるほ 用する。 は 求 酬 「組合」 九 **イ** 附 とあ لح とあ 特 額 病 は 則 5 平 加加 لح そ 定 項 第 項 别 口

るのは、 均標準 るのは れぞ とあるの ۲, 」とあるのは とあり、 項の規定を除く。 この場合に 表第 加入者」 従前標準給与の月額」と、 入者期間等」と、 附則第十二条の 六十四条、 第一号及び第二号、 及びハ以外の部分に限る。 「特例退 (各号列記以外の部分に限る。 次の 五第五項 項 「公務」 れ カ 表の 報酬 公務等」 \mathcal{O} 5 「標準給与」と、 と 第四 は 及び 職 附則別表第 におい 上欄 とあるのは 標準給与改定請求」と、 額 第四号、 第六十六条第三項、 組 対象期間標準 五まで、 合員 項 下 「連合会」 「任意継続組合員」 標準賞与」 とあるのは 匹 とあるのは くまで、 欄 に掲げる同法の規定中同 の三 「組合員期間」とあるのは これらの規定 中 掲げる字句 とあるの 第五十九条第三項第二号、 附則第十二条第一項から第五項まで及び第八項 一第四項 附則 附則 「組合員」 「職務」 とあるのは 別表第一並びに別表第二の規定を準 「財務省令」とあるのは ٢, 第十二条の 給与総額」 第十三条の十 「公務等傷病」 「平均標準給与額」 「職務等」 は (並びに附則第十三 第四十一 第六十七条第二項、 特例 「従前標準 読 とあるの とあるのは (同法第二条第 第九十七条第一 4 「事業団」 「特定組合員」 Ł, と 「組合員 十三、 退 条第一 表の えるも (第七 は 報酬 加 とあるの 中欄に掲げる字句 標準 対象期間 (期間等) 附則 入者」 「加入者期間」と、 一条の六第二項及び 「任意継 と と 項、 「加入者」 第六十一条第二 項を除く。 の月額」 とする。 +報酬改 第 「文部科学省令」 は 項、 とあるの 項 第七十六条第 第五十五条第 十三条の 「標準期末手 続加 標準報酬」 第 とあるの 標準 「職務等傷 と 定請 とあるの 第百二十 一号 入者 報酬 は 用する。 九 「組合」 二項、 7 附 とあ とあ 額 病 は 6 平 加 لح そ 項 第 か 定 項 口 别

 \mathcal{O}

	項 第七十八条の二第一	(略)		第七十三条の二第一	(略)
	地方公務員等共 海組合法による 年金である給付 し退職を給付事 由とする年金で ある給付を除く ある給付を除く が、私立学校 よる	(略)	第百条の二の二	第百条の二	(略)
	他の法律に基づく共済	(略)	第二十八条第四項及び第二十八条第四項及び	第三項第二十八条第二項及び私立学校教職員共済法	(略)
	項第七十八条の二第一	(略)		第七十三条の二第一	(略)
年金である給付地方公務員等共	地方公務員等共 地方公務員等共 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(略)		第百条の二	(略)
組合が支給する	組合が支給する	(略)		第三項第二十八条第二項及び	(略)

附則第十二条第九項 略 略 (削除) 第百条の一 第百条の二の二 略 略 及び 第四項 第二十八条第一 私立学校教職員共済法 略 略 一項及び 項 第七十八条の一 附則第十二条第九項 (略) 略 第二 第百条の二 員共済法による 員共済法による 年金である給付 済組合法による 地方公務員等共 略 略 私立学校教職 私立学校教職

(掛金の折半負担等)

第二十八条

(略)

する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛 入者及び第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合 装頭に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、その育児休業等 と開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属 を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属 と開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属 と開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属 と開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属 と開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属 と関係業等をしている加入者(第四項の規定の適用を受けている加 2

私立学校教職員共済法

略

第二十八条第一

二項

組合が支給する

他の法律に基づく共済

金を免除する。

3 育児休業等をしている加入者(次項の規定の適用を受けている加入 3 育児休業等をしている加入者、次項の規定の適用を受けている加入 3 育児休業等を限分。)を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第 の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定の適用を受けている加入 3 育児休業等をしている加入者(次項の規定の適用を受けている加入 3

4 産前産後休業をしている加入者(第二十五条において読み替えて準

(新設

継続加入者を除く。)が事業団に申出をしたときは、第一項の規定に用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意

規定により加入者が負担すべき掛金を免除する。産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項

かかわらず

その産前

産後休業を開始した日の属する月からその

産前

 \mathcal{O}

5 始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の 出をしたときは、 産 前 産後休業をしている加入者を使用する学校法 第 項の規定にかかわらず、 その産前 人等 産後休業を開 が 翌日 事 業団 \mathcal{O} 属す に申

により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。る月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定

(長期給付に関する規定の適用の特例)

号に定めるところによる。 る規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各第三十九条 七十歳以上の教職員等に対するこの法律の長期給付に関す

· 二 (略)

いて読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第三 七十歳に達した日の前日において加入者期間等(第二十五条にお

当該学校法人等が負担すべきものを免除する。前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定によりた日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月のをしたときは、第一項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始し育児休業等をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出

(新設)

(長期給付に関する規定の適用の特例)

·二 (略)

いて読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一二 七十歳に達した日の前日において加入者期間等(第二十五条にお

者で政令で定めるもの

0 を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日施行) 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等

(傍線の部分は改正部分)

(第二十条関係)

(削除)	10 施行日の前日に四人者であつて加入者であつて加入者であつて加入者の前日に関ける規定の適用についる場合を表において準明のが日に関	
	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとれての適用については、これらの規定中同表の中欄に対するのであつて加入者期間が十五年以上であるものに対する海行日の前日に恩給財団における従前の例による者で、更新加入者に対する退職共済年金等に関する経過措置)附 則	改正
	、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。十五条において準用する国家公務員共済組合法の次の表の上欄に掲げ入者であつて加入者期間が十五年以上であるものに対する共済法第二施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新加(更新加入者に対する退職共済年金等に関する経過措置)附 則	案
	10	
第七十六条第一	、それぞれ同表の (更新加入者に対 た者であつて加入 を規定の適用につ が日の前日に のが日に対	
組合員期間等(組合員期間、組合員期間等(組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料の国民年金法第五条第一項に規定する保険料の国民年金法第五条第一項に規定する保険料のは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる「加入者期間が十五年以上であるものに対する共産が日に恩給財団における従前の例による者であった者に対する退職共済年金等に関する経過措置)	現
Na	同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句はて加入者期間が十五年以上であるものに対する共済法第二前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新加者に対する退職共済年金等に関する経過措置)	行

(削除)	(略)	項第七十七条第二
	(略)	上である者 上である者
	(略)	以 私立学校教職員共済組 合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年改正法 「昭和三十六年改正法 「昭和三十六年改正法 「昭和三十六年改正法 「昭和三十六年改正法 入者」という。)附則第十
三第三号	(略)	項 第 第 日 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
組合員期間等が二十五	(略)	じ。)が二十五年以上 相合員期間等が二十五 年以上 上である者 上である者
特定更新加入者	(略)	特定更新加入者
	三第三号 年以上	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

0 る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行日) 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図

(第二十三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ・当に充てるため、当該各年度について除具第二条の二前段の規定	り増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。
- 年 度 場	税制の抜本的な改革を行うための相当する費用の財源については、相当する費用の財源については、
第二条の五 国は、特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度であ(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置) 附 則	第二条の五 特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一(基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源) 附 則
十四年法律第 号)(案中修正前)による改正後)(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二規	改正案

0 源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日(一部同法 の施行日及び公布日から二年以内の政令で定める日)施行) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号) 抄 (社会保障の安定財

(傍線の部分は改正部分)

(第二十四条関係)

第十八条 社会保障協定の効力発生の日(二以上の相手国期間を有する なる特例)(発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関す)	第十条 削除	という。)としない。 (国民年金の任意加入被保険者の特例) という。)としない。	改正案
第十八条 社会保障協定の効力発生の日(二以上の相手国期間を有するる特例) (発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関す	年金の被保険者期間とみなす。 の適用については、当該相手国期間のうち政令で定めるものは、国民第十条 相手国期間を有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定(国民年金の任意脱退に関する特例)	期間」という。)としない。 「国民年金の任意加入被保険者の特例) 「国民年金の任意加入被保険者の特例) 「国民年金の任意加入被保険者の特例)	

う。 年を経過した」と、 る日」と、 第二十八条の規定の適用については、 社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。 者にあっては、 老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」 給権を取得した」と、 により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに対する国民年金法 た日から起算して五年を経過した日 る」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過す)において、六十五歳を超える者であって第十一条第一項の規定 -歳に達っ う 「六十五歳に達した」とあるのは それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該 する日 لح 同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは 「六十六歳に達した」とあるのは とあるのは 七十歳に達した日」 (次号において 老齢基礎年金の受給権を取 同条第一項中「六十六歳に達す とあるのは 「当該老齢基礎年金の受 以下 「五年を経過した 「発効日」とい 「起算して一 「五年を経過 得 لح

2 略

た日」

とする。

. 発効日前 の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例

第二十条 年金制 効日前に 国期間 礎年金を支給する。 下この項において同じ。 二号に掲げる規定の施行の日前にある場合にあっては、 ずれかに該当したときは、 部 を改 度 に死亡した場合であって、 及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、 \mathcal{O} 国民年金の被保険者又は被保険者であった者であって、 財 正 する法律 政基盤及び最低保障機能の強化等のための ただし、 (平成 又は子に、 その者 その者の 一十四年法 当該死亡した日において次の各号の (第一号から第三号までのいずれ 国民年金法第三十七条の遺族基 配偶者 (当該死亡した日が公的 号) 妻に限る。 国民年金法等 附則第 相手 条第 以 発

> する。 う。 る日」と、 年を経過した」と、 給権を取得した」と、 第二十八条の規定の適用については、 社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。 者にあっては、 老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」 る」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過す により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに対する国民年金法)において、六十五歳を超える者であって第十一条第一 「六十五歳に達した」とあるのは それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該 同条第二項中 「六十六歳に達した」とあるのは 「六十六歳に達した」 同条第一 「当該老齢基礎年金の受 項中 以 下 「六十六歳に達す 「発効日」 とあるのは 「起算して一 項の規定 とい

2

略

第二十条 効日前に死亡した場合であって、 さない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から発効日までの 項及び第二十 十七条ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二 までのいずれかに該当する者に限る。 七条の遺族基礎年金を支給する。 11 国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するもの 、発効日前 ずれかに該当したときは、 国民年金の被保険者又は被保険者であった者であって、 の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例 条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満た その ただし、 者の妻又は子に、 当該死亡した日において次の各号の)が第十三条第 その者 (第 国民年金法第三十 一号から第三号 項、 同法第三 相 発 丰

書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十 て国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を は当該配偶者若しくは子が当該死亡した日から発効日までの間におい かに該当する者に限る。)が第十三条第一項、 条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又 同法第三十七条ただし

(略) 参酌して政令で定める事由に該当した場合については、

この限りでな

2 5 規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。 同法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の 第十一条第一項、国民年金法第三十七条第三号及び第四号並びに (略

第三十七条 (略)

(発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例

<u>\</u>
\(\leq \) (略)

則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規 定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。 第二十七条、厚生年金保険法第五十八条第 項第四号及び同法附

2 5 10

(略)

限りでない。 滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この 間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消

(略)

兀 して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。 九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を参酌 第十一条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び同法附則第

2 5 略

〈発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例

第三十七条 (略)

(略)

兀

2 5 10 四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参 酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。 第二十七条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び同法附則第十 略

0 健康保険法(大正十一年法律第七十号) 抄 (公布日から二年以内の政令で定める日 (一部平成二十八年十月一日) 施行)

(傍線の部分は改正部分)

(第二十五条関係)

(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	現 行

の厚生労働省令で定める者であること。 る高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他ニ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定す

2~6 (略)

7 この法律において 後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りではない。 を維持するもの 姻関係と同様の事情にある者を含む。 子、 て同じ。 被保険者 孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計 (日雇特例被保険者であった者を含む。 の直系尊属、 「被扶養者」とは、 配偶者(届出をしていないが、事実上婚 以下この項において同じ。 次に掲げる者をいう。 以下この項にお ただし

二~四 (略)

8~10 (略)

(定時決定)

第四十一条保険者等は、 数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。 があるときは、 るものとし、 所において同日前三月間 の二第一項及び第四十三条の三第一項において同じ。)未満である月 省令で定める者にあ かつ、 その月を除く。 つては、 報酬支払の基礎となった日数が十七日 被保険者が毎年七月一日現に使用される事業 (その事業所で継続して使用された期間に限 +)に受けた報酬の総額をその期間の月 日。 第四十三条第 項、 第四十三条

2~6 (略)

、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維め関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)の直系尊属、配偶者(届出をしていないが、事実上婚っ、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りではない。 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし

二~四 (略)

持するもの

8 5 10

(略)

(定時決定)

月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の所において同日前三月間(その事業所で継続して使用された期間に限第四十一条 保険者等は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業

3

適用しない。

適用しない。

。

立定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限りの規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額をを取得した者及び第四十三条、第四十三条の二又は第四十三条の三年の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格

育児休業等を終了した際の改定

第四十三条の二 産前 児休業等を終了した日 規定にかかわらず、 令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、 場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省 休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保険者が、 度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児 第一号に規定する育児休業、 を行う労働者の福祉に関する法律 をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、 日 れた期間に限るものとし、 育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用さ 分に限る。 る制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 、 う。 定する。 未満である月があるときは、 産後休業を開始している被保険者は)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する ただ の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制 保険者等は、 育児休業等終了日 育児休業等終 (以下この条において「育児休業等終了日」 か つ、 同法第二十三条第二項の育児休業に関す 育児休業、 その月を除く。 報酬支払の基礎となった日数が十七 7 (平成三年法律第七十六号) 日 の翌日が属する月以降三月間 \mathcal{O} 翌日に次条第 介護休業等育児又は家族介護 この限りでない。 に受けた報酬 (第二号に係る部 標準報酬 第四十一条の 項 規 定する 当該育 第二条 の総額 月額 لح

2 (略)

3 ら九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、 を取得した者及び第四十三条又は第四十三条の二の規定により七月 れるべき被保険者については、 第一 項 の規定は、 六月一 日から七月一 その年に限り適用しない。 日までの間に被保険 又は 者 \mathcal{O} 資格 か

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働 児休業等を終了した日 度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児 第一号に規定する育児休業、 改定する。 をその期間 日未満である月があるときは、 育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用さ 規定にかかわらず、 令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、 いう。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する 休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保険者が、 分に限る。 る制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 を行う労働者の福祉に関する法律 れた期間に限るものとし、)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制 \mathcal{O} 月数で除して得た額を報酬月額として、 保険者等は、 育児休業等終了日の翌日が属する月以降三月間 (以下この条において「育児休業等終了日」 かつ、 同法第二十三条第二項の育児休業に関 育児休業、 その月を除く。 報酬支払の基礎となった日数が (平成三年法律第七十六号) 第二条 介護休業等育児又は家族介護 に受けた報酬 (第二号に係る部 標準報酬月額 第四十一条の 当該育 十七 総額 لح

(略

産前産後休業を終了した際 の改定)

第四 産 十三条の三 \mathcal{O} う予定日後であるときは、 保険者等は 出産の予定日) 産前産後休業 以前四· 出 産 \mathcal{O} 十 日 日 (出産 (多胎) \mathcal{O} 日が 妊 出 (新設)

場合においては、 て労務に服さないこと 九十八日)から出産の日後五十六日までの間にお (妊娠又は出産に関する事由を理由として労

者が、 務に服さな 当該産前産後休業を終了した日(以下この条において い場合に限る。 をいう。 以下同じ。 を終了した被保険 「産前 産

する場合において、 後休業終了日」 という。 その使用される事業所の事業主を経由して厚生労 において当該産前産後休業に係る子を養育

条の規定にかかわらず、 働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、 産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三 第四十

月間 て使用された期間に限るものとし、 (産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所 かつ、 報酬支払の基礎となった日 で継 続し

酬 酬 数が十七日未満である月があるときは、 月額を改定する。ただし、 の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として 産前産後休業終了日の翌日に育児休業等 その月を除く。 に受けた報 標準報

2 を開始している被保険者は、 前 項の規定によって改定された標準報酬月額 この限りでない。 は 産 前 産

日 八月 \mathcal{O})翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年 (当該翌月が七月から十二月までの いずれか \mathcal{O} 月である場合は 後休業終了

(報酬月額の算定の特例)

翌年の八月)

までの各月の標準報酬月額とする。

第四十四条 保険者等は、 被保険者の報酬月額が、 第四十一条第一

項、

2

略

(報酬月額の算定の特例)

第四十四条 保険者等は、 被保険者の報酬月額が、 第四十一条第

項

きは、 前条第 第四 四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項若しくは によって算定することが困難であるとき、 十二条第 これらの規定にかかわらず、 一項の規定によって算定した額が著しく不当であると認めると 項 第四 十三条の二第 その算定する額を当該被保険者の 一項若しくは前条第 又は第四十一条第一 一項の規定 項、 第

2 (略)

報酬月額とする。

3 報酬 四十二条第一項、 算定する場合においては、 前条第一 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者につい 月額とする。 項又は第一 第四十三条第一項、 項の規定によって算定した額の合算額をその者 各事業所について、 第四十三条の二第 第四十一条第一項、 て報酬 一項若しくは 月額 \mathcal{O} 第 を

(保険料の徴収の特例)

第百五十八条 当しなくなったときは、 同項各号のいずれかに該当するに至った月に同項各号のいずれかに該 るに至った場合はその翌月以降、 第百十八条第一項各号のいずれかに該当するに至った場合はその月以 以下この条、 った月の前 被保険者がその資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当す 月までの期間 次条及び第百五十九条の三において同じ。 前月から引き続き被保険者 この限りでない。 保険料を徴収しない。 同項各号のいずれかに該当しなくな (任意継続被保険者を除く。 ただし、)である者が 被保険者が

主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたとき定の適用を受けている被保険者を除く。)が使用される事業所の事業第百五十九条。育児休業等をしている被保険者(第百五十九条の三の規

額を当該被保険者の報酬月額とする。当であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、その算定する三条第一項若しくは前条第一項の規定によって算定した額が著しく不困難であるとき、又は第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十第四十二条第一項若しくは前条第一項の規定によって算定することが

2 (略)

規定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは前条第一項又は第一項の算定する場合においては、各事業所について、第四十一条第一項、第3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を

(保険料の徴収の特例)

第百五十八条 は、 に該当するに至った月に同項各号のいずれかに該当しなくなったとき 期間、 号のいずれかに該当するに至った場合はその月以降、 の翌月以降、 資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当するに至った場合はそ 以下この条及び次条において同じ。)である者が第百十八条第一項各 この限りでない。 保険料を徴収しない。 同項各号のいずれかに該当しなくなった月の 前月から引き続き被保険者(任意継続被保険者を除 ただし、 被保険者が同項各号の 被保険者がその 前月までの ずれ カン

きは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたと第百五十九条。育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事

保険料を徴収しない。 了する日の翌日が属する月の前月までの期間, は、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終 当該被保険者に関する

第百五十九条の三 産前 産後休業をしている被保険者が使用される事業

所の事業主が、 厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出を

産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間 当該被保

たときは、

その産前

産後休業を開始した日の属する月からその産前

険者に関する保険料を徴収しない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 (略) (略)

五. 第四十一条第一 項、 第四十二条第一 項、 第四十三条第一項、 第四

月額の決定又は改定(第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項の規定による標準報酬 一項の規定による申出の受理を含み、 第四十四条第一項の規定によ

り算定する額を報酬月額として決定又は改定

する場合を含む。)

十二 第百五十九条及び第百五十九条の三の規定による申出の受理

十三~二十一

2 \(\) (略)

、機構への事務の委託

第二百五条の二 (略)

> る保険料を徴収しない。 終了する日の翌日が属する月の前月までの期間 当該被保険者に関す

(新設)

、機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 (略)

(略)

五. 項の規定による申出の受理を含み、第四十四条第一項の規定により 四十三条の二第一項の規定による標準報酬月額の決定又は改定 第四十一条第一項、 第四十二条第一項、 第四十三条第一項及び第 同

算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

六~十一

十二 第百五十九条の規定による申出の受理

十三~二十一 (略)

 $\frac{2}{4}$

(機構 への事務の委託

第二百五条の二 (略)

__ 匹 (略

五. 厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、 より機構が行う収納、第百八十条第一項の規定による督促その他の 条の三及び第百七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務 九号及び第十一号に掲げる事務を除く。) に掲げる権限を行使する事務並びに第二百四条の六第一項の規定に 二百四条第一項第十二号、 第百五十五条第一項、 第百五十八条、 第十三号及び第十五号から第十七号まで 第百五十九条、 第七号、 第百五十九 (第 第

六~十三

2 (略)

附 則

(健康保険組合の財政調整

第二条 (略)

2 6 (略)

7 九十三条の規定は、 第百六十二条、 第百五十八条、 第百六十四条、 第百五十九条、 第三項の規定による調整保険料について準用する 第百六十五条、 第百五十九条の三、第百六十一条、 第百六十七条及び第百

8 9 略

(国庫補助の特例)

第五条の二 (略)

第五条の三 第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項 平 成 一十八年度以後、 当分の間、 第百五十三条第 項中

> — 匹 (略)

Ŧī.

一号、 掲げる事務を除く。) 二条の規定による保険料の徴収に係る事務 る権限を行使する事務並びに次号、 する事務並びに第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納 第百八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定め 第百五十五条第一項、 第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使 第百五十八条、 第七号、 第百五十九条及び第百七十 (第二百四条第一項第十 第九号及び第十 一号に

六~十三 (略

2 略

附 則

、健康保険組合の 財 ()政調整

第二条 略

2 6 (略)

7 六十四条、 第三項の規定による調整保険料について準用する。 第百五十八条、 第百六十五条、 第百五十九条、第百六十一条、第百六十二条、 第百六十七条及び第百九十三条の規定は、 第百

8 9 略

(国庫補助の特例)

第五条の二

(略

(新設)

第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。)」とする。
第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。」と、第百五十四条第一項中「費用のではに関する法律第三十四条第一項第一号に掲げる額のででは、対する同法第三十四条第一項第一号と掲げる額のででは、対する同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額のでででである。以下この条及び次条において同じ。)」とする。

0 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) 抄 (公布日から二年以内の政令で定める日 (一部平成二十八年十月一日)

(傍線の部分は改正部分)

施

行

(第二十六条関係)

二〜四 (略) ご〜四 (略)	、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	の項において同じ。)の直系尊属、配偶者(婚姻の届出をしていなー 被保険者(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下こ	、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。	9 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし	2~8 (略)	第二条 (略)	改正案
二~四 (略) 持するもの	、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	の項において同じ。)の直系尊属、配偶者(婚姻の届出をしていな一一被保険者(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下こ	、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。	9 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし	2~8 (略)	第二条 (略)	現行

(育児休業等を終了した際の改定)

第十九条

(育児休業等を終了した際の改定)

関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項

(第二号に係

)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関す

国家公務員の育児休業等に関

行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第

厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を

号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に

る制度に準じて講ずる措置による休業、

る部分に限る。

る制度に準じて講ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等にす行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児休業若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業にの考別を第十九条 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を

月 月額に該当しない場合においては、 出をしたときは、 係る三歳に満たない子を養育する場合において、 被保険者が、 項の規定による育児休業 務員の育児休業等に関する法律 項 する法律 からその標準 いて報酬月額を算定 有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣 に において準用する場合を含む。 次条第 お 限りでない の翌月 いて「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に (育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、 (平成三年法律第百九号) 項 報酬 当該育児休業等を終了した日 に規 月額 前条の規定によるほか、 定する産前産後休業を開始している被保険者 を改定する。 従前の報酬月額に基づき定められた標準 。 以 下 「育児休業等」という。 (平成三年法律第百十号))の規定による育児休業又は地方公 育児休業等終了日の翌日の 第三条第 ただし、 育児休業等終了日の (以下この項及び第二十条 育児休業等終了 項 その使用される舶 (同法第二十七条 を終了した 第二条第 その月) 日 の属する 日にお は \mathcal{O} 翌日 報酬 に 申 所

略

2

産 前 産 後休業を終了した際 \mathcal{O})改定)

第十九 項又 翌日において報酬月額を算定 及び次条にお 有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより を終了した被保険者が をしたときは、 産 条の は 後休業に 第一 項 係る子を養育する場合にお 厚生労働大臣は、 \mathcal{O} 規 7 第十八 定 「産前産後休業終了日」 より 当該産前産後休業を終了した日 条の規定によるほ 職 務に 産前 服さな 従前の報酬 産後休業 1 いことを という。 7 か 月額 (船員法第八十七条第 その 産 に基づき定められた 前 1 /厚生労働大臣に申 う。 使 産 にお 後休業終 用される船 以下 (以下この て当 同 T 該 日 舶 産 条 所

> らその る法律 者を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣 項の規定による育児休業 項におい 額に該当しない をしたときは、 三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される船舶 被保険者が、 務員の育児休業等に関する法律 いて「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る 翌月 て報酬月額を算定 標準 (育児休業等終了日の翌日が月の (平成三年法律第百九号) て準用する場合を含む。 報酬 当該育児休業等を終了した日(以下この項及び次条にお 場合におい 前条の規定によるほか、 月額 を改定する 従前の報酬月額に基づき定めら (以 下 、ては、 「育児休業等」という。 (平成三年法律第百十号))の規定による育児休業又は地方公 第三条第一 育児休業等終了日の 育児休業等終了日の 初日の場合には、 項 (同法第二十七条第 翌日の ñ 第二条第 その た標準 を終了した 翌日 属する月 月 に申 にお 酬 所有 カン 出 月

2 略

 \mathcal{O}

1

(新設)

ない。 標準 業終了日 日 は、 報酬 その月) 属する月 の翌日に育児休業等を開始している被保険者は 月額に該当しな からその標準報酬月額を改定する。 \mathcal{O} 翌月 (産前 い場合にお 産後休業終 いては 了日 \mathcal{O} 翌日 産 前 ただし、 が 産後休業終了 月 \mathcal{O} 初 産前 この限りで 日 \mathcal{O} 産後休 場 日 合に 0 翌

2 険者に が \mathcal{O} なくなった場合にお き報酬 月の初日の場合には、 他 厚生労働大臣 \mathcal{O} 勤務条件 っつい が従前 ては は、 の報酬月額に基づき定められた標準報酬 に変更があ 第十八 前項の規定により ľ ては その月) 条の規定によるほ たことにより当該 変更があ からその標準報酬 /標準 った月の 報 か 膕 翌月 月額 被保険者 被保険者 月額を改定する。 が改定された被保 (変更 月額に該当し に支払わ \mathcal{O} が 勤務時間 あ った日 れる 間そ

(報酬月額の算定)

第

略

額の三十倍に相当する額変更があった日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に翌日、産前産後休業終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に月、過その他一定期間によって報酬が定められる場合。被保険者

得した日、 報酬を受ける者の報酬の額を平均した額 に現に使用される船舶において同様の労務に従事 日又は時間によって報酬 勤務時間その他の勤務条件に変更があった日の属する月前 た場合においては、 育児休業等終了日の翌日、 その が定められる場合 日の 属する月に受けた報酬 産前産後休業終了日の (被保険者の報酬 被保険者 か つ、 \mathcal{O} の資格を取 額 に増 翌日又 同 月間 様 減 が \mathcal{O}

三 前二号の規定により算定することが困難である場合(第五号に掲

三

前二号の規定により算定することが困難である場合

(第五号に掲

(報酬月額の算定)

(略)

の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日の現在の報酬の資格を取得した日、報酬に増減があった日、育児休業等終了日の月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合 被保険者

平均した額 に変更があった日の属する月前 得した日、 日 て同様の労務に従事し、 日又は時間によって報酬が定められる場合 \mathcal{O} 属する月に受けた報酬の 育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件 (被保険者の報酬に増減があった場合においては、 か つ、 額 同様の報酬を受ける者の 一月間に現に使用される船舶にお 被保険者の資格を取 報酬の その

舶で、 報酬 あった日、 げる場合を除く。 は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日前 の額 同様の労務に従事し、 育児休業等終了日の翌日 被保険者の資格を取得した日、 かつ、 同様の報酬を受ける者が受けた 産前 産後休業終 一月間に同 報酬 了日 に増減 \mathcal{O} 2翌日 又に増減が 様の船

兀

「 六

略

2 略

、保険料の徴収の特例

第百十八条 属する月の前月までの期間 等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の 定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、その育児休業 ている被保険者を除く。 育児休業等をしている被保険者(次条の規定の適用を受け)を使用する船舶所有者が、 当該被保険者に関する保険料を徴収しな 厚生労働省令で

者が、 厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をした 条の二 産前 産後休業をして いる被保険者を使用 する船が 舶 所 有

ときは、 休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間 その産前産後休業を開始した日の属する月からその 当該被保険者 産前 産後

に関する保険料を徴収しない

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第百五十三条 略

(略

第十七条から第十九条の二までの規定による標準報酬月額の決定

かつ、 に変更があった日前 あった日、 げる場合を除く。 同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額 育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その 月間に同様の船舶で、 被保険者の資格を取得した日、 同様の労務に従事し、 他の 報酬に増減が 勤務条件

兀 略

2 略

(保険料の徴収の特例

第百十八条 険料を徴収しない。 する日の翌日の属する月の前月までの期間 厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了 育児休業等をしている被保険者を使用する船舶所有者が、 当該被保険者に関する保

(新設)

第百五十三条 略

、機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

(略

第十七条から第十九条までの規定による標準報酬月額の決定又は

額として決定又は改定する場合を含む。) 出の受理を含み、 又は改定 (第十九条第一項及び第十九条の二第 第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月 一項の規定による申

三~六 (略)

第百十八条及び第百十八条の二の規定による申出の受理

2 { 4 (略)

八~十五

(略)

(機構への事務の委託)

第百五十三条の八 (略)

略

几 規定により機構が行う収納、 その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、 号までに掲げる権限を行使する事務及び第百五十三条の六第一項の る保険料の徴収に係る事務 条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定によ 六号及び第八号に掲げる事務を除く。) 第百十四条第一項、第百十八条、 (第百五十三条第一項第七号から第十一 第百三十二条第一項の規定による督促 第百十八条の二及び第百三十一 第

五. { } +

2

(略)

改定 の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を (同条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十条第二項

含む。)

三~六 (略)

七 第百十八条の規定による申出の受理

八~十五 (略)

2 \ \ 4 (略)

、機構への事務の委託

<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u> (略) 第百五十三条の八

(略

兀 省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第六号及び第八号に 行う収納、第百三十二条第一項の規定による督促その他の厚生労働 限を行使する事務及び第百五十三条の六第一項の規定により機構が 掲げる事務を除く。) 係る事務(第百五十三条第一項第七号から第十一号までに掲げる権 二項において準用する場合を含む。)の規定による保険料の徴収に 第百十四条第一項、第百十八条及び第百三十一条第一項 (同条第

五. { } + (略)

2

(略

- 151 -

0 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 抄 (平成二十八年十月一日施行)

(傍線の部分は改正部分)

(第二十七条関係)

改正案	現
附則	附則
(平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保	(平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保
険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例)	険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例)
第十三条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用	第十三条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用
者保険等保険者(国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者	者保険等保険者(国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者
保険等保険者をいう。以下同じ。)に係る第三十三条第一項の概算前	保険等保険者をいう。以下同じ。)に係る第三十三条第一項の概算前
期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一	期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一
号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額	号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額
から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合	から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合
計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。)とする。	計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。)とする。
一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第	一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第
一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定	一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定
される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等	される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等

込数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率

保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見

次号において「前期高齢者加入見込率」という。)を乗じて得た額

(以下「調整対象給付費見込額等」という。)

調整対象給付費見込額等」という。)

(略)

との合計額(第三号及び附則第十三条の四第一項第一号において

次号において「前期高齢者加入見込率」という。

を乗じて得た額

込数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見

との合計額

略

次号において同じ。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)概算加入者調整率(第三十四条第三項の概算加入者調整率をいう。保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額(当該被用者

 \equiv

調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額

(当該被用者

四 (略)

零を下回る場合には、零とする。)とする。 電を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額(当該合計額がは、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額から第二号に掲げる額をでの表第二十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額第十三条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用

「調整対象給付費額等」という。) を乗じて得た額との合計額(以下る病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者ごとに算定される率(次号において上で、一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定され一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定され一当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第

(略)

いて同じ。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。) 者調整率(第三十五条第三項の確定加入者調整率をいう。次号にお等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額(当該被用者保険

一項第一号において同じ。)を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第次号において同じ。)を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第概算加入者調整率(第三十四条第三項の概算加入者調整率をいう。保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における

四 (略)

零を下回る場合には、零とする。)とする。 電影合計額が額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額(当該合計額がに、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額第十三条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用

等」という。) 等」という。) 等」という。) を乗じて得た額との合計額(第三号及び附則第十三条の五第一項第一号において「調整対象給付費額、前期高齢者加入率」という。) を乗じて得た額との合計額(第三基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(次号において基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(次号において基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(次号において当該を上てである加入者の数の割合を基礎として被用者保険等保険者に係る第三十五条第一当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第

一(略)

いて同じ。)を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第一者調整率(第三十五条第三項の確定加入者調整率をいう。次号にお等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額(当該被用者保険三

略

(平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢

第十三条の六 者交付金の額の算定の特例 平成二十八年度以後の各年度の被用者 保険等保険者に係

げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除 る第三十三条第 十四条第一 項の規定にかかわらず 項の概算前期高齢者交付・ 第 号に掲げる額から第三号に掲 金の額 は 当分の 間 第三

調整対象給付費見込額等

とする。

した額との合計額

(当該合計額が零を下回る場合には、

零とする。

支援金の概算額」という。 び附則第十三条の八において 正後前期高齢者加入見込率」という。 該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロ \mathcal{O} して被用者保険等保険者ごとに算定される率(第三項において に掲げる数との合計 五第 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四 に対するハ 項の規定により算定した概算後期高齢者支援金の額 に掲げる数と二に掲げる数との合計の割合を基礎と (同項において 「前期高齢者に係る補正後後期高齢者 「補正後加入者見込数」 を乗じて得た額 (第四号及 という に、 補 当 条

(1) 健康保険法

健康保険法の規定による被保険者

その同法に規定する標準

の当該各年度の

合計 十万千

額

以下同じ。

である者を除く。

の見込数

それぞれ次に定

報酬月額と、

を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が

同法に規定する標準賞与額

加入者

(特定加入者(次に掲げる区分に応じ、

(新設

兀 (略)

号において同じ。

- 154 -

- 円に満たない者及びその被扶養者

- 四に満たない者及びその被扶養者 を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額を当該各年度の合計額を当該各年度の規定による被保険者。その同法に規定する標準
- (4) (3) 当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額と た額との合計額が、 の合計額が、 \mathcal{O} に規定する標準報酬 法に規定する給料の月額と、 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 十万千円に満たない者及びその被扶養者 十万千円に満たない者及びその被扶養者 の月額と、 同法に規定する期末手当等 同法に規定する標準期末手当等 その同法 その同 が額 \mathcal{O}
- の被扶養者 の被扶養者 が除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びそする標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月

(6)

口

る割合を乗じて得た数る者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定め

- 込数 | 一前期高齢者である加入者(特定加入者である者を除く。)の見
- の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額二 前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の見込数に
- 四 前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係る概三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額

得た額をいう。附則第十三条の八において同じ。)
正後後期高齢者支援金の概算額に補正後概算加入者調整率を乗じて
正後後期高齢者支援金の概算額に補正後概算加入者調整率を乗じて
整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る概算調
四 前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係る概算調

- 個省令で定めるところにより算定した月数とする。 園保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合とは基づく共済 担合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済制度の加入者 又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定 又は国民健康保険法的規定による私立学校教職員共済制度の加入者 のる国民健康保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済 として、それぞれ厚生労 める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労 める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労 ある国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労 という。
- て被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。 高齢者加入見込率(その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に高齢者加入見込率(その率が第三十四条第四項に規定する下限割合にところにより、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の見込料の項第四号の補正後概算加入者調整率は、厚生労働省令で定める

3

(新設)

第十三条の七 とする。 した額との合計額 げる額を控除 五条第一項の規定にかかわらず、 一十三条第一 した額と第 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係 項 (当該合計額が零を下回る場合には、 \mathcal{O} 確 定前期高齢者交付 一号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除 第一号に掲げる額から第三号に掲 金の 額 は 当分の 零とする。 間 第三

調整対象給付費額等

期高齢者加入率」 被用者保険等保険者ごとに算定される率 定額」という。 三条の九において 該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロ の六第一項の規定により算定した確定後期高齢者支援金の額に、 に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として に掲げる数との合計 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則 という。 |前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の (同項において を乗じて得た額 「補正後加入者数」という。 (次項にお (第四号及び いて 「補正後前 附則 第 十四四 第十 当 条

イ 加入者 (特定加入者である者を除く。

口 合を乗じて得た数 数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割 特定加入者である者の数に、 各年度ごとに特定加入者である者

度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の 況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数 前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数に各年 前期高齢者である加入者 (特定加入者である者を除く。 額 の状 (T) 数

四三 調整対象給付費額等に係る確認 定調整対象基準額

前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調

保険者ごとに算定される率とする。 ころにより 対する前期高齢者である加入者の総数の割合を補正後前期高齢者加入 当該下限割合とする。 得た額をいう。 整対象基準額 正 前項第四号の補正後確定加入者調整率は、 (その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たな 後後期高齢者支援金の 当該各年度における全ての保険者に係る加入者の (当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る補 附則第十三条の九において同じ。 で除して得た率を基礎として被用者保険等 確定額に補正後確定加入者調整率を乗じて 厚生労働省令で定めると いときは 総数に

2

者納付金の額の算定の特例)(平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢)

第十三条の八 には は、 額等に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除 る第三十八条第一 る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金 て得た額と、 概算額を控除して得た額との 当分の間 零とする。 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係 前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係 同条第二項の規定にかかわらず、) とする。 項第一 号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額 合計額 (当該合計額が零を下回る場合 調整対象給付費見込

と、前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調る第三十九条第一項第一号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当額第十三条の九 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係

(新設)

(新設

とする。)とする。を控除して得た額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零整対象基準額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

2・3 (略) 第十三条の十 (略)

(市町村の特別会計への繰入れ等の特例)

第十三条の十一 (略)

者支援金の額の算定の特例)(平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢)

第十四条の五 概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後 正 加入者見込数の総数で除して得た額に、 る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、 により算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補 一十条第 後加入者見込数及び同条第二項に規定する概算後期高齢者支援金調 項の規定にかかわらず、 平成二 一十八年度以後の各年度の被用者保険等保険 被用者保険等保険者に係る補 厚生労働省令で定めるところ 当分の間 者 第百 正前 に係

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第十三条の六(略)

2 · 3 (略)

第十三条の七 (略)

(市町村の特別会計

への繰入れ等の特例

(新設)

じて得た額とする。年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数を乗除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各

乗じて得た額とする。 後加入者数及び同条第二項に規定する確定後期高齢者支援金調整率を 後加入者数の総数で除して得た額に、 前 より算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補 る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、 一十一条第 確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正 |条の六 項の規定にかかわらず、 平成二十 (年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係 厚生労働省令で定めるところに 被用者保険等保険者に係る補 当分の間、 第百

(新設)

君保険等保険者に係る加入者の総数を乗じて得た額とする。 は、当該各年度における全ての後期の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対の域用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額

0 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 抄 (平成二十八年十月一日施行)

(第二十八条関係)

(傍線の部分は改正部分)

	2
2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略)	を「支」というというである。
して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てる。。)については、政令で定めるところにより、支払基金を乗じて得た額(以下「介護予防等事業医療保険納付対護予防等事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費業支援交付金)	登 で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金(会で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金(会で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金(「年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金法(「年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金法(「本で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金(「本活を」という。)が市町村に対して交付する介護給付費交 「で充てる。
支援事業支援交付金をもって政令で定めるところにより、以下「介護予防等事業医療促する費用の額に前条第一項のに関する特別会計において免	野する特別会別に要する特別会別の、社会保険納付対象に要する費用の対して交際を発展を受ける要別の対象を
域支援事業支援交付金をもって充てる、政令で定めるところにより、支払基(以下「介護予防等事業医療保険納付要する費用の額に前条第一項の第二号験に関する特別会計において負担する	正 案 案 正
金 対	超 基 金 位 担 付 基 金) 保 す 音 金 に み 音 音 交 で 者 曹
(地域支援事業支援交付金) (地域支援事業支援交付金) (地域支援事業支援交付金) (地域支援事業支援交付金) (地域支援事業支援交付金)	(介護給付費交付金) 第百二十五条 市町村の 用のうち、介護給付及 月担率を乗じて得た額 という。)については という。)については をいう。)については をがう。)については をがう。)については る介護給付費交付金を る介護給付費交付金を
てる。 でる。 でる。 でる。 でで対して交付する地域支援事業支援交付金を納付対象額」という。)については、政令で定めるところに担率を乗じて得た額(以下この章において「介護予防等事業、介護予防等事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費援事業支援交付金)	現現 現
yる地域支援事業支援交付金をいずにおいて「介護予防等事業の章において「介護予防等事業所の額に前条第一項の第二号被用の額に前条第一項の第二号被用の第二号被	野、介護給付及び予防給付に要する特別会計において負担する費条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用の初二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報、介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険者を法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報を法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報のででは、政令で定めるところにより、社会保険診療報度は、のでは、政令で定めるところにより、社会保険診療報

附則

(被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例)

第十一条 者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額と 労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用 者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額 保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険 康保険法附則第十条第 納付金の額は、 下この条及び次条において同じ。 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者 当分の間、 一項に規定する被用者保険等保険者をいう。 第百五十二条の規定にかかわらず、 に係る第百五十一条第 項の概算 (国民健 被用者 厚生

3 いう。 況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。 被保険者のうち、 に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額 であるもの 第一 項の補工 を除く。 (以下この条及び次条において「特定第二号被保険者」と 正後第二号被保険者見込数は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数 第二号被保険者 当該各号に定める者 (第二号

月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各健康保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬

(新 設) M

附則

者及びその被扶養者年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない

- 者及びその被扶養者 年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各 船員保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬
- 三 額 該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計 定する標準報酬 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 が 十万千円に満たない者及びその被扶養者 の月額と、 同法に規定する標準期 末手当 その同 等 \mathcal{O} 法に規 額 の当
- 一方千円に満たない者及びその被扶養者 度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、 規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年
- た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者 賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得入者 その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加
- 一の合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者 める国民健康保険組合の組合員 その健康保険法に規定する標準報 関定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に 関定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に のの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額と の合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者
- の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法

4

定めるところにより算定した月数とする。健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民教職員共済法の規定による私立学校教職員共済組合の組合員、私立学校

(険者数を乗じて得た額とする。) 第十二条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した。 一直五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十二条。 一覧者数を乗じて得た額とする。

第 (新設)

2 該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者 数で除して得た額に、 医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定 年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業 総数を乗じて得た額とする。 した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総 前 項の被用者保険等保険者に係る補 厚生労働省令で定めるところにより算定した当 正 前 確 定 納 付 金 一総額は、 当 ī該各 \mathcal{O}

して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。
ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案被保険者を除く。)の数と特定第二号被保険者である者の数に各年度第一項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者(特定第二号

3

0 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法

抄 (平成二十八年十月一日施行)

(第二十九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(新設) 附 則	に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労務九条 平成二十八年度以後の各年度の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例) (被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例) に係る補正後第二項の概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者(国民健康第九条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者(国民健康第九条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者(国民健康第九条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者(国民健康第九条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者(国民健康第九条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者(国民健康第九条 平成1000年) (1000年)
2~4 (略) 2~4 (略) 2~4 (略)	2~4 (略) 2~4 (略) 2~4 (略)
現	改正案

る。

「保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とす」
保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とす

- 2 前項の被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全てのの被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各得た額とする。
- 3 況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。 であるもの 被保険者のうち、 に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額 1 う。 第一 項の補正後第二号被保険者見込数は、 を除く。 (以下この条及び次条において「特定第二号被保険者」 次の各号に掲げる区分に応じ、 の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数 第二号被保険者 当該各号に定める者 (第 \mathcal{O} 一号 لح 状
- 者及びその被扶養者 年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の合計額定による被保険者 その同法に規定する標準報酬
- 者及びその被扶養者 年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各
- 定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規

額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計

十万千円に満たない者及びその被扶養者度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年四 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に

一方 国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定一方 国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定

4 合員、 定めるところにより算定した月数とする。 健康保険組織 健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民 教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民 \mathcal{O} 規定による被保険者、 項の加入月数は、 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、 合の組合員であった期間として、 健康保険法の規定による被保険者で 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組 それぞれ厚生労働省令で 船員保険法 私立学校

五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十三第十条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百

(新設)

| 検者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。 | 中度における全ての市町村の医療保険納付対象額の総額を厚生労働省年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の総額を厚生労働省が定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険 | 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各

0 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号) 抄 (公布日施行)

(傍線の部分は改正部分)

(附則第五十七条関係)

措置を講ずることを目的とする。	額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。鉄八幡共済組合」という。)からの年金受給者等のために、その年金
う。)からの年金受給者等のために、その年金額の改定その他特別の財団法人日本製鉄八幡共済組合(以下「日本製鉄八幡共済組合」とい	製鉄八幡共済組合という名称で設立された法人をいい、以下「日本製財団法人日本製鉄八幡共済組合(昭和十八年十月一日に財団法人日本
の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び給の事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法	の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び給の事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法
」という。)及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会(以下「共済協会	」という。) 及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会(以下「共済協会
組合連合会(以下「連合会」という。)をして旧陸軍共済組合、旧海十八号。以下「共済組合法」という。)の規定による国家公務員共済	組合連合会(以下「連合会」という。)をして旧陸軍共済組合、旧海十八号。以下「共済組合法」という。)の規定による国家公務員共済
第一条 この法律は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二(目的)	第一条 この法律は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二(目的)
現	改正案

0 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 抄 (平成二十八年十月一日施行)

(附則第五十九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

現	(新 設) 附 則	
		現

0 児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) 抄 、公布日から二年以内の政令で定める日施行

(附則第六十一条関係

出 金 \mathcal{O} 額 改 īF. 案 現 行

(傍線の部分は改正部分)

第二十一条 る法律 ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 含む。)に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関す 児休業等に関する法律 年法律第百八号)第三条第一項に規定する育児休業、 講ずる措置による休業、 育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準 掲げる額 家公務員共済組合法第四十二条第十 は厚生年金保険法第二 第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法 祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する 又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に 百九十九号) の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて (平成三年法律第百十号) 拠出 (育児休業、 (第七号に係る部分に限る。 金の額 一十三条の三 は、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 (平成三年法律第百九号) 第三条第一項 国会職員の育児休業等に関する法律 次の 表の上欄に掲げる法律に基づく保 第一 第 一項に規定する産前産後休業 一条第 項に規定する産前 (第二号に係る部分に限る。 項に規定する育児休業又 において準用する場合を (昭和二十六年法律第二 国家公務員の育 産後休業 (平成三 (同法 険料 \mathcal{O} 地 玉 福

後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十

方公務員等共済組

合法第百十四条の一

第

項第五号に規定する産前

産

一項に規定する

拠 出 金の 額

第二十一条 係るものを除く。 律 児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項 ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 掲げる額 \mathcal{O} いる被用者について、 含む。)に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法 百九十九号) 第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法 年法律第百八号)第三条第一項に規定する育児休業、 講ずる措置による休業、 育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準 祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する 又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて 上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、 (平成三年法律第百十号) 若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、 (育児休業、 拠出 (第七号に係る部分に限る。 金の額は、 以下この条において「賦課標準」という。)に拠出 当該育児休業又は休業をしたことにより、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 国会職員の育児休業等に関する法律 次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険 第二条第 一項に規定する育児休業をして (第二号に係る部分に限る。 におい (昭和二十六年法律第 て準用する場合を 又は掛金を免除 国家公務員の育 当該被用者に (平成) 下欄に (同法 同表 福 料

産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業	金率を乗じて得た額の総額とする。
又は当該産前産後休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に	
基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しな	
いこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下	
この条において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の	
総額とする。	
(表略)	(表略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)

0 な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号の施行日施行) 国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号) 抄 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的

(傍線の部分は改正部分)

(附則第六十二条関係)

3 ′	2	第はまる項冊	
(略) 3 国民年金法第十一条の規定の例による。	前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については2	は、合算対象期間に算入する。 関民年金の被保険者期間の特例) (国民年金の被保険者期間の特例) は、合算対象期間に算入する。 は、合算対象期間に算入する。	改正案
3 (略)	2 前項の規定により国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入算入する。 第一項の規定を適用する場合にあっては、合算対象期間に、それぞれ	っては、国民年金の被保険者期間に、改正後の国民年金法附則第九条第四条 改正前の国民年金法第十条第一項の規定を適用する場合にあ条第一項の規定による被保険者であった期間並びに二十歳未満であった期間は、改正後の国民年金法第七条第一項の規定による被保険者であった期間並びに二十歳未満であった期間は、改正後の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した期間(同国民年金の被保険者期間の特例)	現行

0 確定拠出年金法 (平成十三年法律第八十八号) 抄 (公布日から二年以内の政令で定める日施行)

(附則第六十四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

夕		及	に	る			合会	第六十	個	
	額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされてい	及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一	により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者	る部分に限る。)、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定	号に規定する第一号被保険者(同法第八十九条第一項(第二号に係	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一	合会に申し出て、何	第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、	(個人型年金加入者)	
	保険料を納付	条の二第一項	険料を納付す)、第九十条	一号被保険者	昭和三十四年	個人型年金加	ける者は、厚	者)	改
	こすることを要	いら第三項が	~ることを要~	第一項又は知	1(同法第八-	-法律第百四-	個人型年金加入者となることができる。	生労働省令		正
	要しないもの	までの規定に	しないものと	第九十条の三	十九条第一項	十一号)第七	ことができる	で定めるとこ		案
	とされてい	よりその一部	されている者	一第一項の規定	(第二号に係	条第一項第一)°	ろにより、連		
AIV	つき同法	法第九·	同法	に限る。	号に規定		合会に申	第六十二条	(個人刑	
	\mathcal{O}	一十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額に	の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同)。) 、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により	定する第一号被保険者(同法第八十九条(第二号に係る部分	《年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第一	し出て、		(個人型年金加入者)	
	保険料を納付することを要しないものとされている者を	項から第三	うすることを	-条第一項又	7被保険者(1	三十四年法	個人型年金加入者となることができる。	次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、		現
	を要しないも	リまでの規定	要しないもの	は第九十条の	同法第八十九	律第百四十一	者となること	労働省令で定		行
	のとされて	によりその	とされてい	三第一項の	条(第二号	号)第七条	こができる。	んめるところ		
	いる者が	一部の短	る者及び	規定によ	に係る対	第一項第		により、		

(略)

(略)

個人型年金加入者は、 次の各号のいずれかに該当するに至った日(

3 2

(略)

(略)

個人型年金加入者は、

月の初日とする。)に、

(略)

国民年金法第八十九条第一項

(第二号に係る部分に限る。) 、第

九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険

に至ったときは、

第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当する

次の各号のいずれかに該当するに至った日(

3 2

当該保険料を納付することを要しないものとされた

個人型年金加入者の資格を喪失する。

月の初日とする。)に、 に至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた 第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当する 個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 分 五. (略)

第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納 国民年金法第八十九条 (第二号に係る部分に限る。)、 第九十条

保険料を納付することを要しないものとされたとき。の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条

4 (略) 七~九 (略)

(個人型年金加入者掛金

第六十八条

(略)

3 (略) についてのみ行うことができる。 しないものとされた月を含む。)についてのみ行うことができる。 又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要 。又は第八十九条第一項 (第一号又は第三号に係る部分に限る 2 前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行わ

を納付することを要しないものとされたとき。一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第

七~九 (略)

4

(略)

(個人型年金加入者掛金)

第六十八条 (略)

2

、子、いものとされた月を含む。)についてのみ行うことができる。は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しなれた月(同法第八十九条(第一号又は第三号に係る部分に限る。)又前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行わ

3 (略)

0 独立行政法人農業者年金基金法 (平成十四年法律第百二十七号) 抄 (公布日から二年以内の政令で定める日施行)

(附則第六十五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(被保険者の資格)

改

正

案

第十一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の被保険者(第十一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の被保険者(

(資格の喪失)

--(略)

の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないも四 国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条

(被保険者の資格)

現

行

第十一条 る者、 年金の被保険者となることができる。 を除く。)であって農業に従事するものは、 額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者 及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の 定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者 六十歳未満の者に限り、 同法第八十九条、 国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号) 同法第七条第一項第二号又は第三号に該当す 第九十条第一 項又は第九十条の三第 基金に申し出て、 の被保険者 項の規

(資格の喪失)

ものとされた月の初日)に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する四号に該当するに至ったときは当該保険料を納付することを要しない至った日(第一号又は第六号に該当するに至ったときはその翌日、第第十三条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに

一~三 (略)

一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとさ四 国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第

いものとされたとき。
定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しなのとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規

五・六 (略)

(未支給給付)

は、自己の名で、その未支給の年金給付の支給を請求することができ がであって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの 関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 又は三親等内の親 姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 又は三親等内の親 は、自己の名で、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚 は、自己の名で、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚 は、自己の名で、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚 は、自己の名で、その未支給の年金給付の支給を請求することができ ができている。

3 2

(略)

未支給の年金を受けるべき者の順位は、

政令で定める。

4

略

(保険料の額の特例)

第四十五条 (略)

2 (略)

又は変更することができない。 を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、
は、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額
て、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないとき
異業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合におい

りその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものれたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によ

五・六 (略)

とされたとき。

(未支給給付)

第 亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものが じくしていたものは、 姻関係と同様の事情にある者を含む。 求することができる。 祖父母又は兄弟姉妹であって、 あるときは、その者の配偶者 一十二条 年金給付に係る受給権者が死亡した場合において、その死 自己の名で、 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚 その者の死亡の当時その者と生計を同 その未支給の年金給付の支給を請 以下同じ。)、子、 父母、 孫、

2 (略)

による。 未支給の年金給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序

4 (略)

(保険料の額の特例)

2 (略)

第四十五条

略

又は変更することができない。
 て、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときて、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないとき
 る
 の
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 す
 す
 な
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま
 ま

一~六 (略)

その一 て同じ。 農業に従事する者であった期間に限る。 とその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるそ までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったこ なった日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の前日 ずれにも該当しなくなった場合 されたため農業者年金の被保険者でなくなった後これらの規定のい れたため又は同法第九十条の二第一 年金法第八十九条第 期間を合算した期間 令で定めるところにより算定される期間をいう。 の農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からこれらの規 その者が国民年金保険料免除期間 項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとさ のいずれにも該当しなくなった日の属する月の前月までの期間 部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものと)を有する者である場合におけるその国民年金保険料免除 項、 第九十条第一項若しくは第九十条の三第 (その農業者年金の被保険者でなく 項から第三項までの規定により (農業者年金の被保険者が国民)を基礎として農林水産省 以下この号にお

一~六(略)

七

ずれにも該当しなくなった日の属する月の前月までの期間 規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたた 間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったことその 部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされた め又は同法第九十条の二第一 年金法第八十九条、 めるところにより算定される期間をいう。 従事する者であった期間に限る。 者年金の被保険者でなくなった日の属する月からこれらの規定の 他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるその農業 日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の前日までの も該当しなくなった場合 ため農業者年金の被保険者でなくなった後これらの規定のいずれに 合算した期間 その者が国民年金保険料免除期間 を有する者である場合におけるその国民年金保険料免除期間 第九十条第一項若しくは第九十条の三第一 (その農業者年金の被保険者でなくなっ 項から第三項までの規定によりその を基礎として農林水産省令で定 (農業者年金の被保険者が国 以下この号において同 項の 民

~7 (略)

4 7

略

- 178 -

◎ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第

(附則第七十条関係)

号 抄

(公布日から二年以内の政令で定める日施行)

(傍線の部分は改正部分)

第七十条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二号に係る部分に限る。)に規定により同項第二号に規定する育児休業に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項(同法第二十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)に規定する育児休業和所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)に規定する育児休業者しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の三第一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の三第一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の一第二項第五号に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の一第二項第五号に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項に規定する産前産後、地方の表別に関するとは、大阪の工場に関するとは、大阪の、大阪の表別に関するとは、大阪の工場に関する。	改 正 案
第七十条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉がる額(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業等に関する法律(平成三年法律第一項に規定する育児休業に関する制度に準じて講がる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する制度に準じて講がる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は地方公務員の育児休業をしている被用者に合いて、当該育児休業又は体業をしたことにより、同表のと職に掲げる法律に基づく保険料又は機関である法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業をしている法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除して、若しくは徴収しないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。次項に対して、対対の表別では、対対の表別で表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対が表別では、対対の表別では、対対が、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対が、対対が、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対の表別では、対対が、対対対対対対対対対対対対対対対対対が、対対対対対対対対対対対対対対	現 行

2~4 (略)	2~4 (略)
(表略)	(表略)
	る。
	おいて「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とす
	こととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。次項に
	づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない
	は当該産前産後休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基
じて得た額の総額とする。	前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又